

平成 21 年

第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 21 年 9 月 9 日

閉 会 平成 21 年 9 月 18 日

大 津 町 議 会

平成 2 1 年第 6 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 9 日	水	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
9 月 10 日	木	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 11 日	金	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 12 日	土			議 案 等 検 討	
9 月 13 日	日			議 案 等 検 討	
9 月 14 日	月	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 15 日	火	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 16 日	水	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
9 月 17 日	木	午後 1 時	本会議	一 般 質 問	
9 月 18 日	金	午後 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				1 0 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成21年6月例月出納検査の結果について
- 平成21年7月例月出納検査の結果について
- 平成21年8月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

議案第41号	大津町子育て・健診センター条例の制定について
議案第42号	大津町立診療所の設置等に関する条例の制定について
議案第43号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第45号	大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第46号	大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
議案第47号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第48号	公有財産の使用について
議案第49号	平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）について
議案第50号	平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第51号	平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
議案第52号	平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）について
議案第53号	平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第54号	平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第55号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
議案第56号	平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
認定第 1号	平成20年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	平成20年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	平成20年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号	平成20年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号	平成20年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号	平成20年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号	平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9号	平成20年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について

平成21年第6回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成21年 8月25日 請 願 第 1 号	「教育予算の拡充を求める意見書」(案) の提出を求める請願	熊本県菊池郡大津町陣内 1898番地7 樋口利恵	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成21年 7月17日 陳 情 第 2 号	浸透枡型調整池の建設に関する陳情 書	大津町大字高尾野755番 地高尾野区 区長 古庄廣美	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 1 年 9 月 9 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 4 1 号 大津町子育て・健診センター条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 大津町立診療所の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 4 6 号 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 公有財産の使用について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託
特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 1 8 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 9 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 日程第 2 1 認定第 1 号 平成 2 0 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 平成 2 0 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第 2 3 認定第 3 号 平成 2 0 年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 4 号 平成 2 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 2 0 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 6 号 平成 2 0 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 7 号 平成 2 0 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 8 号 平成 2 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 9 号 平成 2 0 年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について
一括上程、提案理由の説明

日程第 3 0 議案質疑

- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 4 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 4 2 号及び議案第 4 3 号 | 一括質疑 |
| 議案第 4 4 号から議案第 4 6 号 | 一括質疑 |
| 議案第 4 7 号及び議案第 4 8 号 | 一括質疑 |
| 議案第 4 9 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 0 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 1 号及び議案第 5 2 号 | 一括質疑 |
| 議案第 5 3 号から議案第 5 6 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号及び認定第 3 号 | 一括質疑 |
| 認定第 4 号から認定第 9 号まで | 一括質疑 |

日程第 3 1 委員会付託

- 議案第 4 1 号から議案第 5 6 号まで
- 認定第 1 号から認定第 9 号まで
- 請願第 1 号
- 陳情第 2 号

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） おはようございます。ただいまから、平成21年第6回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、手嶋靖隆君、永田和彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会におけます審議の結果と経過についてをご報告いたします。

当委員会は9月1日午後10時から委員会A室におきまして、議会運営委員全員、また大田黒議長に出席を願い、平成21年第6回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の25件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についてを協議いたしました。

なお、認定第1号、平成20年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成20年度大津町工業用水道事業会計決算の認定のついてまでの9件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の詳細説明は省略することといたしました。

なお、一般質問については7名ですので、一般質問の1日目に通告者の1番から4番まで、2日目が5番から7番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので、4日間行うことになりました。したがって、会期日程につきましては、議席に配付のとおり、本日から9月18日までの10日間と決定いたしました。

また、最終日に契約案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） ただいまより議会運営委員会研修報告をいたします。

委員会は、去る7月21日午後2時、福岡県志摩町役場におきまして、志摩町議会と、それから合併についてを研修いたしました。志摩町は、平成22年1月1日に志摩町と二丈町、それから前原市の1市2町で合併することが決定しており、現在人口1万7千人、面積は54.55平方キロメートルで、福岡県の最西部に位置し、一般会計予算では56億9千万円、議員数は現在12名で、条例の定数は13名で、町の職員数114名、議会の会議時間は午前9時半から午後5時までで、議案の送付につきましては、開会日の1週間前を原則としており、常任委員会は2委員会で、総務文教厚生委員会と産業建設委員会で6名ずつとなっており、委員会の任期は4年とし、議会運営委員会は副議長及び各委員会から2名の5名ということでありました。予算・決算は、それぞれ予算特別委員会と決算審査特別委員会を議員全員で構成し審議しており、一般質問の締め切りは議会運営委員会の開催日午前9時の30分前まで。質問は、答弁も含めて50分、質問回数は特に制限はなく、答弁は課長答弁の後、町長が答弁をし、また議会広報紙につきましては、町の広報紙の中に一緒に印刷してありました。合併に関しては、平成22年の1月1日に1市2町で合併をし、糸島市が誕生することになっておりました。人口10万人となり、新たな出発を迎えたとのこと。しかし、それまでには大変苦労があったということでした。平成16年9月に合併協議会を進めたが合併が不成立となり、平成19年7月になって同じ組み合わせの市町で合併調整会議を設置、糸島1市2町合併調整会議を立ち上げ、平成19年の11月に志摩町住民投票では175票差で合併賛成が多かったとのこと。これを基に議会に上程をし、糸島1市2町合併協議会を設置し、平成20年1月に第1回の合併協議会、同11月に二丈町住民投票におきましては1千200票の差で合併賛成が多く、二丈町も議決をしたということでありました。前原市との合併が決定し、糸島市が平成22年1月1日に誕生するとのことでありました。

次に、7月22日午前10時半より佐賀県嬉野市役所におきまして、旧汐田町役場ではありますが、

におきまして議会運営についてと議会基本条例制定についてを研修いたしました。嬉野市は、平成17年に嬉野市と汐田町が合併をし新嬉野市となり、現在4年目、2万9千200人ですが、合併当時は3万390余人だったということであります。面積は、126.51平方キロメートル、嬉野茶と肥前吉田焼きが有名で、一般会計予算は111億6千万円、議員定数22名、現在は21名とのことでありました。常任委員会は3委員会で、総務企画委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会、任期は2年であり、議会運営委員会は6名で、同じく任期は2年ということでありました。一般質問締め切りは議運開催日の2日前まで、時間は答弁を含んで90分、議員の質問に対しての執行部からの議員に対する反問権があるとのことでありました。議会基本条例について、平成20年5月から議会運営委員会で基本条例の検討をはじめ、12月議会で特別委員会が設置をされ、名称を議会制度改革特別委員会とし、半年にわたって集中審議をし、平成21年6月議会におきまして議員発議で提案をされ、議決がなされ、現在九州では7市2町で、全国では63市町でこの制定が行われているということであります。さらに、現在は135の市町がこの制定に準備をしているとのことでありました。嬉野市議会は、積極的な情報公開、議会活動への市民参加、行政機関との緊張保持、議員の自己研鑽と資質の向上で公平性と透明性の確保など議会の責務を果たし、市民の負託に応えられる議会を築くためにこの条例を制定したとのことでありました。年に1回、市内校区におきまして議員が出掛けていき、議会報告会を開き、7から8カ所、22名の議員が3班に分かれて町民への議会報告を開いていきたいとのことでありました。そのためには、議員の勉強と資質の向上が必要であり、議会のレベルアップ、議員間の勉強、政策討論能力、市民参加の推進、公平性・透明性の確保につながっていくとの説明でありました。

両市町の議会運営を学び、大変参考になりました。なお、この資料などを詳しく分析をして、今後に生かしていきたいというふうに思っておりますが、特に議会基本条例の制定の動きにつきましては、全国の議会でも急速に広がっており、大津町議会でも取り組んでいくべきではないかという感じをしたところであります。

以上をもちまして、議会運営委員会の研修報告といたします。

○議 長（大田黒英生君） これで、議会運営委員長報告を終わります。

日程第5 議案第41号から日程第29 認定第9号まで一括上程

提案理由の説明

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、議案第41号、大津町子育て・健診センター条例の制定についてから、日程第29、認定第9号、平成20年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてまでの25件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第41号、大津町子育て・健診センター条例の制定についてですが、子育てに関する支援を行い、地域における子育て支援基盤を確立するとともに、町民の総合的な健康づくり対策を推進し、健康増進を図るため、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、大津町子育て・健診センターを設置することに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第42号、大津町立診療所の設置等に関する条例の制定についてですが、新型インフルエンザのまん延期において、町内での感染拡大を防止するために、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、臨時的に新型インフルエンザ専用の大津町立診療所を設置することに伴い、条例を制定しようとするものです。

議案第43号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、大津町立診療所の設置等に関する条例の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてですが、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号、大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、大津町乳幼児健康支援一事預かり事業の実施場所が、大津町老人福祉センターから大津町子育て・健診センターに移転するため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてですが、護川小学校校区学童保育施設の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号から議案第47号につきましては、条例を制定、一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第48号、公有財産の使用についてですが、西原村の俵山の町有地に計画されております水源涵養林の用地として、熊本市と協定・分収林契約を結び、公有財産を使用させるものです。公有財産の使用については、地方自治法第238条の6第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第49号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千946万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億206万3千円とし、第2表で債務負担行為を追加補正するものです。歳入では、地方特例交付金500万7千円、使用料及び手数料8万1千円、国庫支出金414万5千円、県支出金1千389万7千円、財産収入1千574万円、繰入金5千791万4千円、繰越金2億3千432万4千円、諸収入6千36万3千円をそれぞれ増額し、地方交付税を1億3千200万9千円を減額するものです。歳出では、総務費1億2千269万8千円、民生費776万8千円、衛生費5千594万円、労働費152万3千円、農林水産業費2千788万5千円、土木費1

千380万1千円、消防費18万1千円、教育費276万6千円、予備費2千690万円をそれぞれ増額するものです。

議案第50号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千328万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、26億2千34万円としたものです。歳入では、国庫支出金777万5千円、療養給付費等交付金1千754万6千円、諸収入414万円のそれぞれの増額が主なものです。歳出では、保険給付費100万6千円、後期高齢者支援金等310万1千円、老人保健拠出金1千543万1千円、諸支出金844万1千円のそれぞれの増額が主なものです。

議案第51号、平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千112万5千円としたものです。歳入では、繰越金312万円、諸収入379万5千円のそれぞれの増額が主なものです。歳出では、諸支出金を509万円増額するものです。

議案第52号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6万4千円としたものです。歳入では、諸収入を485万1千円増額し、歳出では総務費を485万1千円増額するものです。

議案第53号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千862万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7千872万5千円としたものです。歳入では、繰入金を644万4千円、繰越金を1千217万8千円、それぞれ増額するものです。歳出で、公債費を1千862万1千円を増額するものです。

議案第54号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千145万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6千39万円としたものです。歳入では、国庫支出金296万9千円、繰越金5千785万円増額するものです。歳出では、総務費3万3千円、地域支援事業費287万3千円、諸支出金2千235万3千円、予備費3千620万円、それぞれ増額するものです。

議案第55号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千435万1千円としたものです。歳入では、繰入金を203万1千円減額、繰越金を250万9千円増額し、歳出では事業費を47万8千円増額するものです。

議案第56号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千827万6千円としたものです。歳入で、繰越金を178万1千円増額し、歳出では予備費を178万1千円増額するものです。

議案第49号から議案第56号までの8議案につきましては、平成21年度一般会計及び各特別会

計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第9号までの案件は、平成20年度一般会計、各特別会計及び事業会計の歳入歳出決算の認定についてですが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。一般会計では、歳入総額119億8千72万7千円、歳出総額116億3千371万円、翌年度に繰越すべき財源、繰越明許費繰越額1千269万3千円を差し引きまして、実質収支額3億3千432万4千円となっております。大津町国民健康保険特別会計外各特別会計におきましては、歳入総額72億4千128万3千円、歳出総額70億5千131万5千円、翌年度に繰越すべき財源、継続費通次繰越額140万円を差し引きまして、実質収支額1億8千856万8千円となっております。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額6千500万6千円、支出済額5千177万1千円となっております。決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものです。

また、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の昨年度の決算状況について、簡単にご説明申し上げます。大津町の収入の約44%は、町民の皆さんや企業が納められた町税によるものです。町税総額は約53億1千万円で、昨年より約9億5千万円の減額となっております。法人町民税が昨年秋からの経済不況を反映して、12億1千万円減額となったのが大きく影響しています。また、町債の残高につきましては、平成16年度をピークに減少していましたが、平成20年度は約101億円となりました。財政指数では、平成17年度から4年連続普通交付税の不交付団体となりました。また、21年度の普通交付税については、先日確定し、5年ぶりに普通交付税交付団体となり、7億4千7百万円の交付が予定されております。一般的にいう財政力指数は3年間の平均で表しますので、21年度も1.025と1を超える指数となり、数字だけ見ますと財政力が豊かな自治体となります。基金につきましては、年度末の総額は51億円で、前年度より約8億円の減額となっております。これは、まちづくり交付金事業や工場等振興奨励補助金に、基金を繰り入れたことによるものです。また、今年度予算では、法人町民税の減額に伴う財源の不足を補うために財政調整基金を繰り入れていますが、このように大津町は法人町民税に依存する財政構造となっておりますので、かねてから可能な限り財政調整基金への積み立てを行い、健全な財政運営に努めなければならないと考えています。地方公共団体の財政の健全化法に基づく、財政指標につきましても、早期健全化基準を下回るものとなっております。また、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しておりますが、今後とも行財政改革大綱、集中改革プランを着実に実行し、住民サービスの向上と簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、行財政改革の更なる推進に努めてまいりたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況のご説明とともに提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長をして詳細説明させていただきますので、よろしくお願い

いたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼ねて子育て支援課長（大塚武年君） おはようございます。

議案第41号、大津町子育て・健診センター条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。現在、老人福祉センター内で行っております子育て支援事業、同じく老人福祉センターあるいは町民交流施設などで行っております健診事業について、旧アルコール工場跡地に子育て健診センターを開設し、地域全体で子育てを支援するとともに、町民の健康増進を図るため、大津町子育て健診センターを設置することといたしましたので、条例を制定しようとするものでございます。

説明資料によりご説明を申し上げます。説明資料の1ページをお願いいたします。施設の平面図で施設の概要についてまずご説明をいたしたいと思っております。1階が健診センター、2階が子育て支援センターとして利用をいたします。このセンターは、履き物は入口で脱いでいただきまして、素足で利用していただくことにいたしております。まず1階の正面玄関ホールに新たにエレベーターを設置しまして、利用者の皆さんの利便性を図ることといたしております。1階の健診センターですが、玄関を入りまして北側の部屋を各種健診時の受付、待合室といたします。次に、中央の部屋を問診、それから保健指導として利用し、一番奥の部屋を歯科診療、保健指導室及びその北側の部屋を内科の診察室、運動発達検査、身長体重の測定室として活用をいたします。また廊下の南側の一番奥を心理相談や母子住民の個別な相談室として活用し、構内にトイレを配置し、健診や各種事業でも使いやすいような配置にいたしております。なお、健診等の事業としまして、毎月行います3、4カ月児健診から3歳児健診の各種乳幼児健診とがんの複合健診等の住民健診の実施を適時相談、心理相談、マタニティセミナーなどの相談業務で活用していく予定でございます。

次に、2階の子育て支援センターですが、メインの大ホールを「すこやか広場」と命名しまして、子育てに関します多くの事業をこの部屋で行ってまいります。特に子育て中の親子が集える場として、毎日開設をいたしております子育て支援拠点事業をこのホールで実施をしております。「すこやか広場」の西側に事務室を設けまして、その北側の和室を2部屋と、廊下を挟みまして南側の和室1部屋をそれぞれ独立させて、病後児室「ひだまり」として、病気回復時の子どもたちをお預かりする部屋といたしております。エレベーターの奥に授乳室兼相談室として「ほほえみルーム」を設けまして、トイレは子どもたちが利用しやすいように全面改修をいたしております。また乳幼児のための沐浴室も設置をいたしておるところです。

議案集をお願いします。議案集の2ページになります。大津町子育て・健診センター条例についてご説明をいたします。第1条、設置で、子育てに関する支援を行い、地域における子育て支援基盤を確立させるとともに、町民の総合的な健康づくり対策を推進し、健康増進を図るため大津町子育て・健診センターを設置するものです。第2条が名称及び位置で、名称を大津町子育て・健診センター。位置につきましては、大津町大字大津1156番地3です。第3条事業で、1の子育て事業をアの子育て世代の交流の場と情報を提供することから、ウのその他子育て支援に関する事業まで。2の健診

事業をアの母子の健診及び相談に関することからオのその他、町民の健康に関する事業まで、それぞれ定めております。

3ページをお願いいたします。第4条、開館時間及び休館時を定めております。第5条で使用の許可と第6条で許可の制限。

4ページをお願いいたします。第7条で許可の取り消し等を定めております。第8条使用料で、別途のとおり部屋ごとの料金を定めております。使用料につきましては、後ほどご説明を申し上げます。第9条で使用料の返還。

5ページをお願いいたします。第10条で権利譲渡等の禁止、第11条で原状回復義務、第12条で損害賠償、第13条で免責、第14条で使用者負担をそれぞれ定めております。

6ページをお願いいたします。第15条で、指定管理者の指定等を定めまして、指定管理者導入に対応できるように定めております。第1項で、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者にセンターの管理に関する業務を行わせることができることといたしております。実施業務については、第1号から第3号まで定めております。第2項で、指定管理者に管理業務を行わせる場合、第5条、第6条及び第7条の規定中、「町長」とあるものは「指定管理者」と読み替えるとしております。第3項で、指定管理者に業務を行わせる場合、町長の承認を得て、第4条の規定にかかわらず開館時間または休館日を変更し、もしくは臨時休館日を定めることができるといたしております。第6条で、委任の規定をいたしております。

7ページをお願いいたします。別表第8条関係の使用料について定めております。1階の健診センターにつきましては、週2回程度の健診ですので、事業を行わないときには一般への貸し出しはできないものと考えております。2階の子育て支援センターにつきましては、基本的には毎日子育て事業を行いますので貸し出しはないかと考えておりますが、万が一のことを考慮しまして、センター内のすべての部屋について使用料を設定いたしております。使用料の額につきましては、同規模の町民交流施設と同額といたしております。

6ページをお願いします。附則で、この条例は平成21年10月1日から施行することといたしております。

次に、議案第44号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集は18ページでございます。幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正に伴いまして、市町村事業に係る国庫補助限度額が改正されるため条例の一部を改正するものです。幼稚園の就園奨励費につきましては、国の補助金交付要綱で補助限度額を国が毎年度予算で定め、別に通知するとなります。今回その対象区分の改正が行われましたので、それに伴います改正をお願いするものです。

説明資料の8ページをお願いいたします。今回の改正は、入園料、保育料の合計額の補助限度額は大幅に引き上げられたことに伴い条文の改正と限度額の改正を行うものです。

まず、別表の方からご説明を申し上げます。説明資料の9ページをお願いいたします。別表1の補助限度額の同一世帯から2人以上就園している場合の第2子が「3万8千円」から「4万9千円」に、

第3子以降が「6万6千円」から「7万7千円」に引き上げられます。説明資料の11ページをお願いいたします。次に、別表2の補助限度額の小学生1年生から3年生の兄弟を有している場合の第3子以降が「3万2千円」から「7万7千円」に引き上げられるものです。

説明資料の8ページに度っていただきたいと思います。今、ご説明申し上げました補助限度額の引き上げに伴いまして、実際の支払額が下回る場合がございますので、第2条の保険料の減免で但し書きを付け加えるものです。改正後で、「なお、実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払い限度額を限度とする」を加えるものです。

議案集をお願いします。議案集の14ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の規定は、平成21年4月1日から適用するといたしております。

次に、議案第45号、大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集は15ページでございます。大津町乳幼児健康支援一時預かり事業の実施場所が大津町老人福祉センターから大津町子育て健診センターに移転することに伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料によるご説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。第2条中、事業の実施場所の移転に伴い、大津町老人福祉センターを大津町子育て・健診センターに改めるものです。

次に、第3条中、給食・間食等を含むを削除するものです。手数料の額の中で給食・間食を含めを削除するものですが、現状といたしまして給食または間食につきましては、病気回復時の幼児及び児童でありますので、保護者が子どもの体調にあった弁当、あるいはお粥、離乳食などを持参させており、給食・間食については提供していないというのが実情であります。また、新しい施設といたしまして子育て支援センターに給食室がありませんので、今回改正をするものです。利用料についても補助いたしましたけれども、約90%の子どもたちが半額の利用料の保育園等に通う幼児でありまして、また現在病後児保育を行っている県内の9市町村のうち菊陽町、それから合志市、山鹿市などの近隣市町村のほとんどが大津町と同じ利用料金で、弁当につきましては保護者の持参ということになっております。やはりその日の子どもの状態とか、あるいは年齢も様々でありますので、保護者が子どもにあわせた食事を持参をしていただくということで考えております。

議案集の16ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成21年10月1日から施行するといたしております。

次に、議案第46号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集の17ページでございます。護川小学校校区の学童保育施設の設置に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

説明資料によりご説明を申し上げます。説明資料、13ページをお願いいたします。第2条の名称及び位置で、名称を護川小学校校区学童保育施設。位置を大津町大字杉水3092番地を新たに加えるものでございます。護川小学校敷地内のプレハブ教室を改修いたしまして、学童保育施設として10月1日から学童の受け入れを行うものです。

議案集の18ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成21年10月1日から施行する
といたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） おはようございます。

議案第42号、大津町立診療所の設置等に関する条例の制定について説明いたします。議案集の8
ページ、それと説明資料綴りは2ページです。まず、条例の説明に入ります前に、基本的な考え方
についてご説明したいと思います。菊池圏域では、開設期間は4週間から8週間と想定していますが、
実際の患者動向等を把握した上で、菊池地域新型インフルエンザ対策協議会が協議し、発熱外来の診
療所を開設と休止、終了を決定いたします。この間は原則、他の医療機関では被感染患者等への感染
防止のため、発熱外来は行いません。今回、提案しています町立診療所は、新型インフルエンザに係
る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設になります。第3段階
の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分ける
ことで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的としております。第3段階の蔓延
期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの外来集中に対応するこ
とに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的としておりま
す。メリットといたしまして3つございます。1つ目、住民の皆さんへの医療の確保ができることで
す。流行時に多くの患者さんが医療機関に押し掛け混雑するのを防ぐことはもちろんですが、医療機
関での診療ができないことを想定して軽症の患者さんは医療機関での診療を受けずに治療薬を受領で
きることで、病院内での感染拡大も防止できます。また、短期間で多くの方へ治療薬をお渡しする
ことができます。2番目、重症者のトリアージです。外来の皆さんに集中に対応することに加え、軽
症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要な患者さんは病院への紹介をすることもできます。
3つ目、重症者の方の入院施設の確保ができることです。重症者の患者さんが入院施設を確保でき
るとともに病院機能を破綻させないことが大切になります。菊池圏域では、菊池郡市医師会病院、再春
荘病院、熊本セントラル病院、熊本リハビリテーション病院の4病院で最低200床を準備します。
その他、新型インフルエンザ以外、慢性疾患とか事故等の入院を担当する病院を別に7病院お願いす
ることにしております。

それでは、今回の条例についての中身について説明いたします。今回の条例の制定については、新
型インフルエンザの蔓延期において町内での感染拡大を防止するために、臨時的に新型インフルエン
ザ専用の大津町立診療所を設置することに伴い、条例を制定するものです。条例の内容については、
説明資料綴りで説明いたします。

2ページをお願いします。条例の題名を大津町立診療所の設置等に関する条例としております。第
1条、設置の趣旨ですが、菊池地域新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、カテゴリ2以上、
これ致死率0.1%以上でございます、の新型インフルエンザが地域に蔓延した場合、菊池地域新型イ
ンフルエンザ対策協議会において重症度や地域での発生状況を勘案して、大津町立診療所を臨時的に

設置開設するとしています。第2条で、名称及び位置、第3条では診療科目を規定しています。第4条で診療時間では、休診日は設けず、診療時間は午前9時から午後9時までとし、スタッフは6時間ごとの交代としています。また運営開始から28日間で7日間は24時間診療とし、2市2町の順番で実施することとしています。

3ページをお願いします。第5条で診療事項として問診、診察及び薬剤の投与を行うこととしています。第6条は、診療費の算定方法について定めています。それから、第7条の診療所に従事する職員についてですが、医療スタッフは菊池郡市医師会会員及び圏域の病院勤務医と圏域の医療機関に勤務する看護師とし、事務スタッフは開設自治体の職員としています。また、薬剤の分包については、あらかじめ菊池郡市薬剤師会に委託することとしています。

4ページから6ページの別紙1と別紙2で、発熱外来のレイアウト及び外来スタッフの業務の概要について記載説明していますので、後でご参照下さい。第9条は委任規定です。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第43号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の11ページ、それと説明資料は7ページです。今回の条例改正は、議案第42号で説明しました大津町立診療所の設置等に関する条例の制定に伴い、条例の一部を改正するものです。条例の改正の内容については、別表の大津町地域公共交通会議委員の次に、新たに大津町発熱外来診療医師及び大津町発熱外来診療看護師の報酬をそれぞれ記載のとおりとするものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第47号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の19ページ、それと説明資料は14ページです。今回の条例改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国の緊急の少子化対策及び子育て支援の一環として、出産育児一時金の増額が図られたことにより、国民健康保険条例の一部を改正するものです。なお、増額に係る予算措置につきましては、今議会に補正予算を計上しております。

20ページをお願いします。附則の第3項で、今回の出産育児一時金の増額が経過措置であるため、その適用期間を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産と規定し、引き上げ額を4万円と規定しています。

附則で、この条例は平成21年10月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第50号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書をお願いします。今回の補正の主なものは、平成20年度の特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び後期高齢者支援金等の平成21年度保険者負担分の額の決定に伴うものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千328万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2千34万円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページと、併せて別冊補正予算の概要の8ページ、9ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金、款3、項2、目1財政調整交付金及び10ページ、款4、項2、目1財政調整交付金については、平成21年度後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の額の確定に伴うもので、それぞれ負担割合により増額補正しています。

9ページに戻りまして、款3、項1、目2及び10ページ、款4、項1、目1の共同事業負担金については、平成21年度共同事業負担金の額の確定に伴う減額補正です。9ページお願いいたします。款3、項2、目2介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、平成21年度の介護報酬改定プラス3%により、介護従事者の処遇改善を図ることに伴う保険料の上昇を抑制する措置として国から交付されるものです。22年度が2分の1、23年度は0でございます。款3、項2、目3出産育児一時金補助金については、平成21年度10月1日以降の出産に対し4万円が増額されることに伴い、国の2分の1の補助金です。

10ページをお願いします。

款5、項1、目1療養給付費等交付金については、平成20年度療養給付費等交付金の精算に伴う増額補正です。

11ページをお願いします。

款10、項1、目2その他繰越金については、平成20年度特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を減額計上しています。

款12、項4、目2退職被保険者等第三者納付金については、交通事故等で保険を利用した場合の返還金で、実績による増額補正です。

次に、歳出で12ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費、13委託料は、第三者納付金の増加に伴う事務委託料、18備品購入費は窓口用のコピー機を購入するものです。これは卓上型のコピー機が故障したためです。

款2、項4、目1出産育児一時金については、10月1日以降の出産に対し給付金が4万円増額されることに伴い、25件分を補正計上しています。

13ページの款3、項1、後期後継者支援金等、款4、項1前期高齢者納付金等、14ページ、款5、項1老人保健拠出金、15ページ款6、項1介護納付金及び款7、項1共同事業拠出金については、平成21年度のそれぞれの額の確定に伴う補正です。

16ページをお願いします。

款11、項1、目3償還金については、平成20年度療養給付費等交付金、国庫の額の確定に伴う増額補正です。目5高額医療費特別支給金については、平成20年4月から12月までの75歳到達者に対し、医療費が限度額を超えた場合に支給される高額医療費特別支給金を今年度限りで補正計上しています。

款12、項1、目1予備費で、補正に伴う財源調整をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時12分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 続きまして、議案第51号、平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書をお願いします。今回の補正は、平成20年度医療給付費等の事業精査に伴う補正です。予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千112万5千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページと併せて補正予算の概要の10ページをお願いします。

款1、項1、目1医療費交付金については、第三者納付金の増に伴う減額補正です。

款4、項1、目1一般会計繰入金については、平成20年度老人医療給付費精算に伴う増額補正です。

款5、項1、目1繰越金については、平成20年度老人保険特別会計歳入歳出の額の確定による繰越金を計上しています。

8ページをお願いします。

款6、項3、目1第三者納付金については、交通事故等で保険を利用した場合の返還金で、実績に伴い補正計上しています。

次に、歳出について、説明書の9ページをお願いします。款2、項1、目1償還金については、平成20年度老人保健医療給付費等事業実績報告に伴う支払い基金交付金、国庫負担金、県負担金の精算に伴う増額補正です。款2、項2、目1一般会計繰出金は、第三者納付金の増に伴い、一般会計に繰出金として歳出処理するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第54号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書をお願いします。今回の補正は、平成20年度特別会計の歳入歳出の額の確定による繰越金及び介護予防実態調査分析支援事業の実施に伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千145万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6千39万円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の8ページと併せて別冊補正予算の概要、11、12ページを

お願いします。

款3、項2、目3介護保険事業費補助金については、介護予防事業のシステム面を強化したモデル事業で、10分の10の国庫補助金を計上しています。

款8、項1、目1繰越金については、平成20年度介護保険特別会計歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を計上しています。

款9、項2、目2被保険者第三者納付金については、交通事故による第三者納付金の2件分を計上しています。

次に、歳出について説明書の9ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費、13委託金については、第三者納付金2件分の発生に伴う事務委託金を補正計上しています。

款3、項1、目4介護予防実態調査分析支援事業は、できるだけ多くの高齢者の生活機能の実態を把握し、リスクの高い高齢者にアプローチすることが急務となっており、モデル事業として10月から事業が開始されるものです。この事業は、65歳以上の要支援、要介護認定者を除く全高齢者に特定高齢者把握事業の基本となります基本チェックリストを配付し、5割以上を回収するというものです。節7賃金は、チェックリスト未回収者へのアプローチのため、保健師及び事務補助員を臨時的に雇用するものです。節9旅費は、モデル事業に伴う研修会出席のため1回分を計上しています。節11需用費については、消耗品としてチェックリスト及びお知らせ等のコピーに伴うトナー代等、また印刷製本費として返信用封筒、パンフ等の印刷代です。節12役務費は、チェックリスト配付返信用の郵便代及び未回収者への電話代、それから節14使用料及び賃借料については、事業実施に伴うパソコン等機器のリース料を計上しています。

10ページをお願いします。

款6、項1、目2償還金については、平成20年度の介護給付費の額の確定に伴い、国・県負担金支払基金及びシステム改修事業国庫補助金の確定による返還金です。款6、項2、目1一般会計繰出金については、平成20年度の介護給付費及び事務費の精算確定に伴う補正です。

11ページをお願いします。

款7、項1、目1予備費で、財源調整を行っています。

以上、よろしくをお願いします。

議案第56号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書をお願いします。今回の補正は、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴う補正です。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千827万6千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページと、併せて別冊補正予算の概要13ページをお願いします。

款5、項1、目1繰越金については、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定による繰越金を計上しています。

次に、歳出について、説明書の8ページをお願いします。

款5、項1、目1予備費については、繰越金を平成20年度の精算に備えるため予備費に計上するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第48号、公有財産の使用についてご説明します。議案集の21ページと、説明資料は15ページからになります。公有財産の使用についてですが、西原村の俵山の町有地に計画されております水源涵養林の用地として、熊本市と森林整備協定と分収林契約を結び、公有財産を使用させるものです。

22ページをお願いいたします。1の財産で、所在は熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子大字俵山3599番3で、地目は原野、面積が52万7千700平方メートル、使用目的は造林となっております。使用期間につきましては、2009年10月1日から2109年3月31日までとなります。2の契約の相手方は、熊本県熊本市手取本町1番1号、熊本市長、幸山政史様となります。

説明資料の15ページをお願いいたします。熊本市が計画されています水源涵養林整備5カ年計画からご説明します。熊本市が大津町、西原村、南阿蘇村の原野で合計100ヘクタールに水源涵養のための広葉樹を植えたいということで協議がっております。

その広葉樹造林の説明を申し上げます。熊本市の水源涵養林整備5カ年計画、平成21年から25年度です。事業内容は、熊本市の清冽な地下水を将来にわたり保全するには、上流域での森林づくりを進めていくことが必要。そこで、平成21年度からの5カ年計画で白川上流域の地下水涵養域内の大津町所有原野約40ヘクタール、次の16ページの地図をごらんいただきたいと思います。当該地域を表示しております。図面の中央左から走っております道路が県道熊本高森線で、位置としましては俵山トンネルの付近になります。これが大津町所有の40ヘクタールとなります。15ページをもう1回お願いします。大津町所有の40ヘクタールと、別に南阿蘇村所有原野30ヘクタール、西原村所有原野30ヘクタールで、広葉樹造林を実施し、100ヘクタールの水源涵養機能の高度な発揮を図るとされております。この計画では、上下流自治体が連携をして森林の造成や整備を推進することにより、森林の公益的機能を高め、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保などを訳する水源涵養林森林整備協定を締結し、同時に契約期間100年の分収造林契約100年の森を締結し、造林補助制度や水と緑の森づくり税起債を活用して水源涵養機能が高度に発揮できる山づくりを目指すというものです。また、造林地を上下流住民交流森林ボランティア育成森林環境教育の場として活用し、水源涵養林整備への理解を深めるとされております。2の計画箇所の概要ですが、西原村で大津町所有の原野、区域面積約53ヘクタールのうち40ヘクタール、南阿蘇村の所有原野で約45ヘクタールのうち30ヘクタール、西原村の所有原野で37ヘクタールのうち30ヘクタールとなり、合計100ヘクタールになります。

次に、3の5カ年計画の事業料ですが、表の一番上の欄の大津町所有では、21年度6ヘクタール、22年度7ヘクタール、23年度7ヘクタール、24年と25年度が10ヘクタールで、合計40ヘクタールです。

次の4については、熊本市が実施される事業費です。

16ページの図面は、大津町所有の原野、先ほど説明しました40ヘクタールに5カ年計画で順次広葉樹を造林されるものです。

次、17ページをお願いいたします。この事業を進める上で水源涵養林森林整備協定書が必要であり、熊本市甲と大津町乙は、熊本県の立ち会いの下に協定を結ぶこととしております。第1条は目的、第2条は区域で、西原村鳥子の52万7千700平方メートルの区域になります。第3条は整備に関する事項で、別に締結する分収林契約に基づくとしております。第4条、有効期間、同じく分収造林契約に定める期間で100年となります。第5条は交流、第6条は道路の補修、大津町が所有する道路について、この協定で必要な道路の補修は熊本市が行う。第7条帰属で、熊本市が補修を行った道路等は大津町に帰属するというので、次の18ページで、熊本県知事の立ち会いで熊本市と協定を結ぶものです。

次に、19ページをお願いします。分収林契約ですが、これは熊本市と大津町で分収の契約を締結するものです。第2条の有効期限で、2009年から2109年とすぐ100年の期間を定めています。第3条は植栽の計画で、予定の樹種は広葉樹です。植栽は最初の5年間で、その後管理を行い、3で20104年から2109年で伐採予定となっております。

次に、20ページの第13条の分収の方法ですが、この契約に係る造林による収益が出た場合、収益は熊本市10分の6、大津町が10分の4とするものです。以下についても、この割合で規定をいたしております。

公有財産の使用について、以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第49号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。併せまして、別紙補正予算の概要をご参照願いたいと思います。

第1条で規定の予算総額に2億5千946万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億206万3千円とするもので、当初予算費7.12%の増になっております。第2条で、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正のとおりといたしております。今回の補正予算の主なものとしましては、歳入面では普通交付税が交付決定により7億4千773万1千円となりまして、当初から1億3千200万9千円の減額となりました。また平成20年度繰越額の確定による繰越金2億3千432万4千円などです。一方、歳出面では財政調整基金積立1億2千万円、新型インフルエンザ蔓延期に設置します町立診療所の設置関連費用5千85万9千円、村づくり交付金事業関係で1千807万5千円、外牧の中畑分収林の保育事業委託で1千71万円などを計上させていただいております。

予算書の8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございますけれども、

大津小学校プレハブ校舎の借上料につきましては、大津小学校が来年度より児童数の増加によりまして、教室数が不足するため、分離校が新設されるまでの期間、2階建て4教室のプレハブ教室等をリースで新設して使用するものでございます。24年度までの総額3千150万円を計上いたしております。

説明書18ページをお願いいたします。歳出から説明をさせていただきたいと思います。

款2、項1、目1一般管理費、節3職員手当等の増額につきましては、職員の申請に伴う補正でございます。節4共済費の増額につきましては、緊急雇用対策相談員配置事業に伴う社会保険等の事業主負担金でございます。目5財産管理費、節12役務費につきましては、公有施設のごみ処分場が10月から有料化されたものによるものでございます。節14の入札情報システム使用料につきましては、インターネットによる工事实績情報検索システム利用のための1台分を追加するものでございます。目10男女共同参画推進費につきましては、県の緊急雇用創出事業交付金を利用いたしまして、男女共同参画社会に関する意識調査等を実施する関連費用でございます。

19ページをお願いいたします。

目13財政調整等基金費につきましては、平成20年度繰越額の確定に伴いまして繰越金の2分の1を下回らない金額を財政調整基金に積み立てるもので、20年度繰越総額3億3千432万4千円で、当初予算の繰越額1億円を差し引きまして2億3千432万4千円の2分の1を積み立てております。款2、項2、目2賦課徴収費、節13委託料の住民税システム改修業務委託につきましては、所得証明課税台帳記載事項証明書の表示変更のために電算システムの改修を行う者でございます。

20ページをお願いいたします。

款2、項5、目2各種統計調査費につきましては、国政調査区設定委託金、経済センサス基礎調査委託金等の確定に伴う事業費の調整でございます。

款3、項1、目2、節12役務費の医師意見書作成手数料につきましては、障害区分認定に伴う意見書作成件数の増加によるものでございます。

次の21ページ、節23につきましては、平成20年度実績に伴います各補助金の確定に伴う返還金でございます。款3、項2、目1児童福祉総務費、節7賃金につきましては、育児に悩みのある親の話を傾聴し、家庭訪問や相談事業を行い、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るため支援を行うために、精神保健福祉1名を子育て支援課に配置するものでございます。これは、県の安心子ども基金を活用させていただいております。節13委託料の子育ち食育応援事業につきましては、乳幼児から思春期までの子どもとその親を対象に年齢や子どもの発達段階に応じて必要とされる食に関する学習の機会や情報提供を進め、健康で明るい活力の中で子育てを応援するためにNPO団体に事業実施を委託するものでございます。病後児保育事業委託につきましては、県の補助基準額の変更に伴う増額分でございます。地域子育て創生事業委託につきましては、地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化を図るための子育て支援対策といたしまして、10月開設予定の大津町子育て・健診センターにおいて行うイベント開催事業の委託費用でございます。

22ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保健衛生総務費、節20の扶助費につきましては、妊婦の県外出産対象者の増加に伴うものでございます。目2予防費につきましては、今後大流行の発生が懸念されます新型インフルエンザの蔓延期において、町内での感染拡大を防止するために町がインフルエンザ専用の外来診療のために診療所を臨時に設置する関連経費計上させていただいております。

23ページをお願いいたします。

目4健康増進費につきましては、国の経済対策といたしまして、助成特有のがん検診としまして、子宮がん検診、対象者が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳及び乳がん検診対象者が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性の方を対象に実施するもので、それぞれ約千名の受診率30%を見て予算を計上させていただいております。

款5、項1、目1労働諸費でございます。節7の賃金につきましては、緊急雇用対策で離職者等の就業支援策としての相談員を配置させていただいておりますけれども、平成22年3月までの4カ月間延長するための賃金でございます。節9旅費から、次の24ページ節18備品購入費までは、無料職業紹介事業所開設に伴う関連費用を計上させていただいております。

款6、項1、目3農業振興費、節19の4鳥獣害防止対策事業補助金につきましては、イノシシ被害増大による電気撲殺機設置の2分の1の補助です。ソーラー式5台、電池式3台を予定しております。目5農業構造改善事業費、節18備品購入費につきましては、総合交流ターミナルの備品で、老朽化した冷蔵庫及び給湯器を購入するものでございます。次の25ページに掛ける目6農地費の主なものにつきましては、村づくり交付金事業に関する農道修道の専権変更に関するもの及び用地費、電柱移転補償費等の増額でございます。節19の5、新農業水利システム保全対策事業補助金につきましては、大菊土地改良区の事業に関する補助金でございます。目7圃場整備費、節13委託料につきましては、矢護川圃場整備事業の受益面積の拡大に伴います地図作製委託料の増額分でございます。

26ページをお願いします。

款6、項2、目2林業振興費につきましては、外牧の中畑団地分収林の間伐5.69ヘクタール及び作業道1千436メートルの補修整備を行うもので、全額森林農地整備センターの補助になります。

27ページをお願いいたします。

款8、項2、目2道路維持費の節13委託料の護岸雑草処理業務委託につきましては、中島区に白川護岸雑草処理を委託するものでございます。目3道路新設改良費につきましては、国道325号室交差点改良工事に関連する町道部分の測量設計委託内容変更による減額と、次の28ページ、節17の用地費で、森上鶴線ほかの道路用地の購入費に係るもの及び節22で道路改良に伴う電柱、上水道との移転補償費の増額になります。款8、項3、目1都市計画総務費では、地域新エネルギー省エネルギービジョン策定関連の事業費の調整を行っております。

29ページをお願いいたします。

款8、項3、目3公園緑地費、節11の修繕料につきましては、町立公園の外灯、トイレ等の修理と矢護川公園水路改修を行います。節15工事請負費につきましては、美咲野中央公園の東屋の支柱がシロアリに腐食され危険なため取り替えるものでございます。昭和園集水柵改修工事につきまして

は、雨水の自然浸透で陥没した集水柵の改修工事を行うものでございます。目6まちづくり交付金事業費、節13の建物鑑定委託は、駅前楽善線建物等の調査費の増額分でございます。

30ページをお願いいたします。

款10、項1、目2教育委員会の事務局費で、節7賃金の学校生活補助員賃金につきましては、要支援児童生徒への教育支援を行うために、室南小、北中に各1名の補助員を雇用するものでございます。次の緊急経済対策促進事業補助員賃金につきましては、学校ICTと環境整備事業を行うため情報通信機器の取扱いや運用に精通した臨時職員を1名雇用するものでございます。

款10、項2、目1学校管理費、節11の修繕料は、大津小学校の体育館の照明器及び南小学校の車いす使用の児童に対応するためのスロープ設置水道蛇口修理及び防火扉の修理を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

款10、項3中学校費では、大津中学校の体育館ステージバトン修理と男子トイレ修理費用を計上させていただいております。

款10、項5、目1社会教育費の節19補助金につきましては、高尾野公民館のシロアリ等による補修費用の3分の1補助分でございます。

32ページをお願いいたします。

款13予備費で、今回の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入の方を説明させていただきます。戻りまして、12ページをお願いいたします。

款9、項1、目1地方特例交付金の増額につきましては、児童手当拡充分及び住宅借入金等特別控除分の減収補てんのための交付金の確定によるものでございます。

款9、項2、目1特別交付金につきましては、恒久減税廃止に伴う経過措置として交付される交付金の確定によるものでございます。

款10、項1、目1地方交付税の減額につきましては、当初普通交付税を8億7千974万円見込んでおりましたが、交付決定額が7億4千773万1千円となりまして、1億3千200万9千円の大幅な減額となりました。これにつきましては、交付税の見積もり積算におきまして基準財政需要額が約9千万円多く国の方に算定されまして、基準財政収入額が2億1千万円の減額算定になったものでございます。国の方では大津町の提出するデータでもって積算して調整率を掛けて決定されております。

13ページをお願いいたします。一番下の欄でございます。

款14、項2、目3衛生費国庫補助金につきましては、国の経済対策としまして今年度実施されます女性特有のがん検診推進事業、先ほど言いました子宮がん、乳がん検診の5歳刻みに対する補助金でございます。

14ページをお願いいたします。

款15、項2、目2、節3児童福祉補助金の病後児保育事業につきましては、県の補助基準額の変更による増額分でございます。地域子育て創生事業、これは新規事業でございますけれども、子育て

創生事業といたしまして、子育て・健診センターのクリスマスイベント開催事業委託費192万円、及び要支援児童対策事業といたしまして、要支援児童対策のための相談、家庭訪問を行います精神保健福祉士1名雇用の補助金60万円の合計252万円で、全額補助となっております。目3衛生費県補助金の妊婦健康診査臨時特例交付金につきましては、妊婦の県外出産の増加に伴う2分の1の補助でございます。目4農林水産業費県補助金、節3農地費補助金につきましては、事業主体の土地改良区に交付されるものでございます。節4圃場整備費補助金につきましては、矢護川圃場整備事業地形図作製のための補助金15%が新たに認定されたものでございます。目5商工費県補助金の緊急雇用創出事業補助金につきましては、非正規労働者、中高年者の一時的雇用、就業機会創出支援のための事業でございます、全額補助金を利用しまして5つの事業の展開を行います。事業の内容としましては、本予算に上げておりますけれども、総務費関係では男女共同参画推進費の住民意識調査関連で98万7千円、児童福祉の子育ち食育応援事業といたしまして106万7千円、労働諸費の緊急雇用相談員賃金関連で104万円、教育費の学校生活補助員賃金としまして136万6千円、それから学校ICT関係の緊急経済対策促進事業補助金賃金としまして51万9千円の5つの事業を行わせていただくことになっております。

款15、項3、目1、節2統計調査委託金の減額につきましては、各調査委託金の交付決定に伴う補正でございます。

15ページをお願いいたします。

目5、節1土木費委託金の節1の護岸雑草処理業務委託金は、先ほど言いました白川護岸の草刈り等の処理委託金でございます。

款16、項1、目1財産貸付収入の節1土地建物貸付収入は、大津警察署と書いてありますけれども、これは当初の関係でございますけれども、今回の予算につきましては、法務局の移転用地の貸付料で8月から3月までの8カ月分104万円を計上させていただいております。引の水の移転用地になります。

款16、項2、目2資本金精算金につきましては、平成21年6月31日に解散しました大津町振興公社の町出資の資本金精算金でございます。出資比率77.5%で計算されております。

16ページをお願いいたします。

款18、項1は、20年度決算に伴います老人保健、介護保険各特別会計からの繰入金でございます。

款18、項2、目5財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。今回は、普通交付税で約1億3千200万円の減額となっておりますが、繰り越しに伴う財源などを差し引きまして、不足額5千万円を繰り入れております。補正後の基金残高は、約5億5千万円の見込みとなっております。

17ページをお願いいたします。

款19、項1繰越金につきましては、20年度決算に伴う繰越額でございます。

款20、項3、目3、節1雑入の水源林整備事業費1千71万円につきましては、森林農地整備セ

ンター関連でございまして、外牧の中畑団地分収林の整備分でございます。発熱外来診療費4千965万1千円につきましては、町が緊急に設置いたします新型インフルエンザ発熱外来診療所での個人から徴収する診療費等になります。

続きまして、人件費関係の補正につきましては、給与明細書で説明させていただきます。一番最後のページ、33ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1、特別職の表でございますけれども、一番下との比較表を見ていただければいいと思います。その他の特別職で280人の増加になっておりますけれども、この関係は新型インフルエンザ関係の医師と看護師との延べ人数でございます。この分の報酬合計は1千92万円となっております。それと、比較の計欄の合計欄で統計調査員報酬、減額14万6千円となっております。差し引きまして1千77万4千円でございます。

続きまして、34、35でございます。一般職の部でございますけれども、一般職についての人員数については変更はありません。なお、35ページに職員手当の増減につきまして記載してありますので、ご参考をお願いいたします。この中で、一番大きい時間外勤務手当につきましては、インフルエンザ関係のものになります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第52号です。平成21年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算書（第2号）についてご説明します。

今回の補正は、分収造林契約に基づき、旧緑支援機構、現在の独立行政法人森林総合研究所の間伐及び作業道整備を実施するためのものです。

議案集は26ページです。予算の概要は、11ページになります。

特別会計補正予算書の1ページをお願いします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6万4千円とするものがございます。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。

款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は、旧緑資源機構で現在の独立行政法人森林総合研究所との分収造林契約に基づく間伐及び作業道整備実施に伴う必要な水源林整備事業の財源としての収入でございます。

8ページをお願いします。歳出でございます。

款1、項1、目1の一般管理費の節13の委託料は、間伐及び作業道整備実施に伴う古城団地内の切り捨て間伐、ヒノキでございますが、及び作業道整備に必要な間伐管理委託でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第53号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、前年度の事業確定による繰越額及び公債費の補正が主なものになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千862万1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7千871万5千円とするものです。

補正予算に関する説明書により、詳細を説明申し上げます。歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額の確定と公債費の増額により増額するものです。款5、項1、目1繰越金は、前年度の確定により増額するものです。

歳出をご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費は、財源の組み替えになります。

款2、項1、目1元金の増額及び目2利子の減額は、平成20年度末の借換債について当初予算において10年償還の元利償還払いで計上しておりましたが、7年償還になったために補正するものです。

続きまして、議案第55号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、前年度の事業確定に伴う繰越額の補正が主なものになります。

1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千435万1千円とするものです。

詳細につきまして、補正予算に対する説明書により説明申し上げます。歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額の確定により減額するものです。

款6、項1、目1繰越金は、前年度事業確定により増額するものです。

歳出を説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費は、錦野地区の下水道接続が増加しているため水洗化助成金を増額するものです。目2農業集落排水事業費は、杉水処分場の上水道加入金を補正するものです。

款2、項1、目1元金は、財源を組み替えるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は、1時00分から始めます。

午前11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 議案質疑

○議 長（大田黒英生君） 日程第30 議案質疑を行います。

まず、議案第41号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号及び議案第43号の2件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号及び議案第48号の2件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号を議題とします。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第49号、一般会計補正予算について質疑いたします。

所管委員会のところは委員会で審議いたしますので、ここの予算の概要というやつを見ながら質疑したいと思います。

まず、4ページ、予算の概要の4ページですね、農政課の農業構造改善事業費、節の15、18、これが補正額といたしまして工事請負費と備品購入費がそっくりそのまま額が裏返っております。この点につきまして、工事請負費で算出した91万2千円が備品購入費としても91万2千円という額が上がっている。このことについてですね、きちんとこの備品に対しての額のあらかじめの、ある程度の額というのは算出はなされているのか。

それと、また似たような形で、この6ページですね、8の3の6、まちづくり交付金事業、委託料と公有財産購入費としてそっくりそのままこの調査費の方にですね、財産購入費が委託料の調査費の増額として686万3千円組み替えられておるということです。これも非常にざっとしたものではないかなと、この2件についてですね、実際今回の補正予算、増額補正予算をされておりますが、その内訳といたしますれば、一般財源が1億8千万円ほど入っておるということで、約70%は一般財源の持ち出しであるということでございます。補正予算でいろんなものを調整、そして要らないものはきちんと精査しながら補正していくというのが本来の筋であろうかと思いますが、ただその金額あたりをですね、そのまま持ってくるという根拠がどうも満額ありきで、その中で余ったら返しますよと、これだけ使っていんですよというような気がしてなりません。この同額で持ってきた理由というの、併せてきちんと説明を願いたいと思います。

それと、5ページの公園緑地費の中の工事請負費ですね、これの美咲野中央公園の東屋の改修工事

についてであります、52万5千円、これについては、何年経つか、はっきりした経過した日数というのは知りませんが、これは管理責任というのが出てくるのではないかなど。きちんとシロアリの駆除なり何なりのそういった防衛策といいますか、を図っておけば、この改修工事というのは発生しなかったのではないかなと思われる点がありますので、そういった防虫されないようにやっていたけれどもシロアリに経過年数が経つにつれてやられたのか。またその管理というのはきちんとされていたのかどうかというのをお聞きします。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、永田議員の岩戸の里の工事費の関係と、それから備品関係等の同額ではないかということでございますが、まず当初におきましては、施設そのものが工事関係の修繕というふうに予算計上をしておったところでございます。その中で、冷蔵庫等につきましては、これは修繕等でなくて備品等の取扱いという形ではないかなということで、だからまずそちらの備品関係等の見積もり等を取りまして、そちらの方を確認しまして、その分、修繕工事費から逆にその同じ同額の減額をしたという経緯でございます。

それから、5ページの公園緑地関係でございます。その中におきましては、管理不十分ではないかなということでございますが、シロアリ等も含めて、あるいは風等もありまして経過年数は経っておりますけれども、そういう管理不十分ということではないと思っておりますけれども、そうしたことを含めまして修繕をしなければ、当然手直しをしなければならぬというところから計上をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

今回につきましては、まちづくり交付金事業に関しては、土木部の予算関係全部一括で計上しております。その中で、駅周辺関係につきましては、本年度業務委託を行いまして、駅周辺整備の検討を進めておりますので、その関連で門出・中学通り線と書いてありますけれども、マイロード関係については、まだ着手できておりません。その分、駅前楽善線の方が建物等が多くて、早めに積算等が必要でありますので、門出・中学通り線の公有財産分を委託料の方に回しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。委員会に付託されて深く審議されることだろうと思いますが、もう一つ引かかる点がありますので。総合交流ターミナル施設のことでございますが、工事請負費から備品に変わったということはですね、これは町が持つ責任があるのか。こういった備品に関しては、今委託されているところが自分で、自分がやりやすいような備品を購入してやっていくのが筋ではないかなと思います。こういった契約関係が線引きがきちんとしてないと、何もかんも町の負担になってしまう。経営は任せたけれども、何もかんも町の経費で落とされるのであるならば、

誰がやったって黒字ですよ。問題はこういったところですよ。工事請負費と備品購入費というの、これは両方とも町が見るべきなのか、そこの線引きはどこから引いてきたのか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、工事請負関係と備品等の違いの中のどういうことかということでございます。この中におきましては、協定書関係を指定管理者関係のときにつくっております、その工事関係、当然町の施設施設の関係でございますが、その協定書の中に町が持つ備品台帳の施設一覧表を取っております、それからその中におけるところの施設の、前から工事関係については施設の一部ということでございますので、この冷蔵庫におきますところの附帯施設の中でこれは町の施設ということであって、契約協定書の中の備品一覧表の中でうたっておりますので、町の施設の備品として計上したところでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号及び議案第52号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号から議案第56号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第1号の平成20年度の一般会計の決算認定についてお伺いをいたします。一般会計の決算認定にあたっての疑問、質疑であります。ご承知のとおり昨年暮れからの経済不況で、特に大津町に及ぼした財政的影響が非常に大きかったと。その中でも法人税の、まさに激減、今年度はもっと減額となってしまっているわけですが、この法人税の激減に伴って、今回の決算にあたり新年度の予算編成にもその状況を反映をさせていかないといけないと思うわけですが、その中でいわゆる標準財政規模が低下をすると。この標準財政規模を分母として各種の財政健全化についての判断比率ですね、これがよく出されているわけです。これは、平成20年度の財政健全化審査意見書が今回添付がなされております。この中で、3番の実質公債費比率が20年度は12.8%、やがて13%に上がってきております。これは、監査委員さんの指摘事項だと思いますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指数については、上記のとおり、特に指摘すべき事項はないが、その中でも実質公債費比率の数値については注視をしていきたいということで、つまりこの実質公債費比率がやがて13%で、これが来年、今年度、来年度も上がっていく心配があるわけです。この実

質公債費比率が18%を超えると、起債が許可制にされてしまうと。ですから、実質公債費比率が18%に達するかどうか、その点については非常に町の財政にとっては要注意ではなからうかと思いません。この標準財政規模を分母としてこうした各種の比率であります。私も独自で計算をしてみました。この標準財政規模を分母として、いわゆる地方債、いわゆる借金残高ですね、債務負担も含めて標準財政規模に対して何%に借金残高が当たるかという計算をしましたが、平成20年度で150%を超えて、今年度ですね、21年度は200%に近づいていくではなからうかと。要するに借金をこれ以上増やさないと、当然財政担当課においてはご承知のこととは思いますが、大津町にとっては特に気を付けなければならない問題ではなからうかと思いません。つまり、財政規模、大津町の法人税がこれだけ激減をする中で、身の丈に合わせてこれからの財政計画をきちんと見直していかないと、法人税がまた元のようにですね、右肩上がりになっていくかどうかというのは、今のところはそう簡単ではないと思われるわけです。一方で、借金をまたここで増やしていけば、住民サービスに影響が、住民サービスに回す財政が絞られてしまうと、そういう心配もあるわけですが、この決算を審査するにあたって、この20年度の状況を新年度にどうやって反映をさせるか、財政当局の見解をお聞きしたいと思います。

それから、監査報告書の中で、監査委員の意見書ですね、監査委員さんの意見書の中で、9ページの町の人件費、構成費は20年度下がってきていると。しかし、物件費に含まれる人件費もあるわけですが、今のこの経済不況で町民の中にもいわゆるワーキングプアという人たちが全国的に増えていると言われておりますが、町民のこの暮らしと福祉に責任を持つこの行政がですね、直接責任を持っております臨時職員、あるいは嘱託職員ですね、こういった人たちの賃金体系が一体どうなっているのか。あるいは、人数はどうなってきているのか。こういうものは、本来、決算の中で歴年でですね、人数増えたのか、減ったのか、賃金が改善をされたのか、悪くなったのか、よくなったのか、こういうものを本来示すべきではなからうかと思いません。とりわけ臨時職員については、物件費ということで人間でありながら物扱い区分がなされております。これは国のそういう統計上の問題であるかと思いますが、我々議員ではこの物件費の中に一体人件費、臨時職員の賃金がどうなっているのか、この資料ではまったく判断も付かないと思われま。この点について、本来歴年の比較を、毎年報告すべきではなからうかと思いますが、お尋ねをいたします。

それから、具体的な事業についてお尋ねをしますが、これまでも、いわゆる同和対策について一刻も早く終結を求めてまいりましたが、20年度においてもとりわけ団体活動助成金ですか、380万円ほど支出がなされております。あるいは、教育費関係で学校人権教育研究会にも毎年250万円支出がなされております。もう国の特別法がなくなってからかなりの年数が経つわけですが、一体いつまでこういう特別扱いを続けていくつもりなのか。果たしてこれが同和問題の解決に私は逆行すると思えますけれども、この先の見通し、いつまで続けていくのかお尋ねをしたいと思います。とりわけ、個人に対する活動費、補助金の中で個人に対して1日出たら何千円、こういうことをやっている補助金は、ほかにはもはやあってはならないし、やっていないと思えますけれども、こういうことがこの同和団体の補助金の中で使用がなされている。あるいは役員手当、これもまた支払いがなされて

いると。こういうものはなくすべきだと思いますけど、いつまでこういうことを続けていくつもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目、民生児童員への補助金がございます。民生児童員活動補助金が支出がなされて403万円ですかね。もちろん民生児童員に対する補助は、国・県の補助金ではとても足りないということで、そのうち町が382万円ほど支出がなされております。この支出そのものは必要なことだと思いますが、この民生児童員に対するこの補助金がどのように使われ、適正になされているのか。あるいはその使い道に対して規定がなされているのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 荒木議員さんの質疑の中で、全般的な決算に対するご意見・ご質疑だろうと思います。

まず、皆さんの本日9月定例会に普通会計決算状況調べというのがお手元に配付されておると思っています。それから、併せまして決算に伴う監査委員さんの意見書等が配られておりますので、また後刻見られてもらえば結構だと思います。その中で、今後の財政計画の見通しというのを全般的に危惧されているという形での答弁をさせていただきたいと思います。荒木議員さんご存じのように、昨年からの経済不況によりましてかなり大津町の税収の減というのにも響いているのは現状でございます。それから、経常収支比率という形での提案もしておりますけれども、一応現状としては91.4%と大変大きく上がってきているような現状でございます。ご存じのようにこの比率につきましては、人件費、扶助費、公債費などとの経常経費に歳入で見ます町税、普通交付税、地方譲与税などの一般財源がどの程度充当されているかを見る指標でございます。この指標で申します比率が低いほど、一応財政構造にですね、弾力性があるということも言われています。一般的には80%を超えると弾力性を失いつつあると言われますが、大津町の構造としましては、分子にあたります経常経費の総額としてはほとんど変わりませんけれども、分母となる一般財源総額が、先ほど言いましたように町税の減収等により大きく落ち込んでいるということで、全体的には上がったものという形で91.4%となっております。今後数年間の見通しですけれども、これは財政当局として考えていることですが、経済状況上向きつつあるということが載っておりますけれども、一応法人町民税においては厳しい状況が今後も続く、2、3年は続くものという形を想定させていただいております。当然、懸念されます財政状況、財政計画についても、再度精査していかなければならないということを考えております。

それから、もう1つ地方債発行の関係でございますけれども、言われますように後年度負担を伴うものでございますけれども、振興総合計画、それに行財政改革、集中改革プランということをしてですね、今着実に実行させていただいておりますので、事務事業において歳入面においては徹底した見直しをやっていくべきということを考えております。

それと、もちろん限られた財源の中という形で振興総合計画でうたっております「みんなでつくりよう 元気 大津人と自然にやさしい 心かよいあうまち」という形の目標を目指してですね、住民サービスの低下を招くことなく住民自治実現のために頑張っていくものと思っております。

なお、各年度の決算の状況につきましては、今申しましたように各委員さんの方にお手元の配って

おりますけれども、昨日一応決算カードの方ですね、作成ができておりますので、後刻各議員さんに配付させていただきたいと思っております。なお、決算の状況につきましては、住民の方への周知といたしましては、11月の広報、それにホームページでですね、状況をお知らせいたしたいと思っておりますし、また12月には半期に一度の状況報告をさせていただきたいという形で思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の2点目の質疑についてご説明します。

臨時職員の給与体系と人数、嘱託職員の給与体系と、歴年の比較をとということであります。町の臨時職員については、半年間の任用契約しかできなかった以前の臨時職員の勤務体系から整理を行い、平成20年度、昨年20年度からは勤務時間を正規職員の4分の3以内として、一部の職員を除いてほとんど職員を非常勤職員として採用をいたしております。非常勤職員は、1年から半年間でしたけれども、1年から3年間の任用期間を設定したということで、事務効率化や専門性の業務が可能な優秀な非常勤職員さんが確保できるメリットとともに、雇用の安定化が図られていると考えております。また、併せてすべての職種について、その労働の対価である報酬額の見直しを行った結果、職種により単価が異なりますけれども、時間単価では最低の700円が720円に増額、全体としては1時間当たり20円から300円程度の増額といたしました。日額の単価については、1日の勤務時間が短くなったために減額となった職種もありますけれども、そういうことで改定をしたところです。賃金体系については、臨時職員が日額、非常勤職員は職種により日額報酬と月額報酬と分けております。

次に、臨時及び非常勤職員の採用人数の比較については、臨時職員は平成19年4月156人、平成20年4月現在が21人、156から21ですね。21年4月、本年度4月現在が14人と、対19年度比で142人の減としております。それに比ばして非常勤職員が平成19年4月現在が9人、平成20年度4月が109名、21年4月現在が126人と、対19年度比では117名の増となっております。臨時職員と非常勤職員の合計では、平成19年4月165人、21年4月が140人で25人の減となっております。今後、臨時及び非常勤職員の賃金及び報酬の額の見直しについては引き続き行ってまいります。周辺自治体における同類、同職種の報酬額や、また社会情勢等における賃金の動向などを参考に検討を行い、雇用の安定化とそれから給与の改善等などにさらに努めていきたいというふうに考えております。議会への報告ということでお話がありました。3月議会でも賃金改定のときにですね、説明を申し上げたと思っておりますが、人数の動向等は毎年ありますし、給与金額についても改定検討をしていきたいと思っておりますので、年度間の推移とか、それから人員の増減、また賃金改定等については議会の方にも逐次報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、3点目ですけれども、同和対策事業と補助金の関係でご質疑がありました。町では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指して、町民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、各部各課において積極的に取り組んでいるところです。国や県については、この解決のために同和対策特別措置法などの法律を様々に制定をしながら取り組みをしてきたところです。町でも人権を守ることは当然であり、人権が尊重される社会づくりを進めるということの大切さを認識し、ハー

ド事業から啓発事業など取り組んできたところです。長年、町人権同和教育推進協議会や各種団体、審議会、そして部落解放同盟大津支部等、それぞれに連携をしながら同和問題の解決に向け、その啓発や事業に取り組んできたところです。その結果として、一定程度の成果を上げながらも、なお差別が現存する状況にあると町では認識をしております。これまでの取り組みの成果は、町民の意識の変化に表れていると思います。理解をいただける町民の方がどんどん増えているということは間違いのないと思います。しかしながら、差別的な事象についてはさらにメディア等でも依然として報告されており、インターネットを利用した新たな差別も出てきております。平成17年に熊本県が実施した人権に関する県民意識調査でも結婚問題については37.5%の県民が未だにやはり結婚差別意識があると答えております。大津町では、部落問題をはじめとする人権問題への町民の意識は高まっていると思いますけれども、差別意識が完全になくなったとは言えない状況であります。町といたしましても、差別が現存する限りにおいて、人権同和問題の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、その解決のためにも、これらの事業や啓発活動を継続しながら取り組むことが必要であるというふうに考えています。

次に、補助金についてですけれども、行政や学校及び運動団体等の様々な活動を通して、町民の理解や地域交流なども次第に進んできております。部落差別をはじめ様々な人権に関する問題が存在する中、行政が担当する教育啓発活動と、それを補完するような団体に対しての助成は必要であるというふうに考えています。運動団体として周辺地域との交流や今年度人権推進課と交流しました町の人権啓発福祉センター活動とも連携をした町の取り組み、地域の活動など積極的に関わり、人権のまちづくりにも積極的に取り組まれているところです。また、教育部門になるかと思いますが、就学前人権同和教育研究会、また町人権同和教育推進協議会、学校人権教育研究会においても、それぞれ各保育園・幼稚園・小中学校の先生方や各種の団体の皆さんが人権啓発に取り組んでおられます。幼・保・小・中、社会教育の分野での研修や啓発を継続的に実施してこられたところです。お陰で人権問題を自分の身近な問題として考える人が多くなっていることがアンケートなどからも見られるようになってきました。このように、町を挙げて部落差別をはじめとする人権問題の解決に向けた取り組みがなされており、その活動を支援していくことは重要なことだと認識をしております。役場がすべて取り組むのではなくて、各種団体や先生方とも強く連携をしながら、それぞれの力を結集して啓発活動をしていくことで、町全体の啓発の広がりが可能になってくるのではないかとこのように思っております。各種団体の活動補助金については、町の行革審と補助金交付基準に関する要綱に従いまして、適正な補助金運営を実施してまいります。決算書にも出ていますように、各団体で補助金の変更申請がありまして、減額できるものは減額ということで整備をしたところです。荒木議員ご指摘の運動団体の助成金の中で役員手当があるじゃないかというお話でしたけれども、21年度につきましてはずっとこう協議をさせていただいて、役員手当については廃止をさせていただいております。また個人的な給付等の関係については、引き続き検討協議ということで、私たちも補助金適正化については努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えいたします。

決算書では104ページの負担金補助金の中の民生児童員活動補助金403万3千300円、主要な成果の中では186ページの方に記載をしておりますところでございます。質問の内容でございますけれども、適正にされているかと、基準はあるかというような内容だったかと思っております。まず、大津町の民生児童員につきましては、現在、民生児童員が44名、それから主任児童員が3人配置されております。これにつきましては、ちゃんと基準がございまして、本来ならばもっとですね、大津町の場合は人口も増えておりますし地域性がありまして足りない状況で今頑張っておりますので、見直しをしなければいけない時期に来ているところでございます。それで、まずその民生員の中で都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める地域ごとに民生員協議会を組織しなければならないと、これは民生員法で決められております。その民生員協議会に対して町は補助金を出しているという形になります。その民生員協議会の中で、毎年事業計画を定めていただきます。4月は何をするんだとか、5月は何をするんだとか、研修会はどんなことをするんだとかですね、いろんな情報交換ということになりますけれども、その民生員協議会というのは、要するに地域の住民を取り巻く情勢がですね、変わってくると、そういうふうなことでですね、そういった変化、それからニーズに対する多様化、そういったものがですね、民生員児童員個人の努力ではなかなか対応が難しい場面が出てくるということで、同じ活動を担う民生員児童員同士が常につながりを持ってですね、お互いが持てる知恵を出し合い、相互に協力しあって問題に解決を図る場が必要なんですということで、その民生員協議会というのがつくられております。活動を進める上で必要な地域や技術を習得したり、関係行政機関、役場とかですね、社協とか、福祉事務所とか、そういった関係機関との調整などの活動を展開するためにも民児協の役割がますます重要ということになってくると思っております。その中でですね、もちろんその中の予算とかですね、そういった決算、それからその中の監査をする方、それからもちろん会計もいらっしゃいます。そういったところで適正にされておりますし、もちろん町でもですね、その中身については十分チェックをしているところでございます。その400万円の内訳でございますけれども、ほとんどが費用弁償でございます。民生員は報酬はありませんので、まず費用弁償が約190万円ぐらいでございます。大体定例会が月に1回ですので12回でございます。それから役員会が7回、それから監査が1回ですね、それから大きなメインの行事といたしまして、福祉まつりと伝統的にやっているのがチャリティ餅つきなど、たくさんの行事がございます。そういったメインの事業に対する、行事に対する準備とか、その当日の部分についてもですね、費用弁償2千200円お支払いをしております。それと、学校訪問です。学校訪問に関してもですね、計画に基づいたところの人数によってですね、2千200円をお支払いしていると。あと消耗品は、もうこれはわずかでございます。事務用品でございます。9万円程度です。それから、餅つきをするときのいろんなけがとかですね、福祉まつりなんかのときの保険を掛けさせていただいております、行事の。それと活動費が110万円ほどございますけれども、これにつきましては実際民生員によって活動の内容、地域性もございまして、差はございますけれども、委員さん1人に年間2万4千円の活動費を出しております、年間

でございます、1人。ですので、月に直しますと2千円でございます。ただ、必ず民生員さんは、これは全国的に民生員の日というのが定められておまして、12日でございます。12日前後には、必ずそういった要援護者のところを訪問するというようなお約束を大津町の民児協ではしておりますので、一人暮らしのところとか、自分が抱えている福祉表を作成しているところについては、何らかの形で安否確認がなされているということでございますので、1回以上はしていただくということで、もう最低の1回2千円をお支払いしておるということでございます。それともう1つが研修費でございます。1万5千300円の47人分の、今回は20年度は41人しか参加がありませんでしたので、41人分の84万5千円ということでございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 財政問題については、担当部でなされておると承知をいたしました。本来の地方自治体が果たすべき役割、住民の暮らし、福祉、こちらにしわ寄せがなされることのないよう念を押しておきたいと思っております。

それから、同和対策特別事業ですが、いわゆる一般的な人権を守る運動、活動事業は、当然まさに人権侵害がなくなるということは多分永遠にないと思っております。人権対策そのものはですね、当然必要なことではあるかと思いますが、引き続きですね、個人支給をされているような特別扱いは、まさに人権対策の上からも一刻も早くなくしていくべきではなかろうかと思ひ、質疑をしたところです。

それから、民生児童員について再度お尋ねをします。私がちょっと懸念をしているのがですね、これは大津町ではありませんけど、私の知り合いがやはり民生員をやっておりますが、確かに手当はいただいているけど、研修旅行のために何か積み立てをさせられて、参加しなくてもそれが帰ってこない、参加せん方が悪いと。だから、無償で働いているこの民生員さんがですね、個人の懐から個人でまたお金を出すと、そういう実態が、そういう心配は本当はないのかどうかですね、確認したかったですよ。わずかなお金をもらって、それ以上にお金を負担せにゃん、それは志は大切ですけども、そういう大切なことをやっている人たちに個人の持ち出しを、あるのに知らんぷりをしていたら、もしそういう実態があれば、本来の趣旨から外れると思ひますけど、大津町にはそういう実態はないんですかということでお尋ねをしたわけです。この主要な施策の成果でも、その他の会費が53万6千円計上がなされております。これは、つまり民生員さんが会費を個人から、一人一人が会費としてその協議会費が何か払っているのしらと、そういうことであつたらまたおかしいのではなかろうかと思ひますね。わずか2万4千円しかいただいてない、年間ですね。そういう個人の持ち出しがあるんではなかろうかということですけど、どうでしょう、実態は。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。

確かに会費ということで、1人当たり3千円、年間3千円でございますけれども、支払いをされております。この3千円につきましてもですね、民生員児童員協議会で十分話し合いを出されて、全体会議で掛けられて了承して、その使い道についてもですね、協議なされております。どんなものに使つかというと、親睦ですね、親睦とか、もしくは町では出せないようなもの、例えばチャリティ餅つ

きのときにですね、必要な部分が出てくるんですよ、それを協議会で揃えたりするときとかですね、それとか、ちょっとこの補助金では出せないようなものがございます。そういったときに使われております。それが残った場合はですね、例えば旅行のときのまた、なるだけ個人出しがないように、そのときその昼食代をそれで出したりとか、そういった工夫をされているみたいです。それもすべて協議会の中で話し合ってなされているようでございます。なるだけその個人のお金を出さなくていいようにですね、負担がかからないように考えた末に会費ということで3千円ということで。

○15番（荒木俊彦君） 会費以外に個人負担が。

○福祉部長（松永高春君） それは、今のところはちょっと確認はしておりませんが。ただ餅つき、チャリティ餅つきしますよね、その餅が売れなくて残ることがございます。もちろん一人暮らしのところに配りますけど、たくさんつくって、売ってですね、収益は赤い羽根の共同募金に社協の方に寄附しておりますけれども、餅も最近寄附でもらう分がありましてですね、年々つく量が増えてきまして売れない場合がございます。それを民生員さんたちが購入すると、自腹で購入すると。買った収益は社協に寄附するというようなことをやっていらっしゃるんですけども、そういった負担は出てくると思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号及び認定第3号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第2号の国民健康保険特別会計決算について質疑をいたします。

20年度の国民健康保険特別会計ですが、実質収支が9千391万5千円、黒字が出ております。併せて国保の基金が6千500万円、合計しますと1億5千万円を超える、いわば黒字であります。平成20年度から後期高齢者が導入をされて、75歳以上の方がこの町の国民健康保険から後期高齢者制度の方に移られました。そういう中で、1億5千万円を超える黒字ですが、担当課としては1世帯当たり、あるいは1人当たりがどのぐらいになっているかということ把握をなさっているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えいたします。

まず、基金が6千533万4千685円、それから繰越金が9千391万4千532円、実質収支につきましては9千391万4千円を基金の分を合計いたしますと、議員おっしゃるように1億5千924万9千217円ということになります。それを単純にその世帯数と被保険者数で割るということだろうと思うんですけども、世帯数が3千852世帯でございます。それから、被保険者数が7千194人でございますので、ちょっと計算いたしまして1世帯当たりが4万1千342円、それから1人当たりいたしますと2万2千136円という計算になるわけでございますけれども、ちょっと説明を加えさせていただきたいと思っております。平成19年度からの繰越金が2億1千500万円ござ

いました。その2億1千500万円から6千万円をですね、将来に向けて基金を積み立てさせていただいております。ですので、2億1千500万円から6千万円を除いた1億5千500万円の歳入によりまして実質収支が9千391万5千円の黒字になっているわけでございますけれども、実際上の単年度収支でいきますと、約6千万円の赤字となっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 単年度では6千万円の赤字になっているわけですが、平成21年度の補正予算を見ましても、繰越金、また多分基金の残高も変わってないかと思えますよね。ということは、今後とも来年に持ち越すお金が同じように1億5千万円ほど確保できる、ということは2年連続して1億5千万円ほどの実質的な黒字と考えられるのではなからうかと思うんです。つまり、国民健康保険税を値下げする根拠がそこに出てくるのではなからうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 国民健康保険事業の健全な財政運営につきましては、単年度収支で黒字となるよう歳入の確保を行わなければならないと定められております。単年度収支が黒字となるためには、事業運営に必要な課税総額、必要税収額を確保するとした場合でございます。今現在の税率ではですね、医療分、後期支援金分、介護分、いずれにしてもですね、税率が不足している状況でございます。それが今までの繰り越しによってですね、その部分を見直しをせずにですね、今までちょっと頑張ってきたというところでございます。今後、新型インフルエンザ等も発生することを考えますとですね、今現在の状況で20年度も単年度の収支におきましては6千万円の赤字が出ているわけでございますので、ちょっと厳しいところかなというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後2時10分から始めます。

午後2時04分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

次に、認定第4号から認定第9号までの6件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

日程第31 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第31 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定によ

り、議案第41号から議案第56号まで、認定第1号から認定第9号までを議案委員会付託表案、また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号及び陳情第2号を請願・陳情委員会付託表案のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時13分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成21年第6回大津町議会定例会会議録

平成21年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成21年9月16日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 羽熊幸治																																				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 宇野博明</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>首藤 誠治</td> <td>総務部行政係長</td> <td>藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>徳永保則</td> <td>教育長</td> <td>宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村和正</td> <td>教育部長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>福祉部長</td> <td>松永高春</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>服部 次子</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山誠也</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本昇二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚武年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	副町	長 宇野博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	総務部長	首藤 誠治	総務部行政係長	藤本 聖二	企画部長	徳永保則	教育長	宮崎 廣行	会計管理者 兼ねて会計課長	西村和正	教育部長	大塚 武年	福祉部長	松永高春	農業委員会事務局長	服部 次子	土木部長 併任工業用水道課長	中山誠也			経済部長	西本昇二			子育て支援課長	大塚武年		
町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																																		
副町	長 宇野博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																																		
総務部長	首藤 誠治	総務部行政係長	藤本 聖二																																		
企画部長	徳永保則	教育長	宮崎 廣行																																		
会計管理者 兼ねて会計課長	西村和正	教育部長	大塚 武年																																		
福祉部長	松永高春	農業委員会事務局長	服部 次子																																		
土木部長 併任工業用水道課長	中山誠也																																				
経済部長	西本昇二																																				
子育て支援課長	大塚武年																																				

一 般 質 問

12番 永田和彦君

p 53～ p 63

1. 町の外交戦略について

(1)阿蘇熊本空港を擁し韓国への国際線があるにも係わらず、何ら政策に反映されていない。町長は再選時に経済危機が何するものぞ、チャンスの時だと発言された。JALが経営立直し策として韓国線を含めた減便をしている今こそ、県も推進する熊本－韓国ラインの利用強化による観光や文化教育交流、巨大市場中国を視野に入れたアジア戦略などの外交戦略が必要だ。

2. 一部事務組合と包括的民間委託の問題点

(1)町が多額の負担金を払う菊池環境保全組合などは、組合議会に各自治体議会から数名選出され議決を持って運営されているが、町民への運営や決算の説明責任欠如により監視や意見が行き届かず組合議会の存在価値は低い。包括的民間委託も請負業者が儲けるから引き受けるのであって、極力税金や料金を抑えるための導入とは言い難く、関係各位の能力不足によるものとも言える。公金支出抑制と経費削減の説明責任を果たせない組合や制度は、町民不在の利権構造と言われてもしかたなく抜本改革を求める。

15番 荒木俊彦君

p 63～ p 72

1. 町民の生活実態を把握しているか

(1)年収200万円以下の労働者が1000万人を越えた。町民の暮らしを支えるために、収入、所得実態を把握する必要があると思う。

2. 国民健康保険証の取り上げは命に関わる問題

(1)無保険者の実態はどうか。国保証取り上げは命に関わる、インフルエンザ予防にも重大な支障となる。ただちに無条件に交付を実行するべきではないか。

3. 町営住宅の住み替え

(1)住み替えの実態はあるか？条例では規定がないが対応が必要ではないか？

9番 坂本典光君

p 72～ p 79

1. 町営住宅の側溝の件

(1)町営住宅の中で西嶽住宅と北出口住宅の側溝は、老朽化している。

また蓋が欠落しているところが多い。

夜など危険である。以前から区長さんに打ち上げているとのことだが町はどうして対応しないのか？

2. 大津町運動公園（サッカー場）に漂う悪臭について

(1)日によって運動公園には家畜のし尿のにおいが漂うことがある。原因は分かっているか？畜産農家には、それなりの理由があると思うが、いずれにしろ対策を打たないといけない。

1 番 金 田 俊 二 君 p 79～ p 90

1. 林業の振興について

(1)大津町の林業の現状をどう捉えているか。

(2)森林施業計画認定の目標値はどの程度に設定しているのか。

(3)今後、民有林の整備をどのように推進するのか。

2. 財産の管理について

(1)普通財産の管理を可能なかぎり地域みなさんに委ねる考えはないか。

3. 住民の安全対策について

(1)カーブミラーの設置、交換について交通安全協会に現地調査を依頼して決定する手法をとっているようだが妥当であると思うか。

7 番 新 開 則 明 君 p 95～ p 106

1. 道路の機能と改良点を問う

(1)57号線の4車線化の促進と中九州高規格道路の進捗状況と今後の対策を問う。

(2)矢護川大津線の道路機能改良と伸長計画が必要になって来るのではないか問う。

(3)本町通りの道路機能の向上と景観面から電線の地中化や移設は、どこまで進められているのか問う。

2. 地中熱利用を問う

(1) クリーンな環境作りに地中熱を利用して冷暖房設備を公共の施設に取り入れる考えはないか伺う。

(2) 住宅や店舗にも利用が高まっているが経費と環境面でも評価があり今後推奨できるのではないか伺う。

3. インフルエンザ対策を問う

(1) 大流行が予想されるが住民への対応と行政の任務体制はどう考慮されているか伺う。

(2) インフルエンザワクチンの無料化と肺炎球菌のワクチンの助成は考えられないか伺う。

11 番 手 嶋 靖 隆 君

p 107～ p 112

1. 高齢者の人間ドック費用一部助成について

(1) 最近、県内主要病院では人間ドック施設を整備し健康診断の体制づくりがなされている。しかし、後期高齢者になれば助成対象にならない現状を踏まえ、病気の早期発見に努め住民の健康管理システムを確立するためにも、後期高齢者の人間ドックに対する町独自の助成をする考えはないか。

2. 図書館における利用者の個人情報について

(1) 町立図書館はオープン以来、町民に広く利用され文化生活の向上に非常に役立っていると認識します。ところで図書の貸し出し記録からは利用者の思想信条や趣味嗜好などを容易にうかがい知ることができるため重要な個人情報といえ、その取扱いは厳重でなければならない。よって、図書館における利用者の貸し出し記録について、その情報管理はどのようになされているのかお伺いします。

3. 新型インフルエンザへの対応について

(1) 新型インフルエンザについては、8月28日（金）に厚生労働省が発表した「流行シナリオ」によれば国内の患者数は年内に約2500万人、うち重症4万人、入院38万人との試算がされており、基礎疾患を持つ人や乳幼児では、重症化すると言われております。特に乳幼児が通う保育園の場合、集団生活の中で感染する恐れがあることから、クラスの閉鎖、自宅待機といった対応がとられると思います。そこで、そのようなケースに対して行政として何らかの方策を考えておられるかお尋ねします。

5 番 鈴 木 ムツヨ 君

p 112～ p 123

1. 「改正労働安全衛生法」に基づく労働安全衛生管理体制の整備について

- (1) 役場での取り組みを問う。
- (2) 学校での取り組みを問う。
- (3) 労働時間の適正な把握について

2. 地域福祉・権利擁護事業と障害者の地域生活支援について

- (1) 認知症をもつ高齢者や知的障害、精神障害のある方などが地域で自立した生活を送ることができるよう取り組みがなされているか。
- (2) 雇用促進法が2008年12月に改正され障害者雇用促進が規定される。民間企業や役場での取り組み状況と法定雇用率の達成に向けて今後の対策は。

3. 光化学スモッグ汚染等への対応について

- (1) 濃度測定による大気汚染への注意喚起は速やかに行なわれているか。
- (2) 光化学スモッグをはじめ大気中の水銀を含めた汚染防止のための対策を問う。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 1 年 9 月 1 6 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。今回の一般質問者は 7 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、明日 1 7 日が 5 番から 7 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 2 番議員、永田和彦君。

○ 1 2 番 (永田和彦君) 通告に従いまして、一般質問を行います。今回は 2 問、町長に対して質問をいたします。本日は、国会におきましては、民主党の鳩山さんが総理大臣に指名を受け、内閣が発足する予定だということでありましたが、我が地方自治体大津町といたしましても、それに負けず劣らず町長と議論を踏まえて、よりよき方向へ、また新たな一歩へ踏み出すために一般質問をして、自分が持ち味とっておりますそういった政策立案、そういったものを踏まえながら町長と前向きに議論をしていきたいと思っております。

まず、第 1 問目であります。町の外交戦略について質問いたします。地方自治体でこの外交戦略というのは非常に大きさに聞こえるかもしれませんが、しかしながら、やはりすべてにおいて、経済にしても、何にしても、いろんな自治体と色々な国とつながっている関係はあります。そういうことを考えますれば、町としても内政事情だけではなくて外交に対する意識を高めるべきだと私は感じ、この質問をするものでございます。質問の要旨といたしまして、阿蘇熊本空港を擁して、韓国への国際線があるにもかかわらず、何ら政策に反映されていないと思っております。町長は、2 期目当選の折に非常なる経済危機、1 年前ですね、だったわけでありましたが、経済危機、何するものぞと、チャンスのときだと発言されました。今、JAL が経営建て直し策として、韓国線を含めた減便をしております。今こそ、県も推進する熊本韓国ラインの利用強化による観光や文化、教育、そういった交流、そしてまたその先にある巨大市場、中国を視野に入れたアジア戦略などが、そういった外交戦略が必要と私は考えます。このことについて、ではその外交戦略を考えた場合、メリットは何があるかということを考えてみました。観光による経済活性化につきましては、言うまでもなく韓国からこの大津町に来ていただくことであります。すなわち、外貨をこの町に落とすということでもあります。魅力ある商品や観光施設などを売り物にするということでもあります。おいしい唐芋や馬刺、また様々な農産物を食べていただき、韓国市場への輸出へとつながれば夢は膨らみます。最近では、中国の駐福岡

総領事が14日熊本市のホテルで講演し、県酪農業協同組合連合会による牛乳輸出を上海からほかの都市へ拡大するよう提案されております。また、県と友好提携する中国の自治区で、道路や鉄道などインフラ整備に県内企業の参画も呼びかけられております。この「これからの中国と熊本」と題する講演で27年間にわたる交流関係で、多方面で実りのある成果を上げたと評価され、さらなる発展に向けまして先端工業や農業、観光分野での経済交流促進を訴えられております。私は、この記事を読みましてこう思いました。27年間にわたる交流関係、これも先見の目があったものだと県の施策を評価するとともに、我が町も新たな最初の一步を踏み出さなければならない、そんなことを考えますれば、韓国は中国、そしてアジア各国へ通じる拠点になるかもしれないと思いました。中国という巨大市場へ韓国と連携し経済戦略をもって臨みまして、国や町の反映につなげる、そうなければいいと願う次第であります。経済だけではありません。文化交流、教育交流、そんなものも町にとって大きなプラスになると考えられます。例えば、テレビ番組を見てみれば1日に多くの韓国のドラマが放映されております。それを見て、韓国に興味を抱いている人は少なくないのが現状ではないでしょうか。ご多分に漏れず、私も韓国ドラマにはまった一人であります。昨年、家内と2人で「チャングムの誓い」という物語があって、そのロケ地やその他の観光地を2人で見て回りました。食べ物もとてもおいしく、楽しい旅でありました。こう考えますれば、私が今、町長に提案している今回の外交戦略の逆のパターンを行ってきたわけです。すなわち、私は韓国に行って円を落としてきたわけでありました。ならば、我が町が町の戦略の1つに大津町を拠点とした文化交流と教育交流を考えるべきではないかと考えたのであります。世界に誇る日本の文化をこの大津町に宿泊していただき、そしてまた触れてもらう。また、学生たちの教育交流などもおもしろいかと考えます。中でもスポーツの交流として、「スポーツの森」でサッカー交流試合などを計画したらいかがでしょうか。もし子どもたちの交流自体ということになれば、親子で出かけてこられるかもしれません。また、韓国と子どもたちのサッカー交流試合の計画では、他の市町村から多くの見学者や参加希望が期待され、文化や教育のみならず予想外の経済効果を生み出す可能性もあると考えられます。そしてまた、北朝鮮という未知の可能性を持った国への接点ということでもあります。情報収集するには、陸続きの韓国がいいと考えられます。私は、これからの日本の立場と大津町を考えると、北朝鮮には大きな関心を持っておくべきだと思います。北朝鮮という未知の可能性を持った国に対する適正な距離を確保することは重要で、狂気に出た場合の防衛策、また逆に自由経済に参加したときに乗り遅れず優位な立場に立てるように適正な間合いを取っておくべきだと私は考えます。聞くところによりますと、北朝鮮にはレアメタルなどの鉱山が豊富にあると聞いたこともあります。いずれにしましても、県におきましてはここで申し上げるまでもなく重要な政策の一環として、熊本韓国ラインを位置づけております。政権与党となった民主党も、外交安保マニフェストにおいて中国、韓国など、アジア諸国との信頼関係構築に全力を示しております。将来を見据えた町の形をどう示すかは、私を含めた議員の政策立案能力と町長のリーダーシップが重要に関わってくると思えます。町長の答弁に期待しながら、最初の質問といたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の町の外交と施策反映についてでありますけ

れども、今、永田議員がおっしゃるように、大津町の井の中の蛙というか、それに留まっておる時代ではないんじゃないかなという思いをしております。おっしゃるように、東アジアをはじめ韓国関連等につきましては、もう弥生時代のときから鉄、鉄器やあるいは稲作、あるいは有田焼とかいろんな形の文化を日本は生んできておりますし、特に九州と言えば北九州・福岡をはじめとする工業地帯関連等についても十分その辺の恩典を受けておるわけでございますけれども、今後についてどうするかという問題は、この九州、特に熊本についてのいろんな形で検討していかなくちゃならん。特に大津町においても、そのような大事な時期ではあるというふうに思っております。おっしゃるように、韓国と言えば、もうすぐに昔のイメージがあって、大変皆さんのなじみがないようでございますけれども、今、大津町における韓国関連等について、大変重要なことであります。もちろんおっしゃるように阿蘇熊本空港につきましては、議員言われますように、全国でアジアナ空港は22の路線を持っておりますけれども、九州では4路線、福岡、熊本、宮崎、沖縄。しかし、阿蘇熊本空港について、もう全国で一番下というような状況でございます。そういうことで、本年の1月に休止をするというアジアナ空港の東京の支社の方の本社の方でお話があったと聞いております。そういうような休止の中における対策として、県においては知事をはじめとする、また県の阿蘇熊本空港国際線の振興協議会というものがありまして、そちらの方で本社の方に掛け合っておるわけでございますけれども、そういう中におきまして、平成15年からアジアナ航空が就航しておりますけれども、本年度20万人の利用者の突破というような事業を、キャンペーンをやっております。振興協会におきますと、チケットや宿泊券のプレゼントや県物産品のプレゼント、あるいは駐車場料金の半額、あるいは3人以上のグループに1人当たり5千円を助成するというのをやっております。町も銅銭糖や唐芋関係の10人分ぐらいですけども、提供しながら空港を守るというか、そういう利活用をしようということで行っております。もちろんそういう意味におきまして、県知事も8月の27日から3日間ツアーを組んで行かれております。そういう中で、観光交流部会におきまして事業提供を確認しようというのも交わされておられるようでございます。もちろん1月休止になるという話を聞きまして、本年度の振興協議会の予算、アジアナ空港の800万円補助金を出しておられます。もちろん、熊本空港ビルディングにおきましても、アジアナ空港の営業関係に対する賃貸料関係も無料で今お貸しをして、県としても頑張っておられるというような状況でもあります。もちろん、大津町としても、この阿蘇熊本空港の昭和47年に開港になり、そのお陰をもちまして本田技研やあるいは現在の70社以上の企業が大津町に誘致されておる恩恵を受けております。もちろん、本田技研や半導体関連のテラシステムやルネサス九州と、世界でも指に入るような優良な企業も大津町の中核工業団地に来ております。そういう意味におきまして、今、世界経済は非常に不況な状況でございますが、今、日本の政府も新しく代わりまして、東南アジア諸国に対する経済交流を進めていこうという、これはもう日本だけでなく世界もそのような方向に今流れが変わってきておるというふうに思っております。もちろん、そのような中で、大津町におきましては、本当にホンダの二輪のマザー工場として大変本田さんも厳しい状況にあるのは確かでございますので、我々もベトナムに行ってきたときに、やはりあの中でベトナムやタイにおいてホンダの二輪というのは、もう大変素晴らしい二輪車ということで、中国関

係の方からお忍びでそのコピーが出てくると言われるほど素晴らしいホンダの二輪車が走っておるといような状況でございます。もちろん暗雲の中での交通ルールの中で二輪車、もう洪水のように流れておりますけれども、ホンダの関係者に聞きますと、まだまだ二輪の普及はこれからも多くなってくるし、二輪を改良しながら普及をやっていかなくちやならないというようなお話を聞いております。もちろん四輪というのは、向こうにすれば二輪が10万円前後であれば四輪は日本と同じように300万円、400万円と、課税がやはりベトナムにおいてはもう半分以上が課税されておるといような話で、しかしそれぐらいやらないとあそこのインフラ整備が行き届いてないということで人命に関わる事故が多く発生するんじゃないかなというように思いで見てきたわけでございます。そういう意味におきまして、アジアナ、東南アジアを戦略とするために、宮崎空港については中国や台湾関連の国際線でございますけれども、大津はアジアナ空港、韓国1つでございます。そしてアジアナ空港にお話聞きますと、韓国経由で中国や東南アジアへ回っていけるというルートがあるそうでございますので、いかにその今のアジアナ航空を大事にしながら、大津町のこういう企業のビジネスマン、そしてまたそのような方々がお見えになられる。この前、韓国の方に近隣、空港周辺の近隣の首長さんたちと行って見てきて知ることをやっぱり、情報をしっかりつかまなくちゃいけないということで行ってまいりましたけれども、やはり向こうの方々は、日本人客が今アジアナ空港も7割で3割が韓国という状況になっておるそうでございますけれども、やはり日本人が何を望んで何をするかということを一生涯懸命勉強され、あるレストランではもう日本語を、全体が店の中が日本語でいっばいだという状況で、日本のお客もインターネットでそちらの方に足を運ぶという、いろんな形でやはりされておりますので、我々としても今、大津町として、やはり損をして得を取れといようなことがあるように、我々としては今、韓国なりそういうところについてしっかりと見て、聞いて、肌で感じてやっていかなくちやならないんじゃないかなというように思いをしております。もちろんそんな思いで、やはり町単独だけではなかなか観光産業をはじめとする特産販売については厳しい状況でありますので、やっぱりこれは近隣町村とのセットというようなものが必要ではないかなと思えます。もちろん、今、菊池市が温泉観光で一生涯懸命韓国との交流をやられております。そういう意味におきまして、市長とも相談する中で、あるいは菊陽町の後藤町長の加藤清正、大河ドラマの関係もございまして、それをつくりあげよと、4年以内にといような話で、その前にはやっぱり韓国との状況もしっかりと友好を結んでおかなくてはNHKドラマは成り立たないんじゃないかなというように思っておられます。もちろんそれは鼻ぐり井手で、関連に伴う加藤清正の土木技術を持っていこうというようなお話でございます。もちろんそれには大津町も上井手関連等がございますので、ぜひ参加してお願いしたいなということで、これにつきましても韓国のマスコミの関係の方々と菊陽のさんさん広場で意見を交わしたこともあります。そういう意味におきまして、我々としては近隣町村とも手を組みながら観光を推進しなくてはならないと、特産品を引き起こす人参、あるいは唐芋、そういうものをセットにして、朝鮮人参の会社の方からも日本の人参を活用できないかなというようなお話もあっておると聞いております。そういう意味で、いろんな形で韓国の方々、今、7対3でございますけれども、韓国の皆さんを日本、この近い熊本を使うためには、やはり阿蘇熊本空港を活用し

なくちゃならん。農協の方につきましても、それに伴いまして空港周辺のところにレストランを設けたいというような話でございます。もちろんそれは時間的な計算が飛行場での待ち時間とか、そういう計算ができるというような農協の考えでもありますので、我々としてもその大津町のこの町に泊まっていたら、そして観光は阿蘇・天草を回ってきていただいて、大津に泊まって飛行場へ乗って行かれると、帰っていただけると、そんな思いがやはり今、大津町の観光宿泊もできるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、今はまちづくりの駅周辺をはじめとする上井手関連等の大津町の小さな歴史を生かしながらまちづくりも進めておるといような状況でもあります。そういう意味におきまして、今後につきましては韓国との交流、あるいはその熊本空港の活性化につきましては、我々やはり地域の市町村関係でしっかりと取り組まなくては国際線はなくなるんじゃないかなと。そうすると、やはり大津町の企業の皆さんが大変困っておられる、そのビジネスマンというのが大津にも泊まられないような状況になるのは、もう見えておるんじゃないかなと思います。本田の幹部の皆さんともご相談しますと、やっぱり東南アジア関連から飛んできたのは、東京、大阪、福岡からこちらに足を運んでこなくちゃならないといような状況であるといような話も聞いておりますので、熊本阿蘇空港のこれからの国際線の活用をしっかりと我々は肝に銘じてやらなくては、大津町の企業誘致にも大変厳しい状況になってくるんじゃないかなといような思いをしております。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今、町長の答弁におきましては、経済的なこと、企業を含めたですね、今、町がおかれている状況、企業がおかれている状況、そういったものを総括的に答えられたと思います。では、何をまず第一にするかということじゃないでしょうか。今、私が質問して町長が答えられたのは、大ざっぱな詳細まで話したわけではありませんよね。これからが質問は重要なところでありまして、どういったアクションを起こすかということです。その中で、町長の答弁の中で、空港周辺のトップの方たちですかね、何かで行かれたんですかね、そういったこと、これは非常に重要なことだと思うんですよ。我々議会あたりも空港を擁する自治体としてですね、向こうに、韓国に行って、そして韓国の方たちと話し合いの場を持って、持ちつ持たれつの経済交流なり、教育交流、文化交流などを進めていくというのが順番ではなかろうかと。実際、自分も今回の委員会研修を韓国に行こうよということでしたが、だめになりました。認識は私たちはないということで、委員会では行けないという形になりましたが、どういったアクションを起こすかが重要であります。では、町の売りものは何かと考えたときにですね、様々な農産物、有名な企業がありますから、例えば韓国から本田技研工業を見たいとかですね、有名な企業の見学をしたいといものもあり得るでしょう。私は、町が施策の中でやってきたもので強みは何かと考えたときに、やっぱり荒木町長のときから手掛けられたやっぱりサッカー施設じゃないかなと。多大な金を投じて、税金を投じましてつくった施設が大津町にはあります。そして、またサッカーと言えば、大津高校のサッカー部と言えば全国に鳴り響いておるといのが現状ではないでしょうか。大津高校のサッカー部と韓国の高校のサッカー部との交流試合をやると。実際、サッカーのワー

ルドカップですか、いろんなものを見てみますと、日本は韓国戦というのは非常に盛り上がりますよね。学生でもこれは一緒と思うんですよ。ましてや、その大津高校と翔陽高校もありますけれども、翔陽高校も参加していただいて、そしてやるとなれば、ほかの有名高校あたりも私もかててくれと、その招待試合にしてくれんかと、サッカー大会をその大津町でするなら、それに参加させてくれという、この経済効果というのを望むのはですね、強みに焦点を合わせるということですよ。町の強みは何かと考えたときに、あの施設を有効に使うというのがやっぱり一番いいんじゃないかなと思います。経済的な考え方は、もうお互い今までも幾度となく町長と議論しましたので、似通ったところあります。私は、今からこの町の潜在的能力を出すのは、そういった部分ではないかと思います。そして、できればそのサッカーから別のスポーツに波及して、こちらから韓国に学生たちが合宿に行くと、そして向こうからこっちに柔道の合宿に来ましたとかいってですね、柔道も強いでしょう。そういった形で交流を深めていくということが私は非常にいい形になって、その国境というものがかなり高いものから低いものへとなくなっていくのではないかなと考えられます。企業にも今厳しいですけれども頑張っている折りに、我々はどのような政治の力でもっと経済活動がスムーズになり、きちんと利益を上げていただくようになっていただくためには、こういった議論は非常に必要であります。中でも再度質問したいのは、この教育、スポーツにおいてですね、こういったものをやはり考えるべきではないかと、強みに焦点を合わせるべきではないかという質問を再度いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の文化交流についてのご質問でございますけれども、まさしくそのとおりだと思っております。大津町におけるサッカー、あの運動公園のサッカー場は宝物で、全国で5本の指に入るといようなことで、韓国のプロも一度に合宿にお見えになられたという話も聞いております。そういう意味におきまして、大津高校のサッカーはもちろんでございますけれども、大津高校から何年か前に、4、5年前にプロに、J1に4人も行ったと。それは、荒木町長が子どもたちの保育園のときから育てた子どもがそういう形に育っていったという話を聞いております。今、クラブ大津というのが今大津町に活動しておりますけれども、この方々のお話聞くと、やはり7割が少年サッカーの人たちでいっぱいだというようなお話も聞いております。そういう意味におきまして、一つ一つ柔道もありますし、大津町の剣道というのもすごい後継者関連で育ってきておりますので、今世界でも剣道というのがオリンピック競技になる可能性もあるというような話で、そういう意味におきまして、そのようなスポーツの方から青少年関連の方から予算を組むならいかながかなというような思いもしております。というのは、長年アメリカの姉妹都市をやっております、あるいはブラジルもやっておりますけれども、今募集しますとなかなか15人が揃わないというような状況でもあります。いまいち人気。しかし、向こうの大学とか先生たちには大変お世話になっておきまして、あちらの方からやはり今、ALTの先生も去年今年というような形でお願いをしながら交流を深めております。そういう意味におきまして、大変そういう形の中でつながりが結ばれるように、我々もそういう意味におきまして近くの韓国との交流をしっかりとやっていけるようなことも今後関係機関の皆さんともご相談しながら、まずもってクラブ大津の方の青少年、親善少年サッカー大会でも交互にやれるよう

な道にもっていければという思いをしております。今後につきましては、特産品関係につきましてもそういう中で大津の唐芋の手土産で持っていくとか、いろんな形で特産品の振興も努めていくのが、その中での一つの道ではないかなという思いをしておりますので、今後の関係については、来年度の子算関係についても担当の方とも十分検討をしながら予算計上できればなというような思いをしております。もちろん、議員の皆さんについて、今回はなかなかできなかったところもあるかと思っております。全国いたるところ、もう大分見てきておられるんじゃないかなと思いますので、近隣の外国に足を運びながら、その辺のところでやはりあちらの皆さんのやはり顔色、目つき、いろんな形の肌で感じて、知ってくるのも一つの地域起こしにつながってくるというものだと思っておりますので、今後についてもどうかよろしくご検討をしながらご協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） それでは、2問目に移ります。2問目であります。最初に言っておきますけれども、私はこの2問目の質問、こういった質問は実際はやりたくありません。しかしながら、議員として、議員の職責としてやらねばならぬことであると、こう申し上げて2問目に移りたいと思います。

この2問目の質問であります。一部事務組合、またその中で包括的民間委託、こういったものの問題点はないかということでもあります。今年、私も4期目になりまして、実は昨年度末からいろいろな冊子やビラあたりが我が家に来ました。ここにおられる議員さんの方々、ほかの議員さんの方々にも来たことだと思われまふ。ここの編集されている方か何か知りませんが、電話もかかってきました。ぜひインタビューをしたいと。選挙前だからお断りしたわけでありまふけれども、その後も一度電話かかりましたが、ご勘弁願いたいと、事実がはっきりしないということで蹴ってきまふましたが、やはり三度、四度、五度とこういった、町長、我が首長に対する、間違いならば誹謗中傷ということになります。ところが本当ならば大変なことでもありますので、治まらないこういった冊子やビラあたりを見まふと、何ら根拠がないものかなと、やはり町長にはご無礼ですけれども疑いの目は持つのは、これは人として当たり前ではないかなと。そしてまた、ここで問題になっておまふ菊池環境保全組合あたりに対しては、町としましても負担金という名の下に多額の税金を支払っている。またそこには、議会の中から代表議員を出して、その中の議会で議論されておまふますが、例えばその負担金について、詳細についていろんなことを聞きたいとしても、その議員さんでは答えることができない。中身は、非常に魑魅魍魎のところがあるというのが私の感想でありまふして、実際、どういうふう運営されていくのかは、そこに入ってみなければわからないのが現状ではないか。何度も言いまふけれども、しかしながら多額の負担金は町民の方々が出されているというのが事実ということなんです。ということは、私の政治信条の中に、無駄な税金を使わせないというのは、いの一番に上げていることなんですし、ここはきちんと町長に対して事実の確認を行わなければならないということでもあります。実際、このビラを見てみまふれば、非常に詳しく書いてあります。私も読んで、線を引いて、ここは重要なところだなと思うところを要点としてある程度はまとめてみまふた。この中で、まとめたところを申しまふと、まずこの大見出しで「熊本トゥデイ」というやつですけれども、書いてあるのは、組合を私物化して

いるんじゃないかなと、町長はということを指摘しております。その中で、総合評価の一般競争入札に対する疑義、包括的民間委託などはインチキであるというようなことを書いてあります。実際、これの書いてあるとおりかどうかは、その議会議員さんしかわからないかもしれませんが、私はその議員ではありませんので、例えば質問を幾つか町長にしますれば、まずは町長が組合長としてですね、菊池環境保全組合の組合長として入札を急遽中止すると発表したことがあるということでもあります。中止の理由は、事業内容の変更が生じたためという形でここに書いてあるのでありますが、この中でこういったものの指摘の中でですね、法令に違反していないかという指摘をこの編集者はしたということです。実際、その指摘というのが、地方自治法の第234条の3項と、契約の締結についてであります。この総合評価の一般競争入札というものを菊池環境保全組合が行おうとしたときに、この入札の基準ですね、こういったものをつくるためには、落札者決定基準を定めようとするときには、あらかじめ第三者である学識経験者2人以上の専門的意見を聞かなくてはならないと定められていると。しかしこれがなされてなかったということでもあります。その法令に違反するようなことを組合がやっているのであるならば大問題でありますので、この点についてが1つと、包括的民間委託ということについても指摘がされております。これはインチキであると、そういうふうに書いてあるわけですが、この包括的民間委託というのは、非常に解釈の仕方というのは難しいかと思いますが、焼却施設ということの包括的民間委託を組合長というのが出されて、町長ですね、が出されて、それに適用するには、施設の構造や安全基準の違い、法令及び所管省の違い、そういったものがあり、幾多の事前準備と法令との整合性を検証する必要があるという指摘がなされております。またこういったことがその包括的民間委託といいますが、非常に額が大きいと。平成18年度実施の当該民間委託契約約2年間で、9億円とか7億円とか、もう桁違いの額でありますから、こういったものをきちんと組合において議論をされてないというような指摘をこのビラといいますか、これには書いてあるわけですね。そして、議決事件にもかかわらず、議会承認を得てなく、組合長、町長が強引に押し進めたということでもあります。こういったことの事実の確認をお聞きしたいと思います。

そしてまた、そういった組合で行われている内容というのは、我々にはなかなか入って来ないものではありますが、その議会の中身というものがこの中に少々書いてありまして、その議会の中のこの議論というものもなかなかおもしろいものであります。この議会の中でですね、組合長家入勲がという形で書いてあるわけでもあります。それで、包括的民間委託方式の導入に関する提案理由の説明ということで、家入組合長が従来の個別発注の運転管理業務や補修工事、分析業務、物品発注等々、電気料金支払い等の事務代行を民間が一括して発注するとして、現行の発注方式と包括的民間委託方式を比較すると、3カ年で東部清掃工場で1億6千188万円、環境美化センターで7千440万円の合計1億3千628万円の削減を計画すると言われたということでもあります。この説明に対して、神田議員が、ほかの先進地の事例を出したが、法的課題を含めて当該方式はどの程度先行しているのかという質問をされました。対して、事務局長の渡邊さんという方が答弁の中で、まだまだ把握ができていないというような、何か答弁をされたら、一体何をやっているんだという形ですけれども。そしてまた坂本議員という方が、うちの議会の坂本議員じゃなくて別の自治体の坂本議員ですが、包括管理

業務委託については、何の準備もなくいきなり全員協議会で提案・説明されて、審議を余儀なくされた。その理由と経緯の説明をされたいと、この人はずばっと指摘しておりますね。これぐらいなからんと話になりませんが、それに対して、組合長の家入さんが従来そのままと考へましたが、この際民間でできるという方向に基づいてという形で、そういったその前段に申しました削減計画ですね、それができるだろうということで押し切られたということです。しかしながら、その説明あたりで、その議会においてはですね、定例議会をもってこの民間委託方式なるものが導入が決定されたということであります。額の根拠あたりの算出あたりまでの時間がなかったのか、ここの議員さんたちの能力が低かったのかは私ではわかりませんが、こういったことを考えると、この説明の中でやはり包括的民間委託とかこういったものに対する議会の中で話し合うときに認識、皆さん認識していただいた上で、そして進めるべきだということが筋ではないかなということであります。ですから、その法令に違反してないかどうかということは、非常に重要なことだと私は考へております。法治国家の日本でそういった法令を無視したこういった環境保全組合あたりをですね、運営してはいけないと思ひます。そして最後にですね、目を引いた、記事の中ではですね、こういったその包括的民間委託というものは違法ではないかと、そういった指摘をしましたと。それに対して、組合長の家入さんは、弁護士名で回答を寄せてきたと。その中の回答というものは、これは私も見てちょっとびっくりしましたけれども、請負工事を含めた当該民間委託は、契約の種類及び名称が管理業務委託であるから、請負工事に該当せず、法の定める議会承認も必要ないと。これ公文書で回答してきたところには書いてありますが、まず今の質問の事実確認をしたいと思ひますので、町長の答弁を求めます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の一部事務組合と包括民間委託制度の問題点にお話がありましたけれども、永田議員のご指摘の某出版物に記載されました件につきましては、関係者の皆さんにご心配をおかけしましたますが、記載内容等については何も関係ございませぬ。包括民間委託の問題でございませぬが、私が組合長をしましてますが、菊池環境保全組合の包括管理業務委託について申し上げますと、菊池環境保全組合の運営資金はもちろん9割が市町村からの負担で賄われており、各市町村の財政状況が厳しい中、経費削減の打開策として平成18年度から20年度の3カ年間、包括管理業務委託を行いました。組合独自に精算した経費と業者サイドで計算した経費とでは、予算ベースにおいて3年間で2億3千万円の削減効果が期待できるということで、国土交通省の性能発注の考へ方に基づき、民間委託のためのガイドラインを基本として行っております。この性能発注方式でのメリットとしましては、まず1点目としまして施設の運転管理、保守点検、薬剤等の物品管理や水道光熱費等の支払い代行事例あるいは補修等を一括して発注することにより、委託者が保証すべき一定の性能や業務要求、水準の確保を条件に課しつつ、運転方法等の詳細について原則として受託者に任せ、施設の性能を保証させるものであり、業務遂行における重度が高くなる点があります。また、次に2点目として、運転管理に加えて同じ業者に補修等も行わせるため、細かな運転状況の管理ができるようになり、メンテナンスもこまめに行き届くと考へられ、各施設の延命化を期待しております。また運転管理計画、保全、修理修繕計画等同一業者で立てることができるため、調整が不要となり、廃棄物の処理が

スムーズに行える点。最後に3点目ですが、3年間の長期委託契約をすることにより、単年度に比べ予算執行の平準化、事務の簡素化ができる。事務の簡素化により、他の業務を行うことが可能となり、より質の高い住民サービスを提供できる点がメリットとして上がっております。3年間の包括管理業務の実績としましては、組合試算と契約額と比較しまして、東部清掃工場で約5千400万円、環境美化センター最終処分場で約3千800万円、合計の9千200万円の経費削減となっております。そのほか、3年間の委託期間におきまして、緊急的な工事や修繕等が発生した場合でも、委託契約との範囲の企業努力で実施され、さらに契約期間中の燃料等の高騰に伴う委託料の増額は一切行っていない状況です。なお、包括管理業務に関する住民への周知については、組合のホームページや平成18年2月26日熊日の朝刊に掲載されたところです。平成18年度から3年間、契約した包括管理業務委託が平成20年度で終了しましたので、平成21年以降の包括管理業務については、当初平成21年度から平成25年度の5カ年計画で進めておりましたが、同業務委託の設計をした設計書の責任者でもある業者が倒産したことにより、平成21年2月に同業務委託中止を、入札を中止しました。全国的な廃棄物処理施設の状況と環境保全組合の現状を申し上げますと、廃棄物の関連施設として焼却施設や再資源化施設、最終処分場などがありますが、いずれも特殊な施設で、機械類も特別発注となり、全国でも数社しか施工実績がないのが現状です。いわゆるプラント工場施設となっております、その維持補修関係につきましては、専門的な業務となっております。また、環境保全組合には専門的な業務を遂行できる職員がおりませんし、したがって今後の清掃工場建設を踏まえた約10年間の長期にわたる包括管理業務委託に向けて、平成21年度から平成22年度、2カ年間にわたり、組合と財団法人熊本環境衛生センター西日本支局で東部清掃工場及び環境美化センターの延命化工事及び長期包括的運営業務に向けた支援業務委託契約を締結し、検討している状況でございます。今後も環境保全組合をはじめ、一部事務組合の運営につきましては、構成市町村と連携しながら創意工夫し、経費削減に努め、業務の共同処理を図っていきたいと考えております。ご指摘の包括関連につきましては平成21年度から25年度の包括業務委託については、先ほども申しましたように、倒産をしたことにより、及び地方自治法施行令第167条の10の2第4項による落札者決定基準を定めようとするとき、総務省省令で定めるところにより、あらかじめ学識経験者の意見を聞かなければならないことになっており、その学識経験者は担当課長でなく、大学教授、弁護士が妥当との判断から業務内容の見直しを検討するため、平成21年2月23日に入札を中止しております。平成18年度から20年度の包括業務の入札については、東部清掃工場の指名競争入札、環境美化センター等が総合評価方式一般競争入札をそれぞれ実施しております。包括管理業務委託に関する審査委員会については、関係市町村の担当課長及び事務局長にて構成されている環境保全企業業務検討委員会に組合長より諮問し、落札決定基準等の各資料の審査及び落札者の決定を行いました。なお、環境美化センターの総合評価方式、一般競争入札については、学識経験者の定位は担当課長でよい判断し、環境保全企業業務検討委員会に諮問しました。本組合の平成18年度の包括業務委託については、下水道施設の性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドラインを基本とし、それぞれの次のとおり作成しております。東部清掃工場の場合は、契約書、委託契約約款、委託一般仕訳書、委託特別仕訳書等を作成

しておりますし、環境美化センターについては、入札説明、要求水準書、落札決定標準業務委託契約書等を作成しており、そのようなことで業務を包括管理委託であるので、菊池環境保全組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に該当しないので議会の議決を要していません。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問しますが、今最後に重要なところを言われました。議会の議決を要していないということでありましたが、議会は要らないということですよ。結局、機能していないということです。この中でもそういったことを指摘してあります。そして、随意契約がかなり乱発されているということでもあります。そして、またこの出版物の中には、多年度にわたっての金額の推移、また量、そういったものが図に書かれております。実際、包括的管理業務委託、18年度からされたときに、17年度の随意契約をした後にされた、それは倍ほどに跳ね上がっていると。実際、その会社とはどこかというならば、日本管財株式会社から包括的業務を民間委託にしたときには、株式会社日本管財環境サービスという日本管財株式会社がまた新たなる会社をつくって請け負いをされているということでもあります。こういったことを考えれば、町長と日本管財、日本管財環境サービス、それと事務局長、これは日本管財の方と非常に関係が深い方と聞きます。そして我が町のごみを扱っている日野環境という形のこの4社の関係をこれでは指摘してあります。こういったところはですね、今の町長の説明では非常に納得をしづらいと思います。時間がありませんが、町長はこれに対して、やっぱりこれからもきちんとそういったことがないのならば、もう去年の末からこういった出版物は出ているわけですから、そういったことはありませんとして、法的手段に訴えるなり何なり、そういったことをしないと、我々からするならば町民として非常に不安であります。そういったことはきちんと、向こうも、この出版物を出した方も法的なミスがあるよと言われるならば、こういった誹謗中傷は法的に違法ではないかという反論をされてもいいんじゃないかと思います。実際、このことについては時間はかなりあっても足りないとは思っていましたので、今日は触りだけということで、もう答弁はよろしいです。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。次は、11時10分から開会いたします。

午前11時02分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番議員、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

歴史的な転換といわれる総選挙が終わりまして、戦後長い間続いてまいりました自民党を中心とした政権が、まさに戦後初めてと言っていい政権交代がこれから始まろうといたしております。ひとえにこれまで続けてきた自民党型政治が否定をされたと言っていいと私は思っております。特に小泉内

閣以来、構造改革路線が進められてまいりましたが、富める者、資力のある者がさらに肥え太り、そういうところがさらに資産を増やせば、利益を上げれば、その利益の一部がしたり落ちて私たち庶民のところに落ちてくるという考え方が、まさにこの構造改革路線の考え方でありましたが、結局国民、庶民のところにはその恩恵は全く落ちてこなかったと言ってよいと思います。最近のこうした経済、または国民の暮らしを見れば一目瞭然であります。とりわけ働く貧困層が増え、年間収入がどれだけ一生懸命働いても200万円を超えることができないワーキングプアが日本全国で1千万人を超えたと報道がなされております。そして、自殺者は毎年毎年3万人以上の方が自殺をせざるを得ない。何という国であろうかと私は、また私だけではないと思います。その中で、さらに生活保護世帯が120万世帯を超えました。人口1億2千万人の我が国で120万世帯、つまり人口の1%が生活保護と。大津町に換算しますと、人口約3万人ですから300世帯が生活保護に該当しますが、実際は大津町での生活保護世帯はもっと少ない。生活保護を受けてもいい人たちがたくさんいるにもかかわらず、生活保護を実際は2、3割しか受けておられないというのが実態ではないでしょうか。そういう中で、今度の総選挙で民主党のマニフェストで掲げられました国民にとってよい政策、もちろんよい政策については私たちもその実現を支援していく、賛成をしていくつもりであります。例を挙げますならば子ども手当、一方では増税がありますので問題も抱えておりますが、また高校授業料の無償化、労働者派遣法の改正、後期高齢者医療制度の廃止、また障害者自立支援という名前の法律によって障害者に対する自己負担、これを廃止をします。また、生活保護を受けておられます母子加算がこれまで削減をされてまいりましたが、この母子加算を復活をさせると。さらには最低賃金を千円に引き上げていく。こうした、まさにこれまでは自民党型の政治ではおよそ考えられなかったような政策、今度の総選挙でこういったものについては国民が歓迎をするものではなかろうかと思っております。さらには最低保障年金、農家への個別所得補償制度、財源のあり方についてはいろいろあるのは当然であります。国民にとっては歓迎をすべきものではなかろうかと思っております。そこで、年収200万円以下の働く貧困層が1千万人を超えたということですが、大津町民の暮らしを支える、これが地方自治体、大津町が果たすべき行政の最大の仕事であることは否定できるものではありません。実際、地方自治法では、地方自治体が果たすべき最大の役割が、そこに住んでおられる、あるいは住民の福祉の充実を自治法でも掲げているわけでありまして、ですから、役場行政は町民の暮らしが一体どうなっているのか、まずここに最も気を遣わなければならない、これまでもそのように訴えてまいりましたが、この経済不況の中で、このことがまさに緊急に求められている仕事だと思っております。年間200万円の収入といいますと、1カ月にしますと約16万円です。1日にしますと7千円ちょっと、時間給にしますと1日8時間働いて、月22日働いたとして時間当たり900円以下ということになります。今議会は、決算の議会であります。決算資料の中でこうした町民の暮らしが一体どうなっているかという資料はまったく見られません。かねてより町民のこうした所得、収入状況を明らかにするべきだと言ってまいりましたが、改めて町民の皆さんの収入の階層別実態、これを毎年毎年きちんと把握をして、議会はもちろん町民の皆さんにもこれを明らかにしていくことが今特に求められていると思っております。そういう調査、実態公表、これについての町長の見解を求めるものであります。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の一般質問の町民の生活実態調査は把握しているかというような意見でございますけれども、おっしゃるようにそれを予算に活かしていくというようなことでございますけれども、今、議員おっしゃるように国の方で政権が代わりまして、いろいろといっぱい盛りだくさんの政策関係について言われております。本当にそうなるように民主党に頑張ってもらいたいなと思っておりますし、直接我々の方についても、その恩典が町民の暮らしに生きてくるんじゃないかなと思います。ただし大津町におきまして、それ以上のことを今まで障害者支援関係とかいろいろやってきております。別な方法でやっておりますが、民主党がこういう形でやっていただければ助かることでございますけれども、大津町における住民の皆さんの暮らしというような形については、我々としてはまず高齢者の方々の支援関係、医療とかいろんな形でやっておりますし、また子育て関係についても子育て待機児童をはじめとする放課後とかいろんな形、あるいは子ども医療についてもいろんな形でやらせていただいております。そういういろんな形でやることに対しては、やはり先だつものは金でございますので、金がなくてはいろんな形をやっていけない。おっしゃるように、大津町における財源的に大変今、今年厳しい状況を迎えております。企業の法人町民税の減額はもちろんでございますけれども、各中小企業をはじめ関係所得関係の収入も減ってきておるといような状況であります。もちろん、そのような中で、どのような形でやっていくかということで今回は基金関係等の取り崩しで予算を組ませていただいております。もちろん、そういうような状況の中で、我々としては今、やはり景気対策というか、企業の頑張りによって大津町についてはそれなりの対応ができてくるんじゃないかなと思っております。もちろんそこに働く人、若い人たちが、やはり大津はいいですね、子育て支援関連等についてしっかりやっていただいておりますというような話も耳にするところでもあり、そういう意味におきまして、若い人たちが大津町に居住されるというか、そういう方向にあるんだなと思います。そういう意味におきまして、我々としても、もちろん生活の利便性、支援、必要でありますし、また企業関連等におけるインフラ整備関連等についても、大津町の将来を見据えるためにはそれなりの整備も必要であるというふうに思っております。もちろんご承知のとおり、大津町の財政的な基金とか、歳入とかもしっかり皆さんおわかりでありますので、その中での対応をどうやっていくのかというのが我々行政の役割でありますし、そういう意味におきましては、それぞれ今年の仕事というような形で各地域に行って説明をしたり、いろいろやらせていただいております。議員おっしゃるように、大津町の所得関連等につきましては、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質問にお答えします。

大津町の現状についてお答えしたいと思います。国税庁が実施しています民間給与実態統計調査によりますと、平成19年度年収200万円以下の給与所得者の人数が、18年度に続いて荒木議員からお話がありましたように1千万人を超えたとあります。大津町の実態についてですけれども、県が

実施しております市町村民の所得推計が、最新で18年度資料ですけれども、大津町の1人当たりの家計所得は270万円で、熊本県下では24番目となっています。この所得金額は、全人口で、赤ちゃんまでわり算をいたしますので、実際の勤労者との数字とは少し異なるものとは思われます。なお、大津町の所得推計については、企業を含めた推計では熊本県下1位ということになっております。また、町の方から総務省へ提出します個人町民税課税資料によりますと、大津町の平成20年給与所得者の中で、勤労者の中で給与収入が200万円以下の納税義務者は約2千400人、全体数が1万1千200人ですので、その21%を占めています。この200万円以下の人数は、昨年より増加している状況です。ちょっと細かく数字で言いますと、平成21年度が約2千435名です、21.7%。それから、20年度が2千396名、22%。19年度2千377名、22.5%。率は少し下がっているんですが200万円以下の勤労者の方の人数は少しずつ増えているという状況にあります。また、300万円から400万円の階層が一番多くて、これが約30%を占めています。ちなみに1千万円を超える方は230人で、全体の2.1%となっています。今申しあげました200万円以下の年収ということで21%になっておりますけれども、町民税の課税対象である納税義務者数ですので、課税されていない人の数はカウントされておりません。また、65歳以上の年金受給者について見ますと、年金収入が200万円以下の納税義務者の割合は42%となっております。それから、住民税の課税標準額、所得割額で見ますと、所得が200万円以下は全体の72%、それから100万円以下は44%というふうになっております。課税標準所得割でいくと、扶養とか保険とかいろんなものを差し引いたところの数字ですので、収入ではちょっと見れないかなというふうに思っております。申しあげました数字は、税務課での徴税の納税義務者数の中の割合でありまして、すべてを捕捉しているわけではございません。すべての給与所得者の収入把握については、少し工夫が要るんじゃないかというふうに思っていますが、状況・概況等については把握できるものと思います。今後は、社会の情勢や雇用の推移等を身ながら、関係各課とも意見交換、協議をしながら、様々な政策等に活用していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 長い間続いてきた、いわゆる自民党型の政治の、国の政治の下で、ややもするとこれまでは国がこう言っていますから、県がこう言っていますから、あるいは国がそういうのは義務づけていませんから、そういう言い訳の下で何て言うんですかね、地方自治体でできるにもかかわらずそれをきちんとやってこなかった面が多々あるかと思えます。その中で、今お聞きしましたように、町民の収入、納税義務者に限られますが、収入実態はかなりつかむことができるし、町民の代表である議会にもそれを明らかにしていく必要があると思えます。例えば、1つは高齢者問題で言えば、年金が私の知り合い、夫婦で1カ月7万円しかない。しかし、わずかな葬式代を貯金をして残しているがために生活保護も受けることができない。そういった年金収入が5万円を満たない人が一体何人いるのか、そういう実態も明らかにすることができます。それから、もちろん若い人ですね、働く人たちの実態、昨年来、大津の本田だけでも約900人の期間工が全員首を切られた。知っている範囲だけでも、10人近くの若者が無職状態、あるいはアルバイト、まさに200万円どころではな

い。親のすねをかじってというか、親の援助の下で何とか暮らしているという実態。また、保育料の引き下げをずっと求めてまいりましたが、まさに結婚をして夫婦が共働きで、2人働いても400万円に届かんような人たち、こういう人たちが本当に一番きついわけですね。ですから、保育料を算出するときも保護者の収入実態、所得実態によって算出がなされるわけです、保育料は。ですから、そこから保護者の所得収入状態を逆算することができるわけです。ちょうど所得税、住民税が課税されるかどうか、そういうところが一番きついと。そういうきついからこそ、民主党の子ども手当に多くの保護者が賛同をしたと、選挙の結果がそうなっている。あるいは、今度否定をされた自民党のマニフェストでも幼稚園、保育園の幼児教育の無償化がうたわれてきた。国のこうした政治待ちではなくて、町でできること、まずその実態を把握して、これを公表をする、しかもこれを歴年で見ていく、町民の暮らしがよくなっているのか、悪くなっているのか、これをきちんと今後も統計を取って明らかにする、このことを約束をしていただけるかどうかを町長にちょっと確認をしておきたいと思います。もう来年になったら、また忘れて、また要求しないと出さんということでは困るわけです。その点について確認をしたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おっしゃるように、もう基本的には統計的にそのようなものが積み上がらないと生活、弱者の皆さんの状況が見えてこない。だから、その弱者の中で本当にどういう形で困っておるのかというのが必要じゃないかなと思います。やっぱり頑張る精神をつくっておかなくちゃならないと思っておりますし、まちづくり、あるいは地方の中で、やっぱり一緒になってまちづくりをするためにはやらなくちゃならない気持ちが大切じゃないかなと思います。もちろん、議員のおっしゃるように統計的に取りながら、そして大津町のその困った人をどう支援していくかということについては、担当の方でしっかりと、それぞれの担当の中で、福祉あるいは教育委員会等の子育て、あるいは高齢者、そういう中での検討を再度していくためには、やっぱり議員おっしゃるように統計的な、あるいはその調査が生きてくるんじゃないかなと思いますので、この辺につきましては担当課の方で十分検討なり、あるいは民生員さんをはじめとするそれぞれの形からの情報をしっかり取って検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） そこで、次の質問に移ります。まさに、暮らしが大変になっている、その上に最も大切なもの、人間にとって最も大切なものは、もちろん金ではありません、命です。命がなくなったら、何事にも代えることはできないわけです。新型インフルエンザの大流行が始まっている。その中で、町が責任を持っております国民健康保険制度であります。先ほど言いましたように、働きたくても働けない、働いても収入が少ない、働いても働いても低賃金という実態の中で、健康保険証がもらえない、滞納をすると保険証が取り上げられる、あるいは3カ月ごとの細切れの健康保険証、短期保険証しかもらえない。長い間子ども世帯には無条件にやるべきだと言いましたが、国がそういう方針を出してから、やっとそれに追随をすると。これでは、本来の地方自治とは言えないと。命に関わる問題であります。そこで、こうした無保険者、短期保険証の実態はどうなっているか。それか

ら、とりわけこれから冬場に向かってインフルエンザの流行と。病院に行けない人たちがこうした疾患にかかったら大変なことになります。ただちにこうした人たちも含めて無条件に国民健康保険証を交付をするべきであると思いますが、考え方と対応をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国民健康保険証の取扱いについてのご質問でございますけれども、平成21年度の資格証の発行件数は4月に38所帯の7月には19所帯であります。なお、平成20年の12月に国民健康保険法の一部改正が施行され、滞納所帯であっても15歳以下の子どもには一律保険証を交付することになり、大津町におきましても現在3世帯、5人の子どもには6カ月の短期証を簡易書留郵便で交付しておりますが、また6カ月後は職権により再交付を行っております。さらに今回、厚生労働省から平成21年5月18日付で新型インフルエンザにかかる発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについての通達があり、被保険者が発熱外来を受診した際に資格証を提示した場合は、当該資格証を被保険者証と見なして取り扱うことにしております。なお、資格証の交付所帯に対しては、この取扱いについては5月22日付で手紙により知らせております。資格証明書の発行の件につきましては、資格証明書及び短期保険証の交付は、平成12年の国民健康保険法の改正で特別な事情がないにもかかわらず保険証の滞納が1年以上という場合には、保険証に代えて発行することが義務づけられていますが、その運用には機械的に一律に発行するものではなく、被保険者の方と納税相談を行い、各々の事例で慎重に対応いたしております。人命の尊さと人の健康保持は、行政におきましては最大の課題で、それに努めることが最重要であるということは言うまでもありませんが、この資格証明書の交付等につきましては、税の負担の公平と給付の平等等の観点からも滞納対策としてやむを得ない対応と考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一つは、子どものいる世帯については無条件に交付されている。これも国の方針が変わってから追随をしてきたと。今回はインフルエンザの流行に関して、特に資格証明書の方、滞納をしているから罰則として保険証を渡さない。それが公平だと言いますが、事は人間の命に関わる問題であり、お金がなくて払えない、そういう人が大半であろうかと思えます。そういう人たちに公平性を押しつける、これは私は間違いだと思います。命をまず守らにやいかんわけです。特に今回、そういう方々に限って収入がどんどん減れば食生活が乱れたり、生活が乱れたりするわけです。病気にもなりやすいと。この資格証の人たちが資格証明書を病院に持っていけば、インフルエンザに限っては確かに発熱外来ですか、保険適用がなる。果たしてそれが、そういう立場になってみてですね、そら38度も9度も熱がばっと出れば、それはしょうがなく行くでしょうが、それはもうまさに手遅れだと言ってもいいと思うんですよ。また、そういう人たちがインフルエンザになれば、ほかにうつる可能性が非常に高くなってくるわけです。自治体によってはですね、無条件に、いわゆる短期保険証を、資格証明も含めて郵送で渡している自治体もあります。これが本来の地方分権であり、地方自治の本来の精神であるかと思えますけど、どうなんですかね、無条件ですべての人に、短期でもいいですから保険証を渡すべきではないでしょうか。再度、お尋ねしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、新型インフルエンザ関連等につきまして、大変心配されておりますけれども、例えば昨日の新聞でも天草市が無償で出すということでもあります。これは、全国で3つしかない自治体というようなこととございますけれども、担当の方からお話聞くと、もう大津町では同じようなことをやっておりますので、その必要はないでしょうというような話を聞いておりますので、大津町のそのようなところの状況を担当部長よりご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 荒木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、私どもが一番心配しているのは、資格証明書を発行している中で子どもさんがいらっしゃる世帯というのが一番心配しております、それにおきましては先ほど町長の方から説明申し上げましたように、無条件にですね、短期保険証を、実際中学生が1人、小学生が3人、乳幼児が1人ということで5名いらっしゃいますけれども、世帯数は3世帯でございます。そちらの方には、無条件に説明を申し上げて簡易書留で送らせていただいております。6カ月が過ぎてもですね、また職権によってまた継続をするということにしております。ただし、4月に38、7月に19、資格証を発行しておりますけれども、この方々につきましては、いろんなそれぞれのご事情があると思っておりますけれども、中にはですね、払えるようなところもあるところもございましてですね、再三いろんな形をお願いをしているにもかかわらず、対応していただけなかったりとか、いろんなケースもございます。先ほど申したようにですね、新型インフルエンザに関しましては、国の方から通知が出ておりますので、その資格証明書でですね、受診することができますので、これをひとえにすべてというのはですね、今の現在のところは考えておりません。先ほど町長の答弁にもありましたように、この運用につきましてはですね、人の命がかかっておりますので、機械的にやるものではなくてですね、その保険者の方々の実態を十分把握した上でですね、資格書については慎重に発行していきたい、今後もそのように考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） まさに国の言いなりに資格証を続けると、要するに国の言いなりですね。これは、人間の命に関わっている問題であります。私は、引き続きですね、短期の保険証でもいいから無条件に下さない、いざそういう方がインフルエンザになって死亡者が出るようなことがあったら、一体誰が責任を取るか。そこを私は行政側に肝に銘じていただきたいと思っております。人間の命にですね、公平も何もあったもんじゃない。金のやりとりで命をですね、公平に扱わないということはあってはならないと思っておりますので、特にこの問題についてはこれから冬場に入りますので、さらに町民の立場に立って検討をまた続けていただきたいと思っております。

時間の関係で、第3問目に移ります。第3問目は、町営住宅の住み替え問題です。単純な質問であります。町営住宅に入っておられる方が赤ちゃんが生まれて家族の人数が増えた場合とか、あるいは反対に高齢化していった家族の人数が減ったから、もうこんな広いところは要らないから、もっと狭くてもいいから、また高齢者にとっては手すり付けてもらってもあけぼのの3階とか4階とか5階と

いうのは本当に苦痛になるものであります。1階に移りたい、こういう要望が私も大分聞いております。そこで、そういう要望の実態、そして行政側でその住み替えの実際にどのくらいやった事例があるかどうか、お尋ねをします。

併せて、町の例規集も大分調べましたが、明確な規定が町ではつくられていないと思いますけど、この点についてもお尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町営住宅の住み替えということで、議員ご心配のとおり、そういう障害者、あるいは高齢者の関連、あるいは家族の増加というような形でのお願いというようなこともただあつておるかと思はすけれども、これにつきましては後ほど担当部長の方からご説明をさせていただきます。町の町営住宅条例第4条第7項によりまして、町営住宅の住み替えについてはうたっておりますので、要綱については定めておりません。住宅の環境整備についても、町営住宅条例第49条の2項の規定に基づいてやらせていただいておりますが、大津町に住宅入居者審査会というのがございまして、そちらの方でそれぞれの意見を聞きながらその状況調査、民生員さんとかいろんな形の中で住み替えというか、そういうようなものを行っておりますので、今のところ要綱をつくらなくてもそのような形で運行できるんじゃないかなと思っております。あと、状況とそれなりの調査関連等についての件数関連等につきまして、担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質問にお答えします。

ご指摘の住み替えの実態ですけれども、昨年度の住み替えは19件行っております。そのうちの15件につきましては、昭和35年から40年に建設されております室西、室東団地の住み替えで、老朽化によって雨漏りなど補修をしてもなかなか完全な修理ができない建物となっております。住宅入居者からの移転の相談があったときには、入居者の要望により室から立石団地及び西嶽団地、北出口団地等に移転をされております。また、火災による住み替えが2件発生をしております。実施をしております。それから、ほかに高齢のためや病気などにより足腰が弱くなった方についても要望があつて、昨年1件、エレベーターがないあけぼの団地の5階から2階へ住み替えを実施いたしましたところで、もう1件につきましては、都市計画事業による特定入居で住み替えを行っております。住み替えにつきましては、移転先の空きが発生しなければなりません。現在、住み替え要望が住民の方からあつておりますが、希望のその空き待ちの方もおられます。これについて4件把握をしております。高齢で次第に足腰が弱くなってきた、また弱くなっていくのでという要望等もありますので、それで対応をしたいと思はす。また希望の町営住宅が空くまで、ここがあくまでは待つという方もいらっしゃるようです。住民課の方では、このようにいつでも相談を受けて受付簿も記録をしながら対応しているところです。条例で先ほど町長からお話がありましたように、町営住宅条例第4条第7項の町営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があつたり、既存入居者もしくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けるものとなったことにより入居することが適当である場合は住み替えができるというふうに規定を条例で決めておりますので、これに沿って対応していると

ころです。住民の方の相談を受けながら、できるところから住み替えを行っていきたいというふうに考えております。十分相談には乗っていききたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町内で希望が出ているのは4件ということで、私が相談を受けただけでもそのくらいある。ですから、実際希望を出している方は、希望されている方はもっと多いであろうと私は思いますが、といたしますのがですね、人間は衣食住が基本だと言われておりますが、中でもこの住、住まいというのがですね、人間が暮らしていく基本であります。例えば今の言われたように、高齢者が365日階段を上がり下りしなくちゃならんというのは大変な苦痛です。あるいは、経済的な問題もあります。広いところほど家賃は高いんですね。高齢者でもう一人暮らしになったとかいう方は、平屋のもっと小さいところでもいいと、家賃も下がると希望される方もおるわけです。そういう意味です、入居をしている人にとっては、この住み替えをですね、もっと積極的にやれば、その人たちの、まさに福祉、幸せにつながっていくと私は思うんですね。積極的にこれを進めるべきだと。だから、要綱なり基準をつくって町営住宅に入っておられる方に明確に示すべきだと思うわけです。非常に条例の文章だけではあいまいであります。また、希望を出しても、それがきちんと審査されているかどうかというのはですね、保障されていないんですよ。多分やっていると思いますよ。しかし、希望された側にとっては、本当にやっているのかなと、要綱も何もないわけですから。ですからですね、これは西宮市の実施要項を見ましたけど、今言ったように人数が、赤ちゃんが生まれて増えたり、あるいは世帯員が減少をしたり、あるいは病気、障害、高齢化ということであります。これは、要するに町営住宅を増やす必要はないんですよ。入っている人たちが、ちょうど自分の希望するところに移れば、こんな幸せなことはないと思うんですよ。相手の身になって私は考えてほしいと思います。皆さんは自分の家を持っているからそんなことは想像もせんかもしれないですけど、私は想像するべきだと思いますよ。人間にとって基本の、それが住であると。これは一生付いて回るわけですから。住み替えをやることによって、その人が本当にそういう人たちが幸せにつながっていくということだと私は思いますので、もっと要綱をつくって、基準をきちんとつくって、別に町の腹が痛むわけじゃないですから。どうですかね、そういう住み替えを積極的に進める、そういう気持ちがあるかどうか、やる気があるかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 住宅入居につきましては、先ほど第4条の7項でいろいろ網羅しておるといふふうに思っておりますけれども、現に町営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと、または既存に入居者、もしくは同居者が加齢や病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することで適当であるというような文言がうたっております。そういう意味におきまして、一番私が町営住宅に入っておられて、こう入れ替えでなくしてですね、例えば今、民間住宅の古い住宅に入っておられる方が大家が建て替えたり、あるいは解体すると。そういうときに、その人が住宅を探すのに大変困っておられるというのは確かです。だから子どもがおれば、子どもの家にも入られるし、し

かし子どもの家庭でも、自分の母親であったりする、嫁いだところにまた夫の親がおったり、いろいろする中ですね、その小さな貸し家では一緒にいろいろと人間的に、精神的ないろんな苦痛があるということで入れないというような方もおられます。そういう意味におきましてですね、大変住宅というのは、まずは生活する基本でございますので、そういう件につきましてはですね、やっぱり十分対応できるような形をやっていかななくちゃならない。しかし、それについては、今、町営住宅は今、募集しておりますけれども、満杯というか、4件ぐらいまだ申し込んでも入れないという方もおられます。そういう中での移動関連等につきましては、審査会での調査の結果、優先的にやらせていただいております。そういう中での移動関連等につきましては、審査会での調査の結果、優先的にやらせていただいております。もちろん、そういう意味におきまして、本当に生活に困る、あるいはそういう状況の人を町営住宅としては入居を優先的にやらせていただいております。ということでございます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私が今日質問したのはですね、町営住宅に町民の皆さんに入っていただくと、それはもちろんそうですけど、そのことを言っているんじゃないんです。現に入っている人たちが移動をするだけなんです。そうでしょう。別に町営住宅をもっと増やせとか、移動するには、これは結構いいこともあるんですよ。どこかを退去するときは自分できれいにしておいて出にやいかんですね。それはもちろん自己負担ですよ、そこまでやれと言っているわけじゃないんですけれども。だから新しく町営住宅を増やすとか、町営住宅は減るとかいうことじゃないんです。おっしゃるように人間の基本ですから、我慢をしている人たち、例えば狭くで我慢をしていると、もうちょっと広いところがいいなと思っている人たちがそういうところに入れば、こんないいことはない。それは積極的にですね、また公平に扱わんといかん。権利として認めなくちゃいかんと思うんですよ、することができるというのは町長の立場でしょう。やってもいいよと。だから、ちゃんと文章で住み替えをする、申請をすることができるようなその具体的なそういう申請書というのはあるんですか。担当課は誰だ、住み替え希望のきちんとした書式を備えた、それは備えてありますか。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 先ほど言いました4条の7項の中で住み替えができるということで、実際、住民の方、それぞれの相談をですね、受けております。申請書ではなくて相談受付簿というので記録しながら、ご希望のところ等を聞きながらやっているということでもあります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は、1時10分から開会いたします。

午後0時08分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番議員、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

第1問は、町営住宅側溝の安全性のことです。公営住宅法という法律がありまして、第1条

に、この法律は国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると書かれております。この法律ができたころの社会の価値観は、国は国民皆中流を目指し、人々もまた助け合いの精神を強く持っていたように思います。しかしながら、その後、日本は経済のアメリカ化が強く求められ、勝ち組と負け組、裕福な人とそうでない人、安定した仕事のある人とそうでない人の2層に分かれてしまったようでございます。これは、誰が悪いというものでもなく、国際社会の中で日本がそのように流れていったというべきではないでしょうか。さて、今、町には3月末現在で町営住宅が12団地あります。室西、室東は、住宅老朽化のため西嶽、北出口、立石団地などへの移転を進めております。平川天神と矢護川、それぞれ12戸あり、就学前及び小学生のいる世帯で募集しております。鍛冶の上は、町の中心部にあり、学校にも近く、買い物にも便利なところで、希望者は多いようですが、年間1戸程度しか空きがないようです。西鶴住宅は、平成7年に建設されており、下水道、エレベーターも完備しているため、近年は高齢者、障害者世帯に限定して募集されているようです。上鶴住宅は、立石団地の建て替えとして、平成19年に建設された最も新しい住宅です。下水道、エレベーターも完備しておりますが、近年、入退者はほとんどありません。何と言っても一番大きい住宅はあけぼの団地です。昭和53年から59年にかけて建てられました。管理個数は412戸、エレベーターがなく、手すりの要望が多く、今、計画的に整備中であり、並行して駐車場も整備中であり、今回取り上げましたのは、西嶽住宅と北出口住宅であります。両方とも昭和46年から51年かけて建てられており、わりと古い住宅になります。西嶽、北出口とも管理戸数は84であり、両方とも側溝が老朽化しております。また、蓋が欠落しているところが多いと。高齢者が多く、夜など特に危険でもあります。そういうことを以前から区長さんに打ち上げているが改善されない、町には伝わっているのだろうか、町は対応する気があるのだろうかとの問い合わせがありました。自分で現地を確認したところ、同じ思いを持ちましたので町長に質問する次第でございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町営住宅の側溝でございます。議員おっしゃるように、西嶽あるいは北出口につきましては、側溝関係等につきまして大変古くなっておるし、言われたように側溝の淵も壊れたりいろいろしているのは確かでございます。例えば、北出口の方を見ますと、大体区長さん関係とそれなりの個人的に家の周辺の環境整備されておるところはきれいになっておりますけれども、南の方につきましては草ぼうぼうというか、今ちょっと枯れてきておりますけれども、議員おっしゃるように大変危険な状況であるのは確かでございます。町といたしましては、今、補修関係、そういう側溝の工事関係につきましても、今、補助対象になってきておりますので、今計画的に立石の方の関係の事業補修を計画的にやらせていただいておりますので、そちらが済めば西嶽ないし北出口の方をやっていきいたいと思っております。もちろん西嶽・北出口の建物の関係につきましては、一部補修関係をやっておりますけれども、おっしゃるように駐車場がらみの側溝とか、そういうものについては、

本当に危険な状況でございます。これにつきましては、また担当の方で調査いたしまして、急々にしておこななくては危ないというようなことであれば、その一部についてはそう金額もかからないでしょうからやっつけていかなくちやならないというふうに思っております。状況について、住宅関連につきましては、補修計画等については、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

ご指摘の町営住宅西嶽団地につきましては、昭和46年から昭和50年までに建設しておりまして、建築後37年経過しております。また、北出口団地につきましては、昭和50年から51年に建設しておりまして、建築後33年ほど経過しております。どちらも建設後長い期間が経過しておりまして、建物の外壁等の改修は終了しておりますが、側溝については、一部分は取り替えておりますが、大部分は建設当時のままだと思っております。現在、先ほど町長の方から説明がありましたように、長期の住宅改修計画によりまして、立石団地の全面改修を行っております。西嶽団地及び北出口団地の側溝改修につきましては、それが終了後、実施をしたいということで考えております。また、側溝改修につきましては、以前は補助事業に該当しなかったんですが、現在は住宅の環境整備事業ということで補助事業にも認められるようになってきております。一般財源を有効に活用する意味からでもですね、手戻りにならないように住宅改修計画に盛り込んで実施する予定にしております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 再質問いたします。

今ですね、町長の方の答弁と、それから部長の答弁ございましたけれども、どちらも共通しているところは、今、立石団地をやっているから、この終了後にやりたいと、こういうふうなのは共通しておりました。それで、立石団地終了後とはいつのことか、いつから始めるのかというのがまずお聞きしたいということ。それから、町長はですね、それはそうだけれども、危険箇所については確認の上、すぐ対応したいと、こういうふうにおっしゃいました。しかし部長の説明にはそれが入っていなかった。そこをもう1回、答弁をお願いしたいと思います。中山部長。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 再質問にお答えいたします。

立石団地につきましては、現在側溝も併せたところで改修しておりまして、あと3年で完了する見込みであります。その後、西嶽団地、そして北出口団地ということで考えております。

議員ご指摘の老朽化のひどい側溝につきましては、早急に補修するべきものと考えておりますので、現地調査を行い、区長さんとも連絡を取って対応できるものにつきましては早急に対応したいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） わかりました。だから、立石団地の終了後、その定期的と申しますか、ちゃんとしたやり直しを立石団地、終了後に西嶽、そして北出口というふうに順々に進めたいと。それから、

そこまで至らなくても、まだとにかく見て、今現在危険なところは早急に補修したいということであったと思います。結構なことだと思います。これを住民の皆様が聞かれたら非常に喜ばれると思いますから、これはですね、そういう情報は皆さんに早く伝えてあげて、そしていつどうなるんだということがわかればですね、それで納得されてくるのではないかと思います。私は、町民の安全、安心の観点から、これを申しているわけですし、闇雲にですね、お金を使えと言っているわけではございません。とにかく、安全・安心は町民にとって最もその大事なことであり、早急にとということで申し上げましたわけで、今の答弁で十分ではないかと思います。

さて、第2問目に入ります。大津町運動公園、これ通称「スポーツの森・大津」についてでございますが、ここにその漂う悪臭についてであります。私は、健康のためにウォーキング、それからジョギング、あるいはポールを使って歩くノルディックウォーキング等、運動公園をよく利用しております。朝早く行きますと、朝早く夜が明けたころから皆さん、あの周りを歩いております。それから、夜は夜で8時半、9時ぐらいまでですね、皆さん方があの周りが歩いていらっしゃる。その電気も非常に明るくですね、いい環境のところではないかと。だから、そのラバーも張ってありますから、これも非常に膝に優しく、県立の運動公園に比べても、私は大津の方がいいんじゃないかと、照明等についてですね、そういうふうに思っているところでございます。そうでありますんですが、日によって運動公園には家畜のし尿の臭いが漂うことがあります。特に春、ヒバリが鳴くころ、特にひどいように思うのですが、これは町としてそのこの実態、そしてその原因というのはわかっているのか、質問する次第です。私は、その畜産農家の方にはそれなりの理由があるわけですし、この運動公園ができる前から、この畜産農家はその周りにずっとあるわけですから、別にそこをその非難つもりは毛頭ございません。いずれにしろ、何らかの対策を打たねばならないと思いますが、どういうふうにお考えか、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 運動公園につきます畜産の悪臭関係でございますけれども、あの団地からということについては、大体見当はついております。そういうことで、担当の方で十分な指導はやっておるところでございますし、たまにはこの街中まで臭いがするとか、いろんな状況も漂っておるところでございます。もちろん、あの団地につきましては、運動公園のできる前からありまして、補助事業でやられておる畜産団地でございますので、このようなことが起こり得るといようなことは、もちろん我々つくるときから覚悟というか、心配をしておったところでもあります。今、畜産農家の状況というものについても、大変厳しい状況でございますので、その辺について、一時は農協さんの方での悪臭関連等についての検討もなされておったようでございますので、その辺についても部長の方から説明があるかと思っておりますけれども、我々としていろいろ個人的に指導をやっておりますし、薬剤も使ったりいろいろする中で、今のような厳しい状況の中で、町がどのような対応をするかということについては、今のところ先が見えないというか、課題事項というようにございます。もちろん、そういう意味におきまして、産業廃棄物関係の業者もお見えになられて、そういうのも処分したいというように話も聞いておりますけれども、やはりそういう迷惑性というか、そういうようなものにつ

いての理解というものがまだまだ皆さんにおいては厳しい状況であるというのは確かでございます。しかし、これはどうにかせんといかんというのは議員おっしゃるとおりでございますし、我々も今後について十分検討をしていかなくならないような状況じゃないかなと思います。そういう意味におきまして、また担当部長の方からその辺の進行状況なり、問題点についての方向性について若干説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 坂本議員の原因関係はどうなっているかということでございますが、ちょっと最初に大津町の畜産状況をちょっと報告したいと思っております。まず肉用牛が89戸、乳用牛30戸、豚、馬それぞれ合計で143戸になっております。町の粗生産額におきましても、半数、50%以上が畜産の粗収入額ということでございます。従前と比べますと249戸からでございますので、約100戸は減少しているというような状況です。1戸当たりの飼養頭数は増加している状況でございます。

ご質問の周辺についてでございますが、その把握の中では西側の方には森の上の畜産団地、養豚5戸、肉用牛2戸と。それから、近隣におけるところも2戸とそれから乳用牛1戸、それぞれ畜産農家がおられます。おっしゃっているところの原因はわかっているのかということでございますけれども、ちょうど平成16年に家畜排泄物の管理と適正化及び利用の促進に関する法律ということが制定されておきまして、要はいわゆる野積みでございます。野積みあるいは素堀の禁止が、野積みができないということでございまして、この団地におけるところにおきましては、その堆肥舎等の浄化槽等ですね、それから排泄物の施設の整備が行われてきておきまして、一定の成果は上げてきておきましてございます。ちなみに、畜産経営に関しての苦情発生件数でございますけれども、全国では1万1千676件という数字が出ておきまして、年々2000年関係につきましては2千433件と減少をしておきましてございます。

苦情の内訳でございますけれども、ほとんど悪臭6割が占めているところでございまして、大津町の混住化の進む大津町においても重要な課題ではないかなと思っておきましてございます。時折り風向きによっては、議員のおっしゃるとおり畜産施設の臭気がするようであります。それぞれ畜産農家におかれましては、大津町全体も含めまして畜舎の周りを植林したり、あるいは家畜を適切に使用管理して畜舎からの糞尿を早期に搬出して速やかな糞尿処理加工工程に移すことを実施して悪臭発生を押しやる努力をされておきましてございます。技術的な面もちょっと触れてみたいと思っておりますけれども、悪臭防止法の中におきまして規制されている悪臭物質と通常言っておりますけれども、それぞれ畜産関係の物質の中でアンモニアとか硫黄系化合物などがございます。その畜産におけるところの臭気の主な発生源が、畜舎、堆肥化施設のような糞尿処理施設でございます。飼料畑への糞尿散布時に、当然やっぱり臭いはするところでございまして、その散布したときには、速やかに耕運をするというような指導をされておきましてございます。また、家畜糞尿の水分ということと、あるいは有機物の配分で構成されておきましてございますが、排泄された家畜糞尿が有機物などの分解ということで、酸素が十分ある場合は好気性物質と、それから堆肥化されたときの、今言いましたアンモニア関係の発生でございますけれども、その研究微生物ということによっては、その硫黄系化

合物ということで、何か腐った玉ねぎの、言い方ちょっと表現があれですけども、それとまた卵のような臭いがするとか、そういうのが発生しているところでございます。そのようなときに、その対応の施設ということでございますけれども、今、この周辺の状況を調査をさせてもらったわけですけども、糞尿関係、あるいは堆肥を実際に施設をその15年当時されておまして、その事業費におきまして何千万円という投資をされておまして、曝気装置とかですね、こう尿溜め槽をつくって空気を入れて臭いを消してそれを畑に還元すると。もう1つが、逆に水分を少なくして通常50から60%という農家の方には言っていますが、その水分を4回か5回反転して畑に還元すると。だから、敷地、豚舎敷地内におきましては、もうそれなりの施設を十分投資をされて、努力されているところでございます。3月のヒバリの時期に臭いということでございますが、年間を通して畑の方には還元される分がありますけれども、特に麦関係、あるいは今度は秋時期の大津町の場合は結構まだ麦、米等が多いわけですけども、そのときにその有機質堆肥をですね、還元するということでは、確かに補助にされているということでございます。今後はどのような対応策を考えているかということでございますけれども、先ほどその周辺には大きな木がございますけれども、木あたりも種類等があると思うんですけども、そういった意味では周辺の畜産の関係につきましてはもう努力はされているというふうに町の方としては感じているところでございます。臭いがするというところでございますので、再度畜産農家の方々も含めてですね、十分対応をですね、打合せながらさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今、西本部長の答弁ですが、臭いんですね、発生と、それから発生の仕組み、それから臭いの成分、よく調べていらっしゃったと思います。であとその畜産農家に指導するというふうな、今までずっと指導されてこられたんでしょうけど、ということなんですけども、指導だけじゃなくてですね、もうちょっとその一歩進んでですね、今指導の中身は畑にそれを捲いたとき、1回すぐに攪拌すると、こういうことをおっしゃったと、それも指導ですね。けども、もう少しですね、その何かそのし尿に化学物質なり、何かを混ぜたら臭いがある程度消えるとかですね、それからあの周りに木がありますけれども、今、木の話がちょっと出ただけですけどね、香りのいい木とか、何かその辺、アンモニア臭、有臭を打ち消すとか、そういう木というのはあるんですか。調べてみましたか。質問します。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず最初に対策的なことでございますが、先ほど町長の方がおっしゃいましたJA関係のストックヤード的なことを大津町には確かに計画をされておったところでございますが、そのストックヤードにつきましては、その周辺の地域の畜産農家の、前に話が出ておりましたけれども、これはちょうど平成15年、16年の計画の段階でございましたが、なかなか大津町ではそのJAからの施設というのは他の市の方に行っておまして、今の段階では大津町にJAの施設そのものは計画はないということでございまして、その後そうだったらということで、それぞれの畜産農家が補助事業等も受けながら、そして施設を16年におけるところのコンクリートをしたりとか、そ

ういうことがないようにということで努力をされておったところでございます。

それから、周りに木を植えたらいいかということの話の中に、アンモニアということ、成分関係が出てきたわけでございますけれども、一応県の方からのいろんな指導がありますけれども、ツゲとかですね、珊瑚樹等とか、そういうやつだったら逆にアンモニア関係を吸収することによって臭いかなり和らげるんじゃないかなというふうに聞きましたので、もしそういうことがですね、今からの畜産農家の方にお話をすることによって、1つの方法ではないかなと思っているところでございます。化合物は、MODというかですね、そういうものがありますけれども、やっぱり戸々の畜産農家によっては全部全部畜産農家が利用されるということはわかりませんが、要は下の地下の尿溜め槽あたりの空気を入れて、今、曝気槽という表現をするんですけれども、そうした措置を取りながら最小限度の臭いを、絶対じゃないですけれども、もう最小限度にですね、押さえていくという方法を今は取られているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） この大津町運動公園、通称スポーツの森・大津というところは、その以前46億円もの資金を投入してつくられたわけですが、このまずつくられた当時、当時はその大津町の身の丈にあっているのかどうか、町の規模に対して公園だけがえらいそのほかできすぎる、これは県立レベルじゃないのかということで、非常にその問題にもなりましたし、また46億円も投入したから、そのお陰でしばらく財政もきつかったと。道がですね、舗装がなかなか進まなかったのも、これの返済に負われたからだというふうなことも聞くわけですが、しかし、今そういうことが過ぎ去って、今現在で見えますと、幸いにして大津町は3万人を人口突破しまして、人口がずっと増える勢いにあります。そうすると、今までは身の丈に合わなかったのが合ってきたというふうなことが言えるかもしれません。そして、またこの運動公園についてはですね、先ほども話あっていましたけれども、この大津高校のですね、サッカーの活躍というのは非常に大きかったんではなからうかと思えます。ああいう大きい、俗に言うサッカー場ですかね、地元のサッカーは全然何もやってないと。余所のサッカーにだけ提携をしている場だとなると、また評価が変わっていたでしょう。だから大津高校がサッカーで全国に名をとどろかせているということと、このスポーツの森・大津とは非常に密接に関わっているのかなというふうに思っております。私、その研修で宮崎とか何かにこう行くことがあるんですけれども、そこで高千穂の方ですかね、あるいはその五ヶ瀬あたりの方から大津はいいサッカー場を持っていますねというふうなことをよく言われます。だからそのやっぱり余所から見るとそういうふうに非常に高く評価されているということで、その町長か、先ほどの一般質問で宝という言葉が出てきましたけれども、そういうふうな位置づけになったのかなというふうに私も思っております。だから今、議会あたりで研修に来られて大津町を紹介するとき、何か見せてくれと言われたときは、多分サッカー場を見せるでしょう。だから、そのそういったところで大津町の誇れるものというふうになってきたんじゃないかと思っております。先だって、元町長の荒木先生にお会いしましたら、今となってみると観客席もっと太うしとけばよかったな、そうしたらJリーグの来たぞなんていう話をされておりましたけれども、やっぱり今となってみればそういうことでしょう。先見性があったと

言えば先見性があったということでしょうか。そういうことですね、今現在ですね、20年度の運動公園の利用状況を見ますと、これを団体として見ますと、町内が513団体、参加人数2万6千772人、町外が318団体、参加人数3万2千741人です。もちろんこれは参加した選手でありまして、これに関係者、応援者が付いてこられるので相当の人が利用されていることと思います。また、その19年2月には、サッカーの横浜FCが10日間にわたりキャンプとして利用しております。20年1月には、ロアッソ熊本が1カ月にわたりキャンプを張っています。高校サッカーも春インターハイ予選、秋高校選手権、小中高のサッカー大会が毎週行われております。また、先ほども申しましたように、1日にその300人以上の人があの回りをジョギングしたり、あるいは歩いたりしているわけでございます。そういうふうにして、町としても、それから県としても有名になったところでもありますし、町が誇るべきものとするならば、さっきから申しましたこの臭い、単なるですね、田舎の臭いだけでは済まされぬ何かですね、これを今後ずっと対策を立てる、考えていって、何かいい方法はないか、ずっと考え続けて、さらに前進すべきものではないかと、対策としてですね、いうふうに考えますけれども、もう1回答弁をお願いします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 畜産農家の方のやっぱり理解を深めることが一番ではないかと思っております。まず、どうしてかといいますと、今までもこの16年の法規制によってかなりの投資をされてきておりますし、またそれ以上のこともされておりますけれども、植樹、あるいは薬等を含めたところのお金が、事業費がいろんな意味で嵩んでくるのではないかなと思います。臭いのことは、事業費の、建設費のことということだけでは言えませんが、昨年からご存じのように燃料費の高騰や、あるいは飼料等の高騰で、今、畜産農家も相当の生活、経営をされているところでございます。ここで私がどうのこうのということではございませんが、町の大事な施設でもあるし、また大事な畜産農家でもありますので、十分やっぱり考える部分はあるかと思えます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 先ほど西本部長がずっと調べられてきたことは、非常に専門的でいいことでしたから、大津町においてですね、西本部長の方でさらにですね、臭いの研究というふうなことで頑張っていたきたいと思います。期待しております。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は、2時分から開会します。

午後1時48分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番議員、金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 皆さん、こんにちは。先の衆議院選挙におきましては、暮らしの危機から変革を選択した有権者と新聞でも報道されました。今後いかなる政権になろうとも、その主役が政治をコ

ントロールしていく時代が続くことを期待しながら、1番議員、金田が通告に従って一般質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、林業の振興についてお尋ねしますが、日本では戦後高度経済成長に伴う木材需要に対応するため、大規模に天然林が伐採され、梁や柱、家具材などとして消費されました。こうして伐採されたところにスギやヒノキなどが大量に植林されたようです。現在では、安価な外材の輸入の増加とともに、国産木材が売れなくなったことと、林業就業者の収入減少が影響し、林業就労者の減少が起き、間伐や間引きなどの手入れに行き届かない、いわゆる不成績造林地が増加して、全国各地でも問題になっている現状です。手入れの行き届かないところでは、木々が密集した状態で、日光が十分に当たらない細い木、いわゆるもやし山の状態になっています。このような森林が増えると、下草が生えず、地肌がむき出しになり、大雨のときに栄養分や土が流出し、災害を引き起こす原因になると言われております。大津町では、民有林の中でも町が管理する町有林については、森林施業計画に基づいて計画的に管理が行われているものと思います。また、水源涵養を目的に矢護川においては町が30ヘクタール、熊本市や企業が計画で90ヘクタール、すでに70ヘクタールの面積で広葉樹が植え付けられております。俵山では、町が90ヘクタール、20近い企業が17.3ヘクタール広葉樹を植え付けておられます。さらに、今年度から本議会でもありましたように、熊本市が5年計画で40ヘクタールの広葉樹の植林が計画されているということでございます。全国的にも注目を浴びている取り組みでありますし、ぜひ多くの町内外の住民の皆さんを巻き込んで取り組みを強化すべきであると思っております。私も一人の住民として協力してまいりたいと思っております。

こういった取り組みの一方で、町長にお尋ねしますが、林業、特にいわゆる私有林の現状についてどう捉えておられるのか。また、これまで森林整備における国・県の造林関係補助金につきましては、個人が実施した場合はかなり低いものでしたが、平成14年から個人であっても市町村長から森林施業計画の認定を受けたものは、交付金や補助制度が充実してきております。やりようによっては、1日の日当分ぐらいは手元に残るとも聞いております。そこで、大津町の場合、現在のところ私有林の森林施業計画認定率が19.8%と必ずしも高い認定率じゃないと思われませんが、このパーセンテージ、目標値をどの程度に設定しておられるのか。また今後の民有林、特に私有林の整備の具体的な方策についてお尋ねしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の林業の振興についての質問でございますけれども、特に民有林についてのご質問ということで、我々について民有林の利活用についての取り組みはどうであるかというようなことでございます。議員おっしゃるように、間伐あるいはその他の補助事業等で、現在につきましては若干赤字になるということはないようでございますし、場所によっては若干の金が入ってくるというような話も聞いております。もちろん、森林というのは議員おっしゃるようないろんな役割をしております、誠に木の文化が培われておるといようなものであるし、また地球温暖化とか、国土保全とか、水源の涵養などの機能を有しておりますので、これは国有林だけでなく、あるいは町有林だけでなく民有林のものも緑の社会資本としての恩恵を我々は受けておりますので、そういう意

味におきまして、民有林も個人の財産でありますけれども国の財産でもあると思っております。そういう意味におきまして、手入れ等の間伐とかそういうものについての国の補助がなされたんじゃないかなというふうに思っております。議員ご心配の点につきましての民間の皆様その辺の思いでございますけれども、今までの思いが手入れをすれば赤字になる、あるいは木材効用が低下しておりますので、もうさわらない方がいいんじゃないかなというような思いがあったんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、我々は今後、しっかりと所有者に対してお話をしながら、意見交換しながらやっていくべきじゃないかなという思いをしております。もちろん、私の方の町有林についても、基本財産保護員の方にお願ひしながら管理指導関連等を受けておりますが、この前の山の神のところにおきまして、やっぱりおっしゃる意見というのは、護川小学校の学校に使った木材の残りが今50年から70年経っておるという話を聞いております。しかし、それを切らないと次に補植した木が育っていかないというように話を聞いております。そういう意味におきまして、ちょうど美咲野団地が中に小学校つくるといような計画もございますので、その辺のところの経費負担関係を、今、森林組合にお願ひしながら木材でつくった学校でもつくっていただければなというように思いをしております。当初、この前までは100年のスギというように形でここ10年近く、そういう形で町有林も育ててきておりましたけれども、森林組合の皆さんの話によると、100年のスギを持ってきたところで、台風災害等で倒れたときは風倒木で金にならないというようにことで、100年が水の泡になるというように思いもしております。そして今や木材関係、特にこの大津地区の木材については、ヒノキ関係については、本当に家財あるいは建築に適しておる材料というふうに思っております。もちろん今、50年とかいろいろなものの張り付けや光熱関連等での形でやっておられる加工品でございますけれども、それよりもやっぱり風を通し、自然の中で乾燥するというようなことになれば、その木材は非常に人間生活の家というようにものについても健康的によろしいというようにお話も聞いております。そういう意味におきまして、そのような木材をつくるやり方というようにことになれば、本当に木材の価値も今後上がってくるんじゃないかなというようにことを考えておりますので、その辺につきましては、今後森林組合ともずっとご相談をさせていただいておりますので、そういう形で今後の木材活用、利用等については消費者に皆さんにしっかりとPRをしていかなくちゃならないというふうに思っております。町の森林関連等についてのご説明は、担当部長の方に説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 金田議員の質問の中で、先ほど民有林の面積等がございましたけれども、現状におきましては山林面積が大津町が4千774と、そのうち3千118ヘクタールが私有林でございます。その管理の7割以上が先ほど質問の中で出ておりましたけれどもスギ・ヒノキでございます。戦後植林した45年、50年という標準的な伐採の時期を迎えてきているところでございます。その質問の中で、市町村関係の施業計画制度というところの中で、認定率が19.8%ということでしたが、それについて説明をさせていただきたいと思っております。まず森林施業計画でございますが、この補助制度については、森林所有者が40年間の長期方針、あるいは5年間の具体的な森林施業の実施計画を作成するというところでございます。その中におきまして、山林の所在する市町村、町

長が認定するものとなっております。とりまとめのことをごさいますけれども、この30ヘクタール以上の森林が対象ということをごさいます。その中におきましては、複数の所有者で30ヘクタール以上の団地を形成することも可能ということをごさいますので、その点からすると柔らかいかなと思っているところです。その認定を受けますと、植え付け、下刈りあるいは枝打ち、間伐等、植え付けから最高90年までの造林が補助対象事業を利用することができるということをごさいます。大津町では1千630ヘクタール分の森林施業計画が作成されておりますけれども、輸林の40.9%にあたります。その中で、私有林につきましてごさいますけれども、先ほど19.8%という施業計画が作成されておられませんので、今後8割程度がこの補助事業を活用できないという現状にあるところをごさいます。目標についてごさいますけれども、その目標につきましては、この状況を踏まえたとき、近隣町村でごさいますけれども、菊陽はほとんどありませんが、0ですが、合志の方もまだ今の段階では0でごさいますので、その計画認定面積の拡大、あるいは間伐推進のための町では一番重要なことではないかと取り組んでおるところをごさいます。菊池管内でもどういうふうにするのか、民有林の目標のことをごさいますけれども、現状を考えたときには、今60%のところを森林組合、あるいは菊池振興局と打合せながら、大津町の状況を踏まえたときに目標としているところをごさいます。ただその施業計画の作成が進まない理由といたしましては、30ヘクタールという面積等が、以上なければならぬということがあったわけをごさいますけれども、そのハードルが高いと。ただ、それぞれの個人の方の面積ということだけでなく全体の合わせたところの面積も含むということになりますので、補助事業としての緩和はできているのではないかなと思っているところをごさいます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 先ほど町長の方から大津小学校の分離校、ぜひ国産材を使ってというお話がありました。大賛成でございます。私的なことで大変恐縮ですけれども、私も純和風の上に住んでおりますけれども、その中でも外材、合板の床と国産の床と両方あるんですけれども、実感として冬場は国産の床は非常に温かい感覚です。逆に夏場は涼しい、べたつかない、そんな感覚を実感として持っております。ぜひ子どもたちが学校あたりで暮らすときに本当にいい環境になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ実現してほしいと思って言いました。

再度質問いたしますけれども、私は町内に限らず、車で移動するときによく山林の状況に目を留めます。この山はよく手入れされている、あるいはこの山は枝打ちが必要だ、間伐が必要だなどと勝手に思いを巡らせながら、同時にきれいに手入れされたらこんな状態になるなというふうな、そんなことを想像しながら移動しております。そんな中で、一番気になることが風倒木や中段から折れた木、そしてひょろっと細い木が実に多いということをごさいます。幸い、菊池森林組合も森林所有者に対する補助金制度の普及、説明会あたりもやられておりますし、明朗会計の提示なども行っていくというふうなことを聞いています。また、この制度を利用した事業の拡大も積極的に考えられているようでごさいますので、今後私有林の整備も進んでいくものと期待しているところです。町の具体的な方策について、再度質問いたしますが、平成18年3月策定の大津町振興総合計画の林業の振興、その

施策の展開方針の中でこういうことが書いてあります。「私有林の施業計画を円滑に進めるため、山林の現況確認を推進する事業展開を図ります」とあります。どのような方法で、どの程度行われたのか。またその方法として私有林の所有者自らが現地を確認されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町有林関係につきまして申しますと、今後の管理関係等につきましては、森林組合との委託でもやっていきたいというような思いをしております。もちろん、そのための準備と
いうか、そういう中で台帳整備関係等を今やっておるところでございます。あと、その辺の内容状況等については、担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 質問の中で、振興総合計画におけるところの私有林の施業計画を円滑に進めるため、その場合現況確認と推進をどうするかということの展開でございますが、まず施業計画を作成するためには、町の山林の境界の明確、あるいは樹枝樹齡等の現況確認等の作成がまず必要になります。それから、作成後も現実的には山林所有者が現況を把握していない場合が多いので、実際に間伐等を行う際に、再度間伐する区域や山林の状況を確認する必要が出てくるので、そのための経費が発生することになります。その中におきまして、先ほど金田議員のおっしゃるところの所有者の現地確認がされているのかということでございますが、座談会等に行きましたときには、所有者は自分の境界を知らないという方も中には現実におられたということでございます。それから、現地確認の経費が発生するためのその施業計画の作成でございますけれども、その状況におきましては、作成後も間伐等を行わないというようなことがないようにするために、この国の制度であります森林整備地域活動支援交付金制度を設けておるところでございます。この交付金により、施業計画を作成するための森林の情報収集、あるいは境界測量等、それと施業計画を作成した後の実際に施業するための区域の明確化になります。その場合に、まず現況確認におきましては、間伐材の搬出等に必要な、当然作業道のことの整備になります。それから、事業内容に応じましてヘクタール当たりの5千円から2万4千円の助成を受けるということになります。この補助率につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1ということの補助率でございます。この大津町の私有林所有者におきましても、その交付事業の中の実施区域の明確化作業でございます。それと作業道の整備と、その事業を利用しながら事業を推進していくと、その助成を受けるということでもあります。この事業は、農家の方、所有林関係の持ち主の方がまだまだ負担金を出さなければならないということがどうしても頭の中にあるよう
でございます。その質問の中におきまして、例えば昨年もしておりますけれども、今年の3月にも県と一緒に推進しておりますし、また9月でも大津町では瀬田改善センター、宮本地区農業センター、それから大津町の生涯学習センターの3カ所でも説明会をさせてもらいましたが、出席率の方が昨年より多かったです。まだまだ浸透していないような状況でございますので、今までどおり定期的でなくて、チラシ等をどうにか配付しながら、あるいは電話等でいいですということをおっしゃりますが、その周知徹底は一緒になって取り組むことではないかなと思います。今、お金がかからないような方法ができておりますので、周知徹底は、今言いましたように県の指導を仰ぎながら森林組合、

町、一緒になって座談会等も進めながら頑張っていきたいと思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 目標数値を60%と、現況からすればかなりしんどい、面積で言えば千ヘクタール以上施業計画をつくるというような、そういう計算になるかと思えます。高い目標を設定して頑張っていくという意気込みであるということで考えておきたいと思えます。具体的な方策として、私は町の様々な計画策定においては適正な方針表明がなされるものと信じております。文字で表明しただけでは、表明しただけでは目標の達成までは至らない。それまでの過程でいろんなことをやっていく必要があるだろう、そういうふうに使っています。その具体的なことを実はお伺いしたいなというふうに使っていたところです。先ほど森林整備地域活動支援交付金制度では、境界の明確化に対する補助や森林の被害状況調査に対する交付金もあるようです。まず、森林所有者に自らの山を知ってもらうことも重要だと思いますし、方針表明の1つの方法としまして、一定のエリアで補助事業を利用して、ある程度住民の皆さん、あるいは我々に目に見える形で私有林の整備を行うことも重要だとこの制度の普及、目に見えた形でやっていくことも必要ではないかというふうに使っております。そこで、こういった取り組み、ある程度エリアの力を入れて、ある程度エリアを整備していく、そんな方法を取ることができるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ある程度予測はつくんですけども、先ほどのこの補助制度を受けたいという、そんなときに私有林の所有者が考えた場合、まずどこに相談に行けばいいのか、役場、振興局、森林組合、どこでもいいのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 最初のエリア的な部分のということの、これは先ほどハードルが高い30ヘクタールという数字が出ましたけれども、大津町の管内だったら県の方の判断では30分以内のところの面積団地要件ということでございますので、その点については大津町は採択要件の中に入っているのかなと思うところでございます。

それから、所有者の中で相談をしたいときにどこが窓口になるのかということでございますが、それは町は当然でございますけれども、県でも、森林組合でも窓口相談に乗るということでございます。先ほど言いましたように、座談会のときもそのところの説明はさせていただいておりますけれども、逆に来られてない方の周知をどうするのかということになるのかなど。話を、噂を聞いて、じゃどこに電話すればいいのかというときに、当然地元の町の方にも電話していただければ窓口の対応はできると思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） エリアというのは、誰もが人が見て、この山林は手入れされていると、視覚で確認できれば、この制度も普及していくんじゃないかという意味で申し上げたところで、若干意味合いが違ったかって思いますが、いずれにしても、町の積極的な取り組みで私有林が町有林と同様に素晴らしい森林になることを期待して、次の第2問目の財産の管理について質問をいたします。

普通財産の管理を可能な限り地域の皆さんに委ねる考えはないかということですが、ご承知のとおり

り普通財産は目的を持たない財産でありますので、現実的には、ただひたすら現状を維持するために管理を行っているのが実情ではないかと思えます。そこで、過去に財産の処分ということで上大津の町営住宅跡地など入札により処分した経緯などもございます。ざっと町内を見ただけでも、私の知る限り、旧若草学園跡地の一部、現在の若草学園の南側、水源町の町営住宅跡地の一部、それから護川小学校の跡地、それから森住宅跡地など、点々でございます。場所によっては、将来行政財産に移管の可能性のある土地もあるかと思えますが、それまでの間、住民の皆さんが自由に利用できるスペースとして、例えばグラウンドゴルフでもできるような状況にある程度整備した後、地域住民の皆さんに開放するという考えがないか、質問いたします。特に、現在の若草児童学園南側の土地につきましては、過去にゲートボール場として利用されていた時代に、地元住民の方が夏場の草取りなど献身的に管理されていたと聞いております。そうした経緯もあり、今回楽善の区長さんや高齢者の皆さんをはじめとする有志の皆さんからある程度町の方で広場として整備された後、草取りなど日常的な管理の代償として、地元住民に開放してほしい旨の要望があっているようでございます。見解をお伺いしたいと思います。

また、先の6月議会において、同僚議員から一般質問があった立石団地西側の空き地について、財産としては行政財産ということで都市計画課の所管だと思いますが、その後どのような対応及び現在の整備方針が決定しているのであれば、お示し願いたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町の財産管理につきましてでございますけれども、おっしゃるようにそれぞれの普通財産関連等がございますし、議員ご指摘のとおり、大変荒れておるのは確かでございます。箇所箇所によって販売関係、販売というと、処分関係を検討させていただいたり、いろいろやってきておりますけれども、なかなかその辺の場所について手が挙がってこないというのが確かでございます。議員おっしゃる立石団地につきましては、住宅建て替えというような形でやらせていただいておりますけれども、いろいろ住宅建て替えの変更計画がなされまして、団地の改修というようなことで今進めさせていただいております。しかし、将来についての団地の中での福祉やあるいは公園というような形のものを取り入れなくてはならないというようなお話も聞いておりますので、立石団地につきましては、危険な箇所関連等についての、今、あの改修補助事業の中で若干やっておりますので、その枠内である程度の整備はできるものじゃないかと思えますし、使用関係については当分の間、貸してもいいんじゃないかなというような思いもしております。

それから、楽善の南側の団地、議員おっしゃるようにいろいろと利用方向が変わってきております。老人ホームの建て替えの件も今課題として上がってきておりますので、その辺のところは、楽善の方につきましても、道路改良関連の計画もなされ、あるいは一部調整池もつくらなくてはならないというような話も上がってきております。そういう意味におきまして、その団地、学園の南の土地については、今言ったような事業計画関連等もございますので、工事関係が絡んでまいりますと、ここ1、2年では工事に入っていきような状況になるかと思えますので、あそこについてすぐに町が整備して貸すというようなことはいかがなものかというようなことで今検討をしております。もちろん、グラ

ウンドゴルフとかそういうものにつきましては、若草児童学園との関連もありますし、あるいは近くに室児童公園もあるようでございますし、いろんな近くのを活用するというか、そういうものでやっていただければなという思いもしております。今までいろんな形で活用をさせていただいておりますが若草学園の引野水の関係、あるいはこのオークス広場の関係、それぞれ皆さんボランティア的にやるというようなことでお願いをしておりますけれども、なかなかいざという町に頼ってこられるというようなことが往々してあるようでございますので、やはり我々としては地域は地域で、あるいはそれぞれのところで個人的にしっかりやってもらいたいなという思いもしておりますので、十分その辺のところを検討しながら、できるかできないか、あるいはその辺のところについてはまた担当の方とも工事関係に差し支えないかとか、いろんな形で検討をさせていただきたいというふうに思っておりますし、あとの2つの普通財産とか行政財産、いろいろございますけれども、いろんな形で処分なり活用関係について検討等しておりますので、その辺につきましてはそれぞれの担当部長の方からご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 金田議員の質問の中の立石団地の建物撤去後の空き地についてお答えいたします。この空き地につきましては、平成19年度に住宅を改修しておりまして、現在公営住宅ストック総合活用計画により住宅整備計画を今後検討しているところです。空き地につきましては、地区からの要望もありますので、本年度空き地内の側溝等を除去し、段差のある土地については整地し、危険性のない空き地に整備する予定になっております。土地利用が決定し、建物等の建設が始まるまでの間、地区住民の方がこの空き地の使用を要望される場合は、行政財産使用願いにより使用許可を行うようにしたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 金田議員の質問にお答えします。私の方から普通財産の件でお答えをさせていただきます。

現在、町の普通財産としては、先ほど議員おっしゃったように若草学園跡地、青年開発隊跡地、護川小学校跡地など、管理に要するところが大体全部で8カ所ほど管理をしております。財産管理の面で、財産が更地ですので、草が茂ったり、樹木が伸びたりなど、管理が必要となっております。年に2回から3回の除草、草刈り作業を実施しております。20年度としては42万5千円ほど作業用賃金で支払っているところです。ちょっとしたところについては、直接管財職員の方が直接管理、草刈りをすることもあります。中には、地元の方のご厚意により管理していただいているものあり、大変感謝しているところです。未利用財産については、行政改革の集中改革プランの中にも未利用財産の売却等検討が必要ということで、適切な処分等も考えねばならないというふうに思っております。現時点では、法務局の移転に伴う引野水の若草学園跡地の一部が決定をしています。お尋ねの現若草児童学園の南、青年開発隊跡地の土地については、面積が全体では1万6千897平方メートル、車庫などを除いていきますと8千500平米になります。私たちが管理面積として作業賃金で行っているところが5千平方メートルの除草管理を行っているところです。現在の利用としましては、バスの

車庫や町のイベント関係の用具入れ、それから道路整備とか道路関係の材料置き場ということで活用しております。また、現在進めております駅前楽善線の道路改良に伴う調整池機能の整備など検討すべきこともありますので、全体の整備についてもどうするか検討が必要ではないかというふうに思います。調整池等についても、具体的にになれば、その工事の1、2年では工事ということになるかと思っておりますので、早急な検討は必要ではないかということです。行政改革プランで進めていかなければなりませんので、町の政策会議、それから課長会議、庁議等でも、また行政改革審議会等の調整会議等でも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 楽善地域ではご承知のとおり、地域福祉のモデル地区として様々な領域で地域の創意工夫でまちづくりに関わろうとする住民の皆さんがおられます。楽善地域だけでなく、ほかの地域でも地域の財産を有効に活用するという事象は、今後も表れてくるものと思われまます。つい先日も旧矢護川小グラウンドで仲良し広場、顔見知りになり、子どもを見守ろうという記事が載っていました。住民の皆さんと話し合いしながらまちづくりを行っていく、行政にとって大変重要なことではないかと思えます。さらに、普通財産と言えども財産を良好な状態で、かつ有効に管理していくということは必要であると思えます。町では、この普通財産の管理のために毎年賃金として50万円ほど予算組まれています。また先ほどもありましたように、ときには総務課の職員が直接刈りばらいなども行っておられるようです。初期的な投資はあっても、何年かすればその管理費用も取り戻すことができるのではないかと私自身思いました。現在、先ほどもありましたように、若草学園南側については、駅前楽善線の道路排水の調整池の計画もあるようです。すべてが調整池というわけでもないでしょう。地域住民の皆さんと話し合いで今後解決できるものであれば開放して、グラウンドとして利用していくという方法も考えていいのではないかと思えます。将来、町として何か利用するということになれば、それらを条件として、それまでの間、住民の皆さんが利用するという約束の下で管理することもできるかと思えます。答弁は求めませんけれども、ぜひ具体的な話し合いをすべきであるということをお願いして、次の安全対策、特にカーブミラーの設置に関する手法についての質問に移りたいと思えます。

このカーブミラーの設置につきましては、予算科目の総務課の交通安全対策費の中で計上されておりますが、住民の安心安全に関する事業については、災害や災害の防止などと同じように、行政の日常的な危機管理、危機管理的な要素が非常に強い事業だと思っております。いわば行政自らが積極的に推進すべき事項であると考えているものです。現行では、交通安全協会の地域の交通委員さんに依頼し、もちろん役場の担当職員も同行する形で調査され、工事箇所を決定されていると聞いております。大体平成14年から5年、そのころこんな形でやられているというふうに聞いておりますけれども、もちろん区長さんが要望される、あるいはほかの住民の皆さんが要望されて1カ月ないしは遅くとも2カ月ぐらいで施工される状況であれば、さほど気にもならないんですけども、現行では恐らくそれ以上かかっているのではないかと思えます。住民の安全の確保という点で、一刻も早く対処すべきものが多いと思えますが、そのシステムの構築、そういったものについてどう考えておられるのか、お伺

いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 交通安全施設のカーブミラー等の設置についてでございますけれども、今言われたように交通安全協会の方にお願ひしながらやらせていただいております。もちろん、担当の方も一緒に、そしてまた区長さんからの要望についても現地確認をしながら、危険な箇所についてはすぐにでもやっていけるようお願いをしております。もちろん予算の範囲内でやるということでありますので、今回についても経済対策関連等につきまして400万円近くの予算で入札でやるというような方向を取っておりますので、大体時間がちょっとかかりすぎるかなと思いますけれども、これまでいろいろとやってきて、付けてきておる中でですね、そうたくさんないんじゃないかなという私の認識だったんですけども、まだまだたくさんあるということと、壊れておるのを修理しなくちゃならない、あるいは見えにくいものを替えなくていけないというものがたくさんあると聞いております。そういう意味におきまして、人命に関わる事故もありますので、急遽そういう形でやらせていただくというような方法を取っておりますが、もちろん道路の関係の折に、やはりこれは一つの道路の安全性を考えるとともに、道路施設というような考えの中で、今後道路をつくっていく中での、やっぱりそういうところを行政としては、もうそのとき一緒につくっていくと、ガードレールにしる、カーブミラーにしる、同時に道路をつくっていくというような方向をやっぱりその中で取り入れていかなくちゃならないんじゃないかなというような考え方も持っております。現状につきましては、今言ったような状況でやらせておりますけれども、その状況については担当部長の方からまたご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 金田議員の質問にお答えします。

カーブミラーの現状、ちょっと時間がかかりすぎるんじゃないかというようなお尋ねだったと思います。現在、大津地区交通安全協会で交通道德の高揚、それから交通安全教育の推進や指導員の育成、道路環境の整備、交通安全功労者などの表彰及び協会の目的達成に必要な事業が行われております。その大津署管内の安全協会で、その下部組織であります大津支部も、その事業推進の目的を達成するために町では各行政区から選出をされております、区長さんから選んでいただいております70人の交通安全委員さんが一生懸命ボランティア的に活動されて、協力していただいておりますので大変感謝しているところです。カーブミラーの新設や修理については、地域の囑託員さんやまた地域の交通委員さんからも要望が出され、その多くの要望を受けて現在設置されているカーブミラーが傷ついたり、折れたり、割られたりとか、危険な状況であると現地で判断した場合は修繕費ですぐに対応をして、早急な対応を実施しております。最近、特に車で傷つけられる当て逃げで修理を要することが大変多くなって苦慮しているところでもあります。今回のご質問の新設の場合ですけれども、カーブミラーを設置する交差点、またはT字路、それから急なカーブなどで設置場所によっては私有地の了解を取ったり、交差点部分での通過交通関係の状況や見通しなどの整理を行って設置場所の位置や道路状況などで現地調査を町が行っております。その調査のときに、普段から、日ごろから交通安全運

動の街頭指導等で、またカーブミラーの清掃、ミラー周辺の枝落としとかですね、そういう除草などでボランティアをしていただいています交通安全協会大津支部の役員さんや委員さん等にも意見を聞くように、先ほどおっしゃいました10年ほど前からそのような形式で取り組んできたところです。その後、町の現状等を総合的に検討して、町ではほかの対応はないか、関係各課と協議したり、停止線やとまれ表示などの検討を行いながら新設箇所を決定し、設計書を作成して入札という手順で実施しております。お尋ねのように安全確保のために、至急実施するには少し時間がかかっていると我々も認識をして、反省をしているところです。地元には遅れる事情、入札にかけると、それから調査を確認するというようなところで説明を、遅れる理由は説明しております。現在、21年度の事業進捗で当初予算の50%を発注し、設置をしております。今回、前回ですかね、議会でご承認をいただいた緊急経済対策分の400万円も含めて、10月頭の入札で実施する予定で進めております。これによってかなりの設置箇所や修理箇所も整理できるものというふうに思っております。協会の皆さんの意見も大切にしながら、今後はもっともっと早く実施できるように努力していきたいというふうに思っております。大変遅れていることについては、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） どうも私が言っている意味が理解していただけず、私の言い方が悪いのかなと思って反省しているところですけども、交通安全協会、私、どんな団体かというふうに思ってちょっと調べたんですけども、大体ソフト事業が主で、交通安全思想の普及、そういったものが大体主流だというふうに認識しております。こういったハード面で、町が当然やらなければならない、そういったことで意見を聞くというのは、よっぽどがないとないんじゃないかなと。要は、カーブミラーというのは先ほど冒頭に申し上げましたように住民の安全安心、危機意識の、行政が当然やらなければならない、そういった意味で急ぐ必要があるし、行政が自らの責任としてやる必要があるんじゃないかというようなことを申し上げているので、その辺について、再度どう捉えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 再質問ですけども、質問の本旨は、町が責任を持ってやるべきだということを確認しているかということだと思います。もちろん、そういうふうなことで、先ほど申しましたように、交通委員さんとのお話しはしていきますが、最終決定は町が主体的にやると。

それから、修繕については、その都度もうガラスが割れたり、割ったり、支柱が折れたりということになりますので、修繕についてはもう先ほど申しましたようにすぐに対応しているところで、新しいところは最近大津町でも新しい住宅、団地ができたり、アパート、マンションができたりということで集中する場合がございます。それについては、新設の場合については地元の区長さんや交通委員さんとお話を聞きながら順に進めていくということになります。あくまでも主体は町ということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） あくまでも主体は町ということで、まだ釈然としない、そんな部分があるんで

すけれども、要するにその過程で、最終的に町が決定する、当然町が決定しなければならない。町長はよく住民がやらなければならないこと、行政としてやらなければならないこと、住み分けをしていくという、そんな表現をこれまでやられています。まさにこの住民の安全とかいうのは、行政が、例えば町を歩いていて職員がここは危険だと言ったら当然やるということが必要じゃないかという意味を言っているんです。だから、遅れてしまう。どうでしょうか。その辺のところ。当然行政がやらなきゃいけないということは、行政がやっぱり自ら危険なところっていうふうになったらやるべきだって私は言っているところです。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、担当部長が申しましたように、最終的には町がやらなくちゃならないし、町が予算を持っておりますので。しかし、行政がそこまでやらなくても町民や、あるいは地域の皆さんでここが危険だ、これをお願いするというような形、調査、そういうものについては、行政がやらなくても地域の皆さんがやっていけるならば、それをうまく活用するのも私たち行政の役割じゃないかなと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） いろんな方法があるかと思います。別段住民の皆さんがここをしてくれてというのを否定するわけでもありません。すべて行政側という意味で言っているわけじゃありません。でも、本来の住民の安全ということからすれば、やっぱり行政が自らその短期間で解決していくということも必要だという意味で申し上げたところです。

以上で終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日の一般質問は、午後1時より開会いたします。

本日は、これで散会といたします。

午後2時57分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午後 1 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

ご連絡いたします。松永幸久君より遅参の申し出がっておりますので報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7 番議員、新開則明君。

○7 番 (新開則明君) こんにちは。7 番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行います。

本日は、次の 3 点について質問します。1 問目、道路の機能と改良点を問う、2 問目、地中熱利用を問う、3 問目、インフルエンザ対策を問うを質問します。

まず、1 問目の道路の機能と改良点を問うでございますが、国道 5 7 号線は大分県大分市から竹田市、阿蘇市、大津町、熊本市、島原市、諫早市を經由して長崎市へ至る、一部海上を渡りますが、陸上距離で 3 2 6 . 7 キロメートルの一般国道であります。九州中央部を横断して、中九州地域の産業・経済・文化の発展を担う大変重要な道路となっております。また、自然に恵まれた観光スポットも多く、中でも雄大な阿蘇山景を背景とした背景は素晴らしく、多くの観光客や宿泊客を呼び寄せて、東に大分市、別府市、西に長崎市や雲仙市があります。観光道路としての大きな役目を果たしている貴重な道路でもあります。5 7 号線も世の中の発展とともに、交通量も増大し、連休やゴールデンウィークには随分渋滞が激しくなっております。熊本市から大津町吹田団地入口付近までは少しずつ道路の改良がなされ 4 車線化ができてきたことは、大変喜ばしいことだと思っております。吹田団地入口付近から東方面にかけては、立野付近が大変難工事と思われるところが少しずつ進展しつつあるようですが、大津町内の未着工部分もあと 4 千 3 0 0 メーターぐらいあり、これからの用地交渉や工事計画はどのように進展しているのでしょうか。私たち町民にとりましては、国道 5 7 号線がスムーズな道路機能の向上が達成できるよう願っているところであります。道路特定財源が一般財源化の話がある中、しっかりと促進していかなければならないと思っております。今のところ大津地内はあと何年ぐらいで完了できるのでしょうか。また、中九州高規格道路につきましては、大分県大分市と熊本県熊本市を結ぶ延長 1 2 0 キロの高規格道路として、平成 6 年 1 2 月 1 6 日に計画路線に指定され、沿線地域の連携が活発になり、産業経済の大幅な発展とともに、地域の活性化につながるものと期待されております。災害時の代替道路及び緊急用医療搬送などの安心できる支援体制ができるものと思

われます。また、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、九州横断自動車道、長崎大分線と、併せて広域高速交通のネットワークができるものと思われます。熊本都市圏と九州各県中央都市も150分で結べる150分構想が実現することが目的とされているようです。中九州高規格道路は、大分県側から犬飼千歳道路、千歳大野道路は着工されておりますが、大野竹田道路、阿蘇大津道路は事業中となっております。大分県側は進行しているようですが、いずれにしましても大分県側の早期着工の期成大会など効率よく実施された結果ではないかと思われます。大津熊本間につきましては、2年ぐらい前に合志市のヴィーブルで大津熊本間が最も利用がある重要な区間であるから、ぜひ先に着工するよう決起大会が開かれ、一步、前進して実現できるような雰囲気でしたが、その後、何の情報も流れておりません。大津熊本間の今後の見通しとインターチェンジ付近となる道路の機能と改良点について伺います。

また、矢護川大津線につきましては、57号線への連結があと1ないし2年で完成すると思われませんが、完成すれば北部地域の発展と産業の生産性、経済性が増大され、日常の通勤等も随分便利になり、長い間の懸案でありました南北道路の開通は、町の大きな発展につながるものと思われます。バイパスとの交差点は、三叉路の交差点となり、矢護川方面から来た車は阿蘇方面の左折れはスムーズな流れができると思いますが、右折れする車や瀬田龍田線へ進みたい車は、交差点の改良は大変重要になってくると思います。瀬田龍田線に行くには右折れして大津甲佐線に左折れするか、左折れして大津小学校入口交差点を右折れして、水田地帯の狭い道路を利用するようになると思いますが、産業の発展と交通の流れを考えると、大津甲佐線は朝の通勤時は大津歩道橋より大津高校の先まで渋滞し、信号機3ないし4回待ちが発生している状態であります。渋滞緩和のためにも、南北線の整備計画のためにも、矢護川大津線より瀬田龍田線まで直進できる道路機能改良と進捗計画が必要になってくるのではないかと思います。伺いたいと思います。

また、本町通りの道路機能向上につきましては、道路上に多くの電柱が建ち並び、電線が八方に張り巡らされてありますが、車の通行や歩いている人は、電柱に気を配りながら事故に遭わぬよう細心の注意をして利用されているようであります。道路が有効的に使用されていないように思います。宿場町の雰囲気を考えるとき、電柱の地中化や電柱を道路から何十メートルか後退させる移設の方法が考えられるのではないのでしょうか。以前、街中のある区間を地中化、または電柱施設の話があったような気がしております。電線の地中化の目的は、電柱や電線利用がなくなると道路の見通しがよくなり、信号機や道路標識が見えやすくなり、交通の安全性が向上し、多くの部分が広く利用できると思います。ベビーカーや車いすを利用する人も安全な利用ができるようになり、街並みの景観も向上するとともに、台風や地震の災害ときに電柱の崩壊や電線の垂れ下がりによる感電事故もなくなり、情報通信ネットワークも地中化することで被害を軽減することになると思います。電柱の地中化につきましては、主な欧米諸国に比べると日本は非常に遅れているようですが、ロンドン、パリは100%、ベルリン99.2%、ニューヨーク72.1%、東京23区5.2%、大阪市2.2%と統計が出ておりますが、我が国で今後は新電線地中化計画に基づき、かなりのペースで整備がされることになると報じられております。また、埼玉県川越市を電柱地中化街路整備を研修したことがありますが、こ

こは江戸期から明治にかけ、商業都市として繁栄したところで、今も重要な伝統的な建造物が数多く見かけられます。電線が地中化され、昔ながらの風景を感じ、道路が広く使え、澄み切った青空が遠くまで続いているのが今でも思い出されます。交通面、景観面、災害面、これは効果があると思ったところでもあります。大津町におきましては様々な課題があると思いますが、本町どおりの道路機能と景観面から電線の地中化や移設はどこまで進められているのか、お伺いしたいと思います。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今日は大津地区の交通安全大会がございまして、午前中時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

では、通告順番5番、新開議員の一般質問にお答えいたします。

道路の機能と改良点を問うということで、3つの路線についてお話がっております。57号線の4車線化については、今、石坂線より東側について、今後事業に入っていくものと思っております。もちろん用買の方から入っていきますけれども、そのような状況でございます。もちろん57号線については、県もこの4車線化については県下でも一番の拡張工事ということで上げていただいておりますので、そういう形で今推進をしておりますとともに、促進協議会の関係町村との中で協議会長も仰せつかっておりますので、ぜひそちらの方を早くやりたいということで、関係町村ともお話をしております。もちろん熊本市における立体交差とかいろんな問題で出てきておりますけれども、大津の方を先にやっただくということで今お願いをしております。

それから、東から西側につきましては、吹田団地までの区間につきましては、関係機関とお話が済んだと聞いておりますし、その区間の道路の路線、あるいは幅員関連等について計画が確定しておりますので、今後東側が終われば西側の方に事業が推進していくんじゃないかなと思いますけれども、若干時間がかかるんじゃないかなと思います。中九州高規格道路の状況でございますけれども、大分の方から整備が進んできております。中九州高規格道路については、阿蘇市の市長が会長でございますけれども、我々としては菊陽、大津、合志の方で議員言われますように高速道路に乗せるインターをつくりたいというようなことで、国の方に2、3年前からお話をしておりますので、それが本年度予算、多分1千万円近く調査費が付いておると聞いております。今後については、政権交代、代わりましたけれども、我々としてはこの地域の工業地帯がありますので、こちらの方を我々としては強く推進をしていきたいというふうに考えております。そういう意味におきまして、大津町の国道関連等の整備関係には十分そういう形で進めていきたいと思っております。もちろん二重の峠も十何年前に調査費予算ついておりますけど、水調査とかそういう形で今ストップをしておるといったような状況でございます。そういう意味におきましては、我々としてはやっぱり熊本大津間をしっかりと早めにやっただくればなというような思いをすることによって、その地域の工業関連等の北九州への通路が開けてくるんじゃないかなというふうに思っております。

また、矢護川の矢護川線の大津矢護川線のこれにつきましても、西鶴中井迫線の藤本タイヤから57号までの区間につきまして、県の方にお願いしたわけでございます。もちろんそれはこの中学通りのバイパス

ということで、県のバイパスということでお願いをし、県の方から優先的に事業を推進していただいております。もちろん、それが終わったら合志の方へという話も聞いておりますけれども、我々としては今、議員言われますように延長の関係も十分検討をさせていただいております。大津高校の中学通り関連につきましては、大変南小学校の児童、あるいは大津小学校の児童をはじめとする高校生や中学生の通学関係で大変混雑しているのはもう確かでございます。そういう意味におきまして、何らかの形をしなくちゃならないと思っておりますけれども、あれをやると大変な金額が検討してもかかるというふうに思われております。じゃ道路を、車をどう退かすかという、議員言われますようにあれを南へ延長すると、一応担当の方に計算させますと3億円から4億円まではかからないだろうというようなお話を聞いております。今後につきましては、今、鮮度市から南の方に出ておりますので、その辺も併せたところで今後の検討課題としてやれば、まだまだ交通の流れというのは中学通りの流れは変わってくるんじゃないかなというような思いをしておりますので、今後についても十分その辺の検討をしながら、県あるいは町との協議を十分進めていかなきゃならないんじゃないかなと思います。おっしゃるように、これは白川、矢護川、それから陣内へと、あるいは飛行場へと続く大津町のマスタープランの東の方の起点道路というようなことで位置づけでおりますので、できれば早めにそういう形でやっていける方法を十分検討していきたいと思っております。

また、本通りの道路関係、もちろんいろんな話も出ておりますけれども、これやはりまちづくりの形の中で引いた方がいいとか、下に入れた方がいいとか、いろいろ論議されておりましたけれども、実際どこまでどうやるのかとかいうような区域も若干見えてきておりませんし、そういう意味におきまして大津町の今まちづくり、駅あるいは中心市街地の開発という、やっておりますので、これをまちづくり協議会とともに、議員言われるところにつきましては、新エネルギービジョンを今計画をしております。国の方から100%の補助金でやらせていただいておりますので、両方合わせたところで十分な検討をやっていく中で、この中心市街地をどのような形に位置づけるかというような形についても協議会の皆さんと十分相談しながらやっていかなきゃならない。そのためには、やっぱり協力、地元の協力、あるいは地域の協力、地権者の協力が必要でございますので、そのようなまちづくりはやっぱり我々上からでなく下から盛り上げてくるが一番大事だというふうに思っております。そういう意味におきまして、どのような形になるかは、そのビジョン関連とか、そういう形の中で今後の検討課題ということでございますけれども、こういうご時世でございますので、今のところ地中化というのは考えておりません。何らかの形で北へ引くかどうかというような形になれば、さっき言ったような方法を取っていけるんじゃないかなと思っております。

内容等につきまして、若干詳しくまた担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

まず国道57号線の4車線化の現状なんですが、平成20年度までに大津町側では大津バイパス区間と吹田団地入口までが完成しております。また、南阿蘇側では、立野区間の延長6キロのうち阿蘇大橋から熊本方面へ延長1.9キロが既に完了し、供用も既に開始しております。引き続き熊本方面へ

の1.7キロまでの整備を平成22年度供用開始を目指して整備中になっております。残りの区間につきましては、先ほど町長の説明にもありましたように、瀬田区間の2.8キロのうち町道石坂線交差点から阿蘇方面への1キロと立野拡幅間1.5キロについては、早急に整備するという事で本年2月大津町及び南阿蘇で地元説明会が行われ、用地幅杭の設置も行われております。今後、大津、南阿蘇両方で用地交渉に入ると聞いております。残りの石坂線から熊本方面へ1.8キロにつきましても、先ほどありましたように関係機関との協議も終了したと聞いております。町も国土交通省に協力しながら、早期に着工できるように努力したいと考えております。

次に中九州高規格道路の現状につきましては、大分側は平成18年、19年度に犬飼、千歳、大野間の延長13キロが既に一部供用を開始しております。一方、熊本県側につきましては、平成9年に阿蘇大津間の5キロが整備区間として指定され、平成12年度から工事着手に向けた水門調査などの詳細調査が行われております。また平成8年度、平成12年度に大津熊本区間の延長21キロが調査区間として指定され、残る未指定区間は熊本県側が阿蘇市赤水から大分県境まで、大分県側から竹田市の小木町から熊本県境までとなっております。現在の状況としましては、国道57号線の4車線化が進んでおりまして、なかなか中九州高規格道路の方については進捗が同時にというのは難しいのかなということで考えております。

続きまして、矢護川大津線の南への直進計画についてお答えいたします。西鶴中井迫線につきましては、現在県事業として平成22年度末の供用開始を目標に事業推進を行っている状況です。西鶴中井迫線が開通しますと、当然国道57号では交通量の増加が予想されますが、それによって本町通、ぶんよう堂交差点前等については混雑は解消されるものと思っております。しかし議員のご指摘のように、JA前の交差点につきましては、朝夕の混雑が非常にひどい状況になっております。この混雑をいかに解消させるかということなんですが、議員のご指摘のように交差点の交通量を分散させることが一つの方法であると思っております。西鶴中井迫線を南に直進させることも一つの方法だと思いますが、交差点の単体の改良が最も即効性があるということで考えておりまして、現在町では西の方のジャスコ前の交差点の改良を本年度末の完了を目指して整備を進めております。今後、熊本阿蘇空港へのアクセスを考える上では、先ほど議員が言われた西鶴中井迫線を南に直進させる路線についても、当然重要な路線であろうということで考えております。

3番目の本町通りの電柱の移設関係なんですが、電線の地中化が行われることによって景観の改善や台風・地震といった災害時に電柱が倒れたり、垂れ下がった電柱により緊急用車両の通行をじゃまするといった危険がなくなります。また、電柱類が道路幅を狭めることなく、ベビーカーや車いすが通りやすくなり、バリアフリー化の一環として無電柱化が行われるケースなどかなりメリットがあります。しかし、初期費用が電柱に比べ数倍から数十倍で、地中での整備費は1キロ当たり4億円から5億円と電柱の約20倍程度かかり、維持費用も安くないようです。議員のご提案の本町どおりにつきましては県道になりますので、県が事業をすればいいのですが、県に予定がなければ町がするという事になります。電力会社や通信会社にも費用負担が生じるため、了解を求めることはもちろんなんですが、町も巨額の費用負担が必要になります。また、電柱にはトランスといまして乗っており

ますけれども、電柱の地中化という形になりますと、それを地上に設置する必要があります。非常に今、現在の道路幅員は狭いものですから、そういうスペースはないと思います。そういうスペースを確保するためには、当然民地の買収も必要になってくると思います。また、その電柱地中化地域になりますと、新しく家を建てたり、あるいは今の家に新しい電線を引き込む場合には、電線を地中に入れる費用が個人的にも負担ということになってきます。そのように、電柱の地中化についてはデメリットも多いということが現実だと思っております。

次に、移設する場合につきましては、道路の側溝のすぐ内側に入れるということであれば、そんなに電柱の移設と変わらないと思いますけれども、それを大きく何十メートルも内側に入れるという形になってくると、現在の電柱自体がちょうど県道側といいますか、側溝の外側、道路側に大体設置されているのが現状だと思います。それを大きく民地側に入れるということになりますと、通り沿いの建物だけでなく周辺の家屋への影響はもちろん、それが広範囲に及ぶことが予想されます。住民の協力はもちろんのこと、電力会社、通信会社などの事業者の了解を得る必要があるということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 57号線の残りの区間の大津管内があと結構ありますけれども、立野の方から進んできておりますが、大津に残っておる分での用地には大体大津の所有者じゃなくて他所の所有者があるから難航しているかなと思いますけれども、その所有者がおりますか。それが1点と、矢護川大津線につきましては、なかなか渋滞が大津交差点が発生しますので、やはり伸張して直進するのが一番妥当かと思っております。しかし、今、町長が言われましたように3億円ぐらいかかるということですから、結構経費もかかりますけれども、その前にあの三差路となる交差点の改良は先に必要ではないかと思っております。左折れする部分、あるいは右折れする分の折れやすいような三差路の改良が先で、それから伸張計画に入られた方がいいんじゃないかならうかと思っております。

それから、本町どおりでございますけれども、電柱をやはり地中化してしまうと経費がかなりかかるようございますけれども、宿場町としてのイメージからすれば、区間的にある程度の中心的なところでもすね、電線を後退させたり、あるいは地中化を国に働きかけて助成金が付くような制度で、街中のある部分をすね、できるだけ地中化できるような方向は取れないものか、伺いたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 57号線関係につきましては、所有者につきましては先ほど申しました石坂線から東の方については、ほとんどの方が町内の方、一部熊本市内の方等はおられますけれども、町内の方が多いようです。

それから、矢護川大津線につきましては、文化ホールのところに出てきますけれども、それにつきましては三差路は当然右折レーン等が出てきますので、非常に曲がりやすい道路としては計画されております。それから、東の方に行きまして、鮮度市場の交差点につきましても、一応拡幅は、一時拡幅は終わっております。ただ右折レーンがちょっと不足しているという形で、右折する分については

そんなに支障がないのではないかなという事で考えております。

電柱の地中化につきましては、なかなか厳しいものがありまして、今、一部分でもですね、今道路にはみ出している部分がありますので、そのあたりについて町有地内について一部、ちょうど今、中央バス停のところに電柱が立っておりますけれども、あれが歩道にはみ出しておりますので、それにつきましては今、町の方が用地を購入したところですね、内側に入れるということで九電と今お話をしているということで、それができますと、あの通りについてはある程度通りやすくなるのかなということを考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 2問目に移ります。2問目の地中熱利用を問うを質問します。環境問題が厳しくなり、大気汚染物質を発生しないエネルギーが促進されておりますが、風力や太陽光発電が大きな伸びを見せております。私たちが住んでいるところの地中にも公害のない大変素晴らしい熱があることに着目して、世界各国と日本でもかなりの利用に取り組みられているようです。地中熱とは、地下の温度が1年を通してほぼ一定であることを利用した地上との温度差を利用した熱エネルギーであります。地中温度を年間通して月別の平均温度の変動を調べてみますと、地方気象台の調べでは、地下1メートルでは最高温度が8月の25.7度、最低が12月の9.1度、地下3メートルでは最高温度が10月の21.1度、最低温度が4月の13.3度であり、地下5メートルでは最高温度が11月の18.6度、最低温度が5月の15.1度となっています。このデータからわかりますように、大体地下5メートルになると最高と最低の温度差は約3度しかないことがわかります。皆さんの中にも経験があると思いますが、夏、洞窟や鍾乳洞に入るとひんやりと感じ、冬、洞窟や鍾乳洞に入ると温かく感じたことはありませんか。これがまさに地中熱でありまして、この状況を利用したものであります。地中熱を利用する方法は、地上との温度差を利用し、地中から熱を吸い上げる暖房法と、地上の熱を地下に放出する冷房法があり、一般のエアコンの室外機を地面に埋め込んだものと想像すればわかりやすいかと思えます。空気を熱源として利用するエアコンと違い、1年を通して地下の温度がほぼ一定のため、寒冷地でも冬場の暖房が可能で、室外に騒音を出す機器がないなどの利点があります。アメリカ、カナダ、スウェーデン、オランダをはじめ各国で利用がなされておりますが、日本では北海道の多くの一戸建て住宅、福祉施設、オフィスなどに数多く利用されております。東北地方一帯の公共施設をはじめ、秋田県では中学校が取り入れられ、東京、大阪の公共施設や広島県の一戸建て住宅には人気があり、九州では福岡県や宮崎県の利用がありますが、宮崎県高崎市の高崎町星降る街健康ランド熱源設備利用等があるようであります。7月下旬ごろ、テレビでも地中熱利用の冷暖房設備の紹介がございましたが、保育園、幼稚園の室内においては、子育てには大変適していると解説されておりました。地球の温暖化には二酸化炭素の排出を削減していく必要がありますが、二酸化炭素の排出量の削減をするためには、化石燃料の使用を減らしていかなければなりません。地上では太陽光発電、地下では地中熱利用が自然環境に合った今後の取り組みだと言えらると思えます。大津町におきましても、クリーンな環境づくりに地中熱を利用した冷暖房施設を公共施設に取り組みられる考えはないか、伺いたいと思えます。

また、全国の中でも多くの個人住宅に地中熱利用の設備がされておりますが、地中熱利用の中にヒートポンプ方式システムがありますが、熱を温度の低いところから高いところに汲み上げ、その熱を利用するための装置であって、使った電気エネルギーよりも多くの熱エネルギーを取り出すことができます。一般に普及しているエアコンは、空気を熱源としたヒートポンプであり、夏の冷房では家の中を熱を奪い取り、外の空気に逃がし、逆に冬の暖房では外の空気から熱を奪い取り家の中に放置しています。これに対し、地中熱を利用したヒートポンプは、地下や地下水、河川水を熱源としたヒートポンプシステムであり、空気と違って地中の温度は年間を通して大きな変化がありませんので、夏の冷房では外の空気より低い温度の地中に熱を放出し、冬の暖房では外の空気より温かいものを地中から熱を出して取り出すことができます。また、近年では、冷暖房装置ヒートポンプのほかに、比較的単価的に安い設置として、地中熱を利用した換気システムを冷暖房化した装置が利用されております。個人の住宅には、地下5メートルぐらいの掘削により利用が可能とされているようであります。設備費的にも、将来的にも考えて、十分な効率的な冷暖房装置だと言えます。住宅や店舗にも利用が高まっておりますが、経費と環境面でも評価があり、今後推奨できるのではないかと思います、伺いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の2番目の地中熱利用についての今提案的な質問がございましたけれども、大津町においては、振興総合計画に掲げております人と自然が共に生きるまちづくりを推進しておりまして、その一環としまして、現在、今後の町の新エネルギー導入の指針とする新エネルギービジョンの策定作業を進めております。その中で、当面は公共施設には太陽光発電設備を計画的に設置する方向で今検討をしておりますので、議員おっしゃることにつきましても、そのビジョンの中で今後検討していかなくちゃならないことも出てくるんじゃないかなと思っております。状況について、また部長の方からご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 地中熱利用に関する質問にお答えいたします。地中熱を利用する冷暖房システムにつきましては、議員のご指摘のように地中の温度が年間を通じて安定しているということで、地盤に直径10センチ程度、または土壌の影響にもよりますが深さ浅いところで10メートルから、深いところで100メートル程度の井戸を掘り、その中に熱交換用のパイプを通して、夏場は地中に熱を逃がし、冬場は地中から熱を取ることで冷暖房や給湯などを行うシステムのことのようです。このシステムにつきましては、コンプレッサーなどのシステム機器を稼働するのに要する電力の3.5倍以上の熱出力が得られると言われており、省エネルギーと二酸化炭素の排出削減に効果が認められております。また、システムは外部から遮断されて完全密封されておりますので、大気や土壌への環境汚染の心配がなく、放熱用室外機も不要で、稼働時の騒音が非常に少ないなど、高い環境保全性も認められております。このような利点から、欧米においては普及が進んでおりますが、国内におきましては土壌掘削費が欧米に比べて5倍以上高いことなどにより、初期投資のコストが高くかかるようです。それぞれ条件が違うため一概には言えませんが、2、3本の井戸を掘る個人

住宅用の場合でも300万円から500万円程度の費用を要すると言われており、公共施設では数十本の井戸を必要とするようです。先ほど議員が言われました宮崎県につきましては、冷暖房給湯プール荷室ということで80メートルの井戸を34本という形で掘られているようです。このように、相当な費用がかかると思われます。今後、先ほど町長が言われましたように、今やっております新エネルギーのビジョンの中で検討を進めてみたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 今言われましたように、場所次第ではですね、少し深く掘らねばならないかと思いますが、北海道や東北地方では、既に個人住宅に相当使われておりますのでですね、今後掘削の費用も見方を変えればですね、経費が安くなるんじゃないかという検討がなされております。ぜひ環境にやさしい面からしましても、外に公害がないし、非常に自然的なことを利用するわけですから、今後注目されるシステムではなかろうかと思っております。ぜひ、一度考えてみられる必要があるのではなかろうかと思えます。

では、3問目に移ります。3問目のインフルエンザ対策を問うてございますが、インフルエンザにつきましては毎日のように新聞・テレビで報じられておりますが、新型インフルエンザは、現在、鳥や豚の間で感染しているインフルエンザウィルスが変異を起こし、人に感染し、さらに人から人へ容易に感染できるようになったウィルスが原因で発生しておるようであります。今年4月、メキシコにおいて豚からインフルエンザウィルスが新型インフルエンザとして確認されてから、世界各地の人から人への感染が発生しております。この豚由来の新型インフルエンザはさらに変異を起こし、強毒性になる可能性があるとも言われております。大変注意が必要であります。また、もう一方の鳥インフルエンザはなお強力だと言われており、なおさら危険なインフルエンザウィルスであります。新型インフルエンザは毎年流行の繰り返しをしておりますが、ウィルスは表面の抗原性が全くなく、新型インフルエンザに対しましては全く表面の抗原性の異なる新型インフルエンザが出現しまして、おおよそ10年から40年間の周期で発生すると言われており、新型インフルエンザは人間には、私たち人には免疫がないため、自分の免疫で感染を防ぐことができないようであります。爆発的な感染が拡大する可能性があります。厚生労働省の国内における新型インフルエンザの流行時のシナリオが発表されておりますが、患者は流行からおおよそ8ないし9週間でピークを迎え、国民の20%がかかった場合、最高で1日に76万人が発症し、4万6千人が入院する状態になると推計されております。厚生労働省は9月11日、インフルエンザワクチンは現在国内のメーカー4社が製造しているが、年度内には1千800万人分が限界とされ、5千400万人分が必要と推計されております。不足分は輸入に頼るということを報じておりますが、国内産のインフルエンザワクチンは、現在国内4社が製造しておるところでありますけれども、5千400万人に対して国内産と合わせて6千万人分に目途がついたと伝えられております。インフルエンザ治療薬のまたリレンザ薬は、政府備蓄が268万人分、タミフルが政府と自治体で4千100万人分、流通在庫が200万人分とされ、常薬も不足であり、イギリスの大手製薬会社がリレンザを1千350万人分、スイス大手のロシュが子会社中外製薬に1千200万人分を計画し、合わせて7千万人分の治療薬が確保できるようになったと報じております。

今やワクチンも治療薬も不足分を海外に頼らざるを得ない状況になってきましたが、大津町におきましても学級閉鎖の話も聞いておりますが、大変深刻な状況にあります。大流行が予想される中、住民への対応と行政の任務体制はどのように考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

また、インフルエンザワクチンの件であります。毎年10月中旬ごろよりワクチンの接種が始まっているようですが、接種を行っていただかかりにくい、またはかかっても軽症で済むなどの状況にあるようです。今年のような状況にあるときは、ワクチンの接種と治療薬に頼らざるを得ない状況にあります。頻繁な手洗い、マスクの着用、うがい等が必要かと思えます。国民全体がインフルエンザ感染恐怖を感じているとき、通常のインフルエンザワクチンは国や県に働きかけ、ワクチンの無料化に対応した方が摂取率を上げ、患者が少なくなり、全体的な医療費の低減につながるものと思われまます。また、インフルエンザにかかると肺炎を併発する確立が高く、特に高齢者の死亡率が高いと言われております。現在128の自治体が助成金を出して接種を行っておりますが、肺炎球菌の摂取料は6千円から7千円で、そのうち2千円から3千円が自治体負担で、残りの4千円から5千円が自己負担となっているようです。この肺炎球菌は、1回接種すると効果は5年以上持続し、インフルエンザとの併用で肺炎で死亡するリスクは8割減少と言われております。アメリカでは高齢者の65%が接種済みであり、全国でも数多くの肺炎球菌の効果による医療費の減少が伝えられております。インフルエンザワクチンの無料化と肺炎球菌のワクチンの助成は考えられないか、お伺いしたいと思います。

○議 長(大田黒英生君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 3つ目のインフルエンザ対策を問うというようなことでございますけれども、これにつきましては行政の新型インフルエンザ対策の役割といたしましては、災害対策と同じように町長を中心とした対策本部を現に設置してございまして、総合対策を境遇することにしてございまして、また全課長を中心としました対策会議も設置、協議を重ね、発生動向の把握と予防法や正確な情報を提供するとともに、迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めているところでもあります。町対策の行動計画といたしましては、新型インフルエンザの脅威から町民の生命と健康を守り、安心を確保していくための万全の体制で取り組んでまいります。可能な限り感染拡大を予防し、健康被害を最小限に留めて、社会経済・機能を波状に至らせないことが重要であると思っております。また、業務継続計画でございますけれども、新型インフルエンザが発生、蔓延した場合は、町の業務を継続的に続けるためには、職員の感染被害を最小限に押さえ、新型インフルエンザ対策及び重要業務を迅速かつ適切に遂行し、住民生活への甚大な影響をできるだけ押さえるための対応を行います。今後は、住民の皆さんへ町が策定する行動計画や業務継続計画で行政として実施していく役割、業務の態勢内容について、菊池地域新型インフルエンザ対策協議会と連携・調整し、早急に情報の提供ができるよう対応してまいりたいと思っております。

2番目のインフルエンザ予防接種の助成ということで、本年度から拡大しまして3歳以上のすべての町民の方々を対象といたしております。助成の限度額は1回当たり2千100円とし、菊池郡市でも菊陽と並んで他に比べて高くしておりますので、現在今後のインフルエンザ流行期において、十分なる準備をしながら予防接種をお願いしたいというふうにも思っております。議員おっしゃるように肺

炎球菌のワクチンでございますけれども、この件についても全体に行き届くのが問題でもあるというような話も聞いておりますので、これからインフルエンザの季節になりますとインフルエンザから肺炎を起こすこともありますので、インフルエンザ予防接種を充実させながら、肺炎球菌ワクチンについて、きちんとした効果の調査状況を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。新型ワクチンにつきましては、個人負担関連等については4千円近くかかるということでございますけれども、これ2回やらなくちゃならないというようなことでございますので、その辺の補助というか、その辺について今のところちょっと考えておりませんので、状況を見ながら今後の検討課題ということをお願いしていきたいというふうに思っております。

また、このインフルエンザについての内容につきまして、担当部長の方より詳しく情報を説明させていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 平成21年の2月26日、菊池地域健康危機管理推進会議において、菊池圏域における人的被害の規模について、先ほど議員さんの方からありましたように、厚生労働省の推測に基づき、新たに出現したウィルスの重症度、これは致死率によって中等度、これはアジア香港インフルエンザ重度、スペインインフルエンザを基準に推測をしております。流行期間を8週間と想定し、これを大津町で推計してみますと、発症者数25%で7千600人、外来受診者数が6千80人、これ中等度の場合、入院数が2%で153人、死亡者数を0.53%で40人です。これは、中等度の場合です。それと、スペインインフルエンザ級が来ますと、重度の場合入院数が8%で608人、死亡者数が2%で153人というふうになります。国が示しておりますフェーズ分類の第3段階では、膨大な患者が発生し、何らかの準備をしなければ社会機能の低下、医療提供機関の破綻が予想されます。このような破綻を避けるためには、地域体制、行動の制限が求められる、被害軽減対策及び効率的な地域対策、そして医療提供体制整備の両方が不可欠です。また、妊婦や幼児、高齢者、また慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、腎機能障害、糖尿病などの疾患を有しておられる方が重症化するリスクが高いと報告されています。このようなことを受けて、大津町新型インフルエンザ対策行動計画は、国・県計画、菊池圏域の行動計画に連動して策定しております。国の行動計画の内容としましては、健康危機管理体制、町民への情報の提供、相談体制の確保、ワクチン接種体制の確保、ライフライン、上下水道、し尿処理、ごみ処理等、食糧流通の確保、集客施設等運営自粛、治安等の維持、火葬機能の確保、入所施設等の運営、在宅要援護者の支援、学校等の臨時休校、医療供給体制の確保及び推進等を記載しております。そして、町の業務継続計画ですが、大津町新型インフルエンザ対策行動計画を基本に、新型インフルエンザが発生した場合、町の業務を継続的に果たすために、職員の感染被害を最小限に押さえ、新型インフルエンザ対策及び重要業務を迅速かつ適切に遂行し、住民生活への甚大な影響をできるだけ押さえることを目的に、パンデミック時の対応を中心に計画しています。実行内容は、職員個人の心構え、業務継続体制の構築、発生時の対応、流行の昇降時の対応等、各部・課ごとの対応としております。さらに発生状況等に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう平時より対応方針を定めておく必要が

あります。今後も情勢の変化やシミュレーション、実地訓練等を受けて改定していくことが重要です。しかしながら、この計画が有効に働くかどうかは、地域住民一人一人の意識にかかっているのも事実です。地域全体でこの新型インフルエンザへ立ち向かっていくことが必要であることを強く認識し、さらなる危機管理体制整備を進めていきたいと考えております。

それから、肺炎球菌のワクチンの件でございますけれども、国民医療費の高騰が問題となっている現在、予防医療の果たす役割が重要性を増しております。インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンに代用される予防接種への重要性もますます増大するものと思われまます。今後、肺炎球菌ワクチンにつきましても、きちんとした効果の調査結果が出てくるものと思われまますので、状況を見ながら今後検討していきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 大流行を予想しなければなりませんが大変なことだと思っております。全協でも一応説明は聞きましたけれども、流行したときに職員の体制は、振り分け方とかいろいろあるかと思っておりますけれども、何分の1かで作業するようになるかと思っておりますけれども、大体の体制とワクチンの今後のですね、無料化に向けた方向に、無料化するような陳情方はないか、考えられませんか。お伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 職員体制でございますけれども、職員も約4割程度は罹患するということで今現在各部、各課、それぞれ業務の違いがございます。例えば土木部関係につきましては、工事をその期間ストップすることができますので、少人数で業務は対応できるということで、ほとんどの職員を発熱外来の事務の方に回したいというようなこととかですね、それぞれ各部ごとに行動計画の業務分担を示しておりますので、これからどのような体制を取っていくのかというのはですね、十分シミュレーションしながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、ワクチンの件に関しましては、そのワクチンの、新型インフルエンザのワクチンでございますか。

○7番（新開則明君） 平常のワクチンです。

○福祉部長（松永高春君） 季節風のワクチンの無料化、これにつきましては、先ほど町長の方が申しましたように、大津町では昨年拡大いたしまして2千100円の補助をしているところでございます。これは県下でもですね、高い補助をしているということで思っておりますので、これについてはこのまま続けていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から開会いたします。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き開会いたします。

11番議員、手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員の手嶋靖隆、通告に従いまして3項目について一般質問を行いたいと思います。

まず、1問ですけれども、高齢者の人間ドック費用の一部助成について、それから2項目が図書館における利用者の個人情報の管理について、3項目が新型インフルエンザへの対応についてを質問したいと思います。

まず、高齢者の人間ドックの費用の一部助成についてですが、これは高齢化社会を迎え、2025年には国民4人の1人が高齢化が進行するということを言われております。医療費が年々上昇し続けていることはご承知のとおりでございますが、今後医療費の上昇を抑制するためにも、国民一人一人が健康であることが大事でもあります。そのためにも、まちぐるみの病人予防対策を講じなければ、予防健康管理の徹底は進まないんじゃないかなというふうに思われます。よって、長寿社会を健やかに生きがいを持って過ごされるためにも、高齢者の予防医療の徹底は不可欠であります。健康診断費用も、日割り等につきましても4万円程度はかかると思いますが、75歳以上の高齢者は自己負担を余儀なくされていく、受診率も低下をするのではないかなと思われます。今後、病気早期発見に努め、高齢者の健康管理のシステムを確立するため、また高齢者の健康管理の意識の高揚に努めるためにも、人間ドックの一部助成を行う考えはないかを伺いたいと思います。

1問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の高齢者の人間ドック費用一部助成についてのご質問でございますけれども、議員ご承知のように人間ドックの補助事業は、国民健康保険特別会計において国保被保険者に対し国民健康保険税を財源として実施しているところでもあります。しかし、20年の4月から75歳以上の高齢者の方は後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の資格を喪失したことに伴いまして、人間ドックの補助対象からも外されることになりました。後期高齢者の人間ドック助成を実施するならば、財源といたしましては一般財源での実施となります。しかし、一般財源で実施する場合は75歳未満の国民健康保険以外の多くの社会保険に加入されている方々の人間ドックの補助制度がない状況にありますので、後期高齢者の方々だけではなく、大津町住民すべての疾病の予防及び健康づくりをどのように進めるか、総合的に考える必要があります。住民基本健診に代わる高齢者の健康健診につきましては、広域連合からの委託により実施していますが、また町で健康健診、健康増進法に基づき実施してきましたがん検診などの住民健診も実施してまいります。この高齢者健康健診及びがん検診など、住民健診の内容につきましては、1日標準人間ドックの内容と同時であり、費用も安く済みますので、多くの住民の方に利用していただければと考えております。状況等について、また担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 平成20年度で県内の市町村で後期高齢者の人間ドックに対して助成を行っている町村ですけれども、八代市がですね、脳ドックを20年度やっておりましたけれども、もう現在止めております。それから、あと菊陽町と氷川町が現在行っている状況でございます。あと、平成

19年度の75歳以上の高齢者の人間ドックの健診の状況ですけれども、約2千400人の国保被保険者のうち103人の方が75歳以上で人間ドックを受診されていらっしゃいました。約355万円の補助を行っております。後期高齢者の方の人間ドックの補助を実施するとするならば、今まで社会保険だった方、約680人の方たちも対象となり、推定いたしますと130人程度の方が健診を受けられた場合、助成金が約325万円程度になるかと思われまます。そのようなことで、やっぱり後期高齢者の方だけでなくですね、全体的なことについて検討が必要というふうに考えているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいまの町長、それから部長の方から回答ございました。ちょうど75歳という節目で助成はどういう形ですのかというのは、やっぱり健康の状態のときはドックに入って健康で過ごすというのが一番いいわけであって、それがまた町に対してもですね、返すような形にもなろうかと思ひます。全体でどのくらいの75歳以上の方がおられるのかなと思ひましたけれども、今の回答ございました。また受診率というのは、あまり高くないなという感じもいたします。このことについてはですね、やはり長寿者がですね、やはり長く過ごせるという体制をですね、やはり取ってやるということも一番大事じゃなかろうかということで今回出したわけでもございます。全般的に医療費の抑制についてはですね、予防、健康指導が一番肝要でもありますけれども、町ぐるみの健康管理意識の向上が一番大事でもございます。特に保健師とか、それから独自の活動、または栄養士との食生活の改善等をですね、いろいろと今まで健康教育、健康診断なり健康相談、早期健診あたりの特例もされてまいったと思ひますけれども、総体的にですね、どのくらいの受診率があったのかですね、そこら辺をちょっと知りたいなというような感じがいたします。今後、やはり高齢者あたりに対してですね、支援といいますか、行政と医療機関と一体となってですね、健康管理に努めをしなければならぬと思ひます。そのために、やはり住民全体の理解を求めるといふ対策も必要になってくるんじゃないかなと思ひます。町財政の、やはり厳しい中にですね、これを解決するためには、やはり町民が一丸となって医療費の抑制のための健康増進に努めなければならぬというふうに感じております。全体的受診率がどのくらいあるかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 法律が変わりまして、平成20年度から新たな健診体制ということで、特定健診等を中心としたですね、健診に変わっております。これは、生活習慣病対策ということで、国が5年後までの目標値をですね、定めております。健診率が65%、それからその中でメタボリック症候群に対する特定健診、動機づけ支援と積極的支援でございますけれども、これを45%というふうな目標値を掲げております。ただ、非常にこの65%というのが厳しい数字でございます、全国の中ではですね、なかなか達成できないのではないかとこのようにもございまして、今、その辺の見直しがなされているところでございます。大津町におきましては、平成20年度は一応40%の目標を掲げておりまして、現在ちょっと数字の確定はできておりませんでしたけれども、それに近い数字が出てくるのではないかとこのように考えております。これを20年度を基本といたしましてで

すね、もう必ずそのパーセントを上げていくように、そしてその中で生活習慣病のリスクのある方についてですね、意識を持って、個人自ら意識を持って生活習慣病に取り組んでいただくということが大事でございますので、そういう生活習慣病の予備軍をですね、国の目標値では20年度の当初に比べて10%削減というのが大きな目標でございますので、それに向けてですね、今、部全体でですね、来年からどのような施策をやっていくのか、今検討しているところでございます。これについては、介護予防と併せてですね、介護予防の原因もこの生活習慣病に起因しておりますので、そういったことで介護予防、それから予防給付とセットでですね、来年から本腰入れてですね、考えていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 1問目の質問については、一応終わりたいと思います。

2項目の図書館における利用者の個人情報の管理についてでございます。町立図書館は、オープン以来、町民に広く利用され、文化生活の向上に非常に役割を果たしていると認識しているところでございます。図書の貸し出し、記録からはですね、利用者の思想、心情、それから趣味、嗜好などが容易に伺われるわけでございますが、この重要な個人情報をですね、その取扱いには厳重でなければならないというふうに思われます。よって、図書館における利用者の貸し出し記録等について、その情報管理はどのようにされているのかを伺いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） こんにちは。図書館における利用者の貸し出し記録の管理についての質問ですが、大津図書館は、平成15年2月の開館当初から蔵書、利用者登録、貸し出し、返却などは図書館システムを導入し、電算機による業務を行っているところであります。電算機による業務を行うためには、貸し出しを行うすべての本と利用者個人にバーコード番号が付してあり、番号により管理を行っています。貸し出しの場合には、利用者番号と本の番号を機械に通し、返却時には本の番号を機械に通し、未返却の冊数や本の題名を確認しています。しかし、すべての本が返却になれば、利用者のバーコード番号から貸し出したすべての本の題名は、これは削除されて検索することはできません。貸し出し回数と冊数だけしか電算機には残らないシステムになっております。また、本のバーコード番号からも利用者名の検索はできず、貸し出し回数のみが残るシステムとなっております。ご質問のとおり、従前の貸し出し記録からは利用者の思想、心情や趣味、嗜好が特定できるものであるために、図書館建設当時より社団法人日本図書館協会からの指導により、個人情報に観点で返却後の貸し出し記録は消去されるシステムになっております。そういうことで、個人情報の管理は心配する必要はないと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 教育長の方から、ただいま内容等について伺いました。やはり貸し出し時のですね、申し込みを行う情報というのは、今まではかなり記録されておったということでございますけれども、電算システムになったから、すべて削除されていくというふうなことでですね、その処分方法については安堵いたしましたわけでございます。あらゆる職場でですね、この情報というのは漏洩し

てですね、社会の問題になっております。そういうことを気にしとったわけでございますし、ちょっと外部からもそういうようなことを聞かれたこともございますし、今回質問したわけでございます。今後、共に情報の知識のですね、発信基地として、図書館ますますの利用発展を期待申し上げて質問を終わりたいと思います。

次に、3項目目ですけれども、新型インフルエンザへの対応について、これは先ほど新開議員もですね、一応質問されておりました。この新型インフルエンザにつきましては、8月28日厚生労働省からですね、発表されておりました。流行のシナリオということでございますが、国内患者数が毎年約2千500万人、うち重症者が4万人ですか、入院が38万人との試算がされておりました。基礎疾患を持った人や、それから乳幼児ではですね、重症化すると言われていたということでございます。また、9月の12日の熊日の社説にもありましたように、新学期が始まってからですね、状況が一変してまいっているということで、これも厚生労働省からの通達もあっております。集団感染は8月31日から6日間、1週間ですけれども、前週の1.6倍に膨れあがっているということで、2千318件ですか、熊本でも43件が発生しているという報道がなされておりました。どうしても9月下旬から10月が流行のピークになるんじゃないかなというふうに示されております。今後の感染拡大の対応策が整っていく中でですね、特に新型インフルエンザへのワクチン等の使用もですね、できあがっておりますが、優先順位等も大体決まってまいっているようでございます。やはり医療従事者が最優先ということにもなるかと思いますが、以下妊婦、それから基礎疾患等のある人ですね、それから1歳から就学前までの幼児、1歳未満の乳児を抱える両親ですね、そういう人たちを対象にすれば1千900万人想定されるということでもございます。特に乳幼児が通う保育園の場合、集団生活の中でですね、感染する恐れがあることから、クラス閉鎖なり、それから自宅待機といった対応が取られると思いますが、これらに対応するためにも、このケースに対してですね、行政として何らかの方策の考えをお持ちかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新型インフルエンザの対応についてでございますけれども、議員ご指摘のように、国内でも多くの患者が発生して、14名の方が亡くなられておられます。特に妊婦や幼児、高齢者または心疾患や糖尿病、腎不全などの疾患を有しておられる方が重病化するリスクが高いと考えられています。町としましても、町内の発生以前から総務とか健康福祉課を中心に行動計画や業務継続計画の策定など、発生の状況や対応等について協議を行い、早急に対応してきたところでもあります。また、住民の皆さんへの対応としては、広報や回覧、出前講座、ホームページ等で発生状況や予防方法などの情報を提供しております。乳児とかいろんな今後の保育体制につきましての状況等説明、対応につきましては、担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 手嶋議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、大津町における現在、今日までですね、感染状況とその対策についてご説明を申し上げます。大津町では、最初の感染は8月18日に中学生の感染が確認をされております。以来その後、保

育園から幼稚園、小学校、中学校まで、園児、生徒、それから教職員を含めまして、今朝までですね、44名の感染が報告をされております。いずれも病院での治療を受けられまして、自宅療養の措置を行い、幸い重症化した生徒さん、職員の方はいらっしゃいません。既に治癒しまして、ほとんどの生徒が登園あるいは登校をしておるところでございます。なお、感染が確認された後は、町内すべての保育園から幼稚園、それから小中学校、また学童施設までですね、その対策と対応について通知を行い、指導を行ってきているところでございます。8月19日には、町内の公立・私立保育園の全職員を対象に新型インフルエンザを中心とした感染症講座を菊池保健所の所長にですね、講師をお願いして研修を行っております。約100名の保育士の先生方が参加をさせていただいております。保育園、幼稚園、それから小中学校に対しましても、園長会、校長会を随時開いております、学校や園での全体としての予防対策あるいは生徒・保護者への情報の提供と家庭での対応について周知をしているところでございます。お尋ねの幼児、特に保育園での感染状況についてでございますけれども、8月24日に最初の保育園児の感染がっております。同じ保育園で職員、それから園児を合わせまして5名の感染の報告がございました。この保育園につきましても、8月28日に菊池保健所の指導を受けまして、町から保育園に対して8月28日から31日間での登園自粛要請を行っております。登園自粛と申しますのは、感染児童はもちろんですけれども、もちろん家庭での保育をお願いするわけですけれども、そのほかの児童につきましても、集団感染を防ぐために登園の自粛をお願いするものです。休園と違いましても園の閉鎖ではありませんので、登園を希望される保護者に対しては、各ご家庭で子どもの状況、あるいは感染対策を実施していただくことはもちろんですけれども、インフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関の診察を受けることが重要となってきております。また、園におきましても手洗い、うがい、それから熱を測るなどの予防策を行うとともに、登園した園児の健康観察、家庭での検温あるいは保護者からの聞き取りなどの対策、感染の疑いがある症状が確認された場合には、すぐに保護者に迎えにきていただくというような体制をお願いしているところでございます。クラスの閉鎖あるいは園の休園などについてでございますけれども、長期にわたる可能性がありますので、保育園の設置目的からして非常に厳しいものがございます。基本的には、保護者に家庭での保育をお願いすることになるわけですが、仕事の関係でどうしても長期間の家庭保育が困難な保護者もいらっしゃいますので、親戚・知人の方をお願いをしていただくとか、あるいは町で行っております子育て支援センターでの子育てサポートの利用をお願いをしているところです。幸いにも大津町はほとんどの児童生徒が先ほど申しましたように完治しておりますが、議員ご指摘のように、現在の国内感染の状況から見て、今後も拡大していくことが懸念されております。感染のすべてを防ぐということは現状では非常に不可能に近いということは思っております。そのため、極力感染の拡大を防ぐ方策、あるいは重症化にならないような手立て等について、今後も国や県の施策や動向を見ながら、先ほど福祉部長が申しました町の新型インフルエンザ行動計画に基づきまして対応をしていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今、やはり体制等については伺ったわけであります。特に心配してござい

たのはですね、ここで自宅待機となった場合のですね、処置はどうされているのかなということがございました。仕事の都合でどうしても親御さんが自宅にいて子どもを世話することができないというような事態があった場合どうするかなということでもございます。こういうケースは起こり得ることもございますので、行政としての方策の考えをですね、お伺いしたわけでございます。

それから、もう1つ、当然そのワクチン接種が必要になってくるわけですが、一般的には国に委託契約がされているということで、医療機関等の連携がされておるわけでございますけれども、こういうやつも予約制という形でですね、取り組んでいるというようなことも聞いております。やはり十分なる免疫をつけるためにもですね、やっぱり1人2回以上の接種が必要であるということが言われておりますし、料金がどうしても2回やりますと8千円程度必要になってくるわけでございますが、これらにつきまして、やはり低所得者ですね、中には接種がですね、何人も家族がおるということでかなり経費が膨らむということで十分な対応ができるんじゃないかなというようにも考えます。特にそういうふうな新型などで接種機会の格差というのが生じてくるんじゃないかなと。そのためには、やはり感染というのは防げないわけでございますので、やはりこの件については公費による負担軽減ですかね、これは十分図っていただくということが必要になってくるかと思えます。この経費等につきましても、先ほど部長の方から説明がっておりますのでおわかりだと思いますが、今後この点についてですね、とくに2点については検討を要する事項と思えますので、十分今後のご判断をお願いしたいというふうに感じます。

以上で質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 5番議員、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。5番議員、鈴木ムツヨが通告順に従いまして町民の皆さんを代表いたしまして一般質問を行います。

1問目、改正労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備について。2問目、地域福祉権利擁護事業と障害者の地域生活支援について。3問目、光化学スモッグ汚染等への対応についてを町長、教育長にお伺いいたします。

国会においては、政権交代がなされ、新しい日本の顔として鳩山総理の誕生を大変嬉しく思っています。民主党のマニフェストが確実に実行され、生活が第一を実感できるような政治行動をしっかりと見守っていきたいと思っています。

それでは、1問目、我が国では、自殺者が1998年ごろから急増し、2006年は3万2千155人で、9年連続3万人を超えました。就労者の自殺も同様に増加しており、8千人から9千人前後で推移しています。また、業務による心理的負荷を原因として精神疾患を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加し、社会的にも関心を集めています。平成19年度の自殺による労災認定は81件と精神疾患による労災認定は268件にも上っています。このような背景の中で、平成18年4月1日、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。すべての事業所、常時50人未満の労働者を使用する事業所は、平成20年4月からの適用が対象になります。事業者は、労働者の週40時間を超える労働が一月当たり

100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて医師による面接指導を行わなければならない。長時間の労働により、一月当たり80時間を超えた場合、疲労の蓄積が認められた、また一月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施することになっています。厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から安全管理者を専任しなければならない。また、事業者による自主的な安全衛生活動促進の努力義務化など、法の改正は多岐にわたっています。労働者の心の健康を巡る状況は、近年、経済、産業構造が変化する中で仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。社団法人社会経済生産性部メンタルヘルス研究所が、2008年4月に4回目のメンタルヘルスの取り組みに関する企業アンケート調査結果を発表しました。従業員の研究づくり施策全体の中でメンタルヘルスに関する施策に力を入れる企業63.9%、メンタルヘルスの今後の取り組みについて9割近くの企業で、さらに充実させる方向で考えているとあります。施策を通じて企業が期待している主な内容は、不調者の早期発見、不調者に適切な対応ができるとしています。職場の状況で心の悩みの増加傾向に差が見られる、人を育てる余裕が職場になくなってきているという企業では、心の悩みが増加した割合が60.2%、そうでない企業は35.3%、組織・職場とのつながりを感じにくくなってきているという企業では、心の悩み、心の病が増加した割合が63.5%であるのに対し、そうでない企業は42.9%に留まっています。以上の結果から、メンタルヘルス施策の今後の方向性として、従来型の不調者の早期発見・早期対応に加えて、職場や組織、風土の改善にももっと目を向けていく必要があると方向づけています。一人の発病は職場の赤信号です。憲法25条は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると宣言しています。憲法25条と改正労働安全衛生法に基づく大津町が事業者である役場の職場と町内の小中学校の職場実態についてお伺いいたします。産業医はどなたでしょうか。労働安全衛生法は産業医について一点の要件及び資格を備えた者としており、またその具体的職務としては、健康診断の実施とその結果に基づく処置、健康教育、衛生教育、健康相談の実施、健康障害の原因調査、再発防止の処置、月1回の職場巡視、学校においては産業医についてどうお考えでしょうか。労働安全衛生法が求める内容に対する取り組みと実態はいかがでしょうか。労働時間の適正な把握はできていますでしょうか。平成21年4月20日、文部科学省により県の教育委員会教育長へ公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進についての通達が出されています。大津町にも経由して通達が来ていると思われます。労働安全衛生法上、一定規模の事業所においては、衛生管理者の専任等が義務であるにもかかわらず、まだ十分に整備されていない状況にあり、未整備の事業においては速やかに衛生管理者の専任等を行う必要がある。平成20年4月より常時50人未満の労働者を使用する事業所も含め、すべての事業所に面接指導を実施することができる体制の整備が義務づけられています。労働安全衛生法に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なものであるとしています。労働時間の適正把握については、使用者が始業、終業時刻と確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。使用者が自ら現認することにより、確認、記録すること、タイムカード、ICカード等の客

観的な記録を基礎として確認し、記録すること。また、3年間保存すること。第10条では、事業所は政令で定める規模の事業所ごとに厚生労働省令が定める総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者を専任し、健康障害を防止するための処置に関する業務を統括することを求めています。役場、学校、それぞれに管理者は誰が専任され、どのように機能していますか。役場は、当然安全衛生委員会等が設けられていなければなりません。委員長、委員数はどうなっていますか。また、委員会はその半数が職員組合の人でなければならないことになっていますが、いかがでしょうか。学校は、規模の差があり一概には言えませんが、委員会についてはどうお考えで、実際はどうなっていますか。労働安全衛生法は、その事業所に専属する者の中から安全衛生推進者等を専任し、関係業務の担当を義務付け、10人を超え50人未満の職場、そしてその氏名を作業場の見やすい箇所に掲示し、労働者に周知させなければならないとされていますが、該当するつつじ山荘、給食センター及び学校現場では、当該者が選任、周知され、機能しているのでしょうか。今回の法改正の特徴は、長時間労働者への医師による面接の実施が義務づけられたことです。これは20年4月からのすべての事業所、常時50人未満の労働者を使用する事業所も対象になりました。つまり、学校で言えば小規模校も対象だということ。要約すると、事業者は法定労働時間を超える場合、労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の申し出を受けて医師、産業医による面接指導を行わなければならない。産業医は、労働者の心身の状況について確認し、労働者本人に必要な指導を行わなければならない。事業者は、必要な処置について、産業医の意見を聞かなければならない。事業者は、産業医の意見を勘案して、当該労働者の就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数を減らす等の処置を講じるほか、産業医の意見を衛生委員会等へ報告するなど、適切な処置を講じなければならないとされています。これらの義務は法に則し、整備がなされて、執行されていますか。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の労働安全体制についてのご質問でございます。町につきましてもご指摘のように大変職員の何名かが休職をしたり、いろいろして大変心配をしておるところでもあります。長期的に休みますので、その辺、住民サービスの面も問題かと思えますけれども、その辺の関係で安全衛生管理者や安全衛生推進者、あるいは安全推進者を措きながら、職員の安全及び健康を確保することとともに、快適な職場環境の形成を促進するものとしておりますが、このような整理関係等について、委員会関連につきましても設置はしております。しかしその辺のところにつきまして、まだまだこういうような状況になっておりますので、労働安全衛生委員会の体制も機能の整備の充実を今後図っていかなくちゃならないというふうに思っております。しかし状況等につきまして、担当部長の方からご説明をいたさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

議員からご説明がありましたように、改正労働安全衛生法で一定の基準に該当する事業所には安全委員会、衛生委員会等の設置の義務が付けられています。説明は省略しまして、大津町役場の場合に

ついてですが、常時使用する労働者が50人以上の事業所に該当しまして、衛生委員会を設置することとなっており、町の委員会では職員の健康障害や労働災害の防止などに関し調査審議を行い、町に意見を述べるように規定をされています。安全衛生管理者、それから安全衛生推進者、衛生推進者、それから産業医を措き、職員の安全健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するものとしております。このように、委員会の管理規定については整備をいたしておりますが、町長からも話がありましたように、実情、実際にはこの委員会が機能していないというのが現状であります。今後については、職員の健康や安全、職場環境の整備などの観点からも早急に庁内で検討し、機能していくようにしていきたいというふうに思っております。

委員会の規定を少し申し上げますと、大津町職員安全衛生管理規定で安全衛生管理体制で安全衛生管理責任者を総務課長の職の者を充てる。それから、総務課長に事故があるときは、人事秘書係長がその職務を代理するという規定をしております。あと、衛生管理者、それから産業医、安全衛生推進者、学校給食センター、衛生推進者を老人ホーム、大津保育園ということで、委員会として設置をしているところです。委員の組織としては、委員5名をもって組織するで、そのうち総務課長を除く半数については、職員組合の推薦した者のうちから指名するというでなっております。お尋ねの産業医についてですが、産業医を1人選任するというで、この部分がですね、お医者さんの方の選任ができていないということでもあります。そういうことで、十分に機能していないというのが実情であるということでも申し上げたいと思います。

また職員の長時間労働に関しましては、この改正によって医師の面談と面接指導、それから先ほどおっしゃいました100時間を超え、かつ疲労の蓄積が見られるときには、職員の申し出を受けて医師の面接を受けなければならないということで理解をしております。委員会では、職員の申し出が出ておりませんで協議をしてないものですが、職員の労働時間については、日ごろ出勤のタイムカードにより出勤管理を行い、それから日々の時間外勤務伺い命令表及び毎月の時間外勤務の集計表、それから所属長が毎日そこで職員を見ておりますので、所属長及び総務課の人事秘書の方で職員の時間外勤務の状況について把握を行っております。また、職員の健康状態については、所属長が把握している状況で行っております。最近では、職員労働者の仕事やそれから職場におけるストレス、人間関係、家庭や家族の問題などの様々な要因によって精神的疾患で休むケースも増加しております。町では、職員を対象にしたメンタルヘルス教室や健康相談を実施しているところです。これに関しては、やっぱり日ごろから相談しやすい職場づくり、こういうのが大切ではないかというふうに感じております。また職員が精神的疾患により休職した場合の、今度は職場に復帰する場合に関して、熊本県の方で職員向けに定めてあります職員復帰支援の手引き、対象職員の主治医など、専門家の意見を参考にしながら、精神的かつ身体的な負担を増加させずにスムーズに職場に復帰できるように職場で支援する必要があるというふうに考えております。規定委員会等では行っておりますが、不備な面もございますので、早急に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

労働安全衛生法、これはおっしゃいましたように平成18年に、これは第11回目の改正になりますね、行われました。この法の対象者というのは、全労働者ということになりますので、今、総務部長が申しあげましたように、役場職員も、それから学校に勤務する職員も対象者ということになります。この法で規定されていますことで、学校に限った内容、このことについて申しますと次のようになっております。まず、学校教職員数、それにより2つに分けて定めております。常時50人以上の教職員を使用する学校と、常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校です。大津町の学校では、常時50人以上の教職員を使用する学校はありません。ですから、当然大津町のすべての学校は10人以上50人未満の教職員を使用する学校ということになります。そうしたときに、この法で大津町の学校がしなければならないこと、これは2つあります。1つは、安全衛生推進者を選任し、法10条に規定した業務を担当させなければならないということと、これは12条の2に書かれておりますが、1から5項目ほどあります。2つ目が面接指導体制の整備、これは66条の8に当たることですが、この整備をしなければならないということです。この2つが大津町の学校がしなければならないことということになります。この件につきましては、さっき議員の方からもありましたように、本年の4月20日付で文科省初等中等局企画課長と文科省スポーツ青少年健康教育課長の連名で公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進についてという通知がまいりました。それを受けて、各学校の校長にその内容はそのとき指導したところです。今回の件で、各学校に確認をしましたところ、すべての学校が安全衛生推進者を選任はしております。また、面接指導体制につきましては、教職員の場合、申し出があった場合は、本人の掛かり付けの医者もしくは学校医に面接の対応をお願いするように考えているという報告は受けております。しかし、今、役場の取り組みを説明しましたが、学校の方も制度的にはそこまではしているけれども、十分に活用しているかということについては、とても十分とは言えないというような状況ですので、一番大事なことは安全衛生法を全職員に正しく理解させることが必要ではなかろうか、再度その辺のところは指導していきたいというふうに考えております。

それから、3番目の労働時間の適正な把握についてということですが、これも今申しあげました文科省の両課長の連名の中に鈴木議員おっしゃられたとおりに、使用者が現認し、そして終始の時刻を記録しておくこと。それから、もう1つはタイムカード、ICカード等で客観的に記録として残すということがあります。4月から大津町が取り組んでいる、取り組むというところちょっと語弊があるかと思いますが、やり方としては大津町の学校では使用者が労働時間を現認し、確認するやり方で実施しているということになります。実際は一人一人の勤務時間を確認し記録しておくことは、実践できていないというようなことでした。確かに、使用者が当番制だとか、分担制を取って確認するとしても、毎日毎日全職員の始業、終止時刻を確認し記録するということは大変なことだと思います。そういうことで確認ができていないのが現状だと思います。今後の課題としては、これもやっぱり同じようにお互いに理解しないとうまくできませんので、まずは全職員に労働安全衛生法を周知徹底させることが重要だと考えます。そうすることによって、使用者が終始の確認ができないときには、本人の申し出により終始の時刻を記録するということが可能ではなかろうかと思います。しかし、それ

にしても客観的な対応方法ではありませんので、早急にタイムカードの導入ができないかということを検討していきたいと思っております。それまでは、今申しましたように使用者の現認、確認、できない場合には教職員の申し出を参考にし記録するというような形で進んでいきたいと思いますが、早急にタイムカードの導入ができない場合でも新年度予算ではこのタイムカードの購入を上げ、正確な勤務実態の把握ができるように今後努めていきたいと考えているところです。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 20年の4月から法が全事業所において取り組むことということでなされていますが、なかなか取り組みが難しいのかなと思いましたが、現時点で先生方もそうですが、町の職員の方もそうですが、今、職場を休んでいらっしゃる方ですね、精神的疾患というのが78%、休んでいる方の中で精神疾患が熊本県では78%に上っているということで、全国ワースト3、平成19年度ですね、という数字が上がっています。なかなか改善されていかないということがありますし、先ほど言いましたように、余裕がないと、職場に人を育てようという余裕がないとそういう人たちが増えてくるという調査結果も出されています。早急な取り組みが必要ではないかというふうに思ったところです。それとまた、労働時間、役場はきちんとタイムカードがありますが、先生方は時間外労働がないということですね、報酬に、賃金に跳ね返らないということで、今までそれがですね、なされてこなかったのかなというふうに思っていますが、先生方も本当に今、いろんな方がいらっしゃいますので、精神的な悩みを抱えていらっしゃる先生方はとても多くなっているというふうに言われています。委員会がですね、本当は小学校が今6校と中学校が2校あるわけですから、プラスすればですね、小規模校とか中規模校とかいうことがありますが、町で考えて教育長が任命している先生方の数考えればですね、50人以上はいらっしゃるわけですから、委員会の設置というものをですね、ぜひ考えていただけないかというふうに思っているところです。それと、産業医をですね、ぜひ町にも考えるということですので、教育委員会としてもですね、ぜひ一緒にそちらの先生で対応していただけないことであれば、ぜひともその産業医の方をですね、選任していただければというふうに思っています。産業医の仕事は、先ほども申しましたが、月1回の職場の巡視というだけでもですね、随分相談ができるのではないかというふうに思っていますので、ぜひ取り組みを考えていただきたいというふうに思います。

それと、今、臨採の職員と非常勤職員という方たちの処遇というのがどうなっているのかなというふうに思っています。それと、先生方は県で県職員になるんですが、熊本県教育委員会職員安全衛生管理規定によれば、県立学校の職員はこの規定に入っていますが、市町村の小中学校の職員はこれに入っていないということになっています。町の先生方がどういうふうな管理規定の中にですね、入られているのかどうかですね。これ、入っていないのであればですね、県職員ですので、早急に県のこの職員安全衛生管理規定の中にですね、入れていくのが本当ではないかというふうに思っていますので、その件ですね。また、働く者が心身共に健康で希望を持って働くことこそ社会の活力の源泉です。生産性の維持発展と公共サービスの進展を期し、そのために労働者の精神疾患を減らし、公務災害を根絶すべく法は環境と条件の整備を義務づけてきましたというふうになっています。法を守るという

ことは、率先してですね、していかれた方がいいのではないかと思いますし、企業もですね、かなり取り組まれていて、これからも取り組んでいきたいというのがですね、9割を占めていたというふう
に書いてありましたので、まず先ほどの臨探の先生と町職の先生ですね、その件についてと、あと委員会の設置についてはですね、再度質問させていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えの前に、さっきの答弁の中でも使用者と教職員共にこの法をしっかり理解していただくということが一番大事だというようなことを申しましたが、それは結局は学校で言えば管理職と一般教職員の方々という立場になるわけですが、本当にその方々がお互いがお互いを信じて何でも包み隠さず話せる、そういう状況ができていないことには、さっき申しました、例えば勤務時間の確認方法にしても、それは毎日校長先生が一番早く来て、一番早く来る人は何時に来た、この人は何時来た、何時来た、帰るときにこの人は何時帰った、何時帰ったということではできないわけですね。ですから、見損なった場合には、先生の今日の勤務時間は何時でしたかということを知って、今度はまた信用性がないとそのときに正しい出勤時間を言ってくれればいけれども、それをまた違うような形になると困りますので、そういう意味ではやっぱり管理職と教職員の先生方の心のつながりというのは、これから先、この法をどう活かすかということの上からでも非常に大切なことではな
かろうかと思います。そういうことをまず申し上げておきたいんですが、そのほかに今回の件でちょっと調べてみましたところ、厚生労働省のホームページに労働者の疲労蓄積度のチェックリストというのがございました。これによりますと、例えば項目はイライラするだとか、仕事をした後、体がだる
いだとか、そういうことを项目的に出すようになっているわけですが、落ち着かない、憂鬱だ、よく眠れない、体の調子が悪い、そういうものをほとんどないだったら0点、時々あるなら1点、よくある
だったら3点というようなことで点数を付け、その合計がどれだけだったらかなり疲労しているだ
とか、やや疲労しているだとか、そういうようなことで自分自身がチェックできる。さっき言いま
した管理職と教職員の心のつながりが例えあっても、教職員、私が教職員とした場合、だいぶ疲れて
いるけど診察を受けに行かせて下さいとなかなか言いにくいというようなところもあるわけですね。し
かしこういうようなチェックリストがあると、そう思ったのでチェックしてみましたところこんなふ
うな点数になりましたから、ぜひ面接に行かせて下さいというようなことも言えるのではな
かろうか。これが本人用と家族用というのがありますので、こういうのも今回、次回の校長会あたり
等で紹介しながら、こういうのでチェックしていただいて、こんなふうなことをしたらどう
だろうかというようなことも指導していければと思っております。

それから、さっき産業医の件についてお話になりましたが、法的には町内のすべての学校で産業医
まで設置するようにはなっていないわけです。ただ、これやっぱり労働者ができるだけ健康で、そし
て安全で、環境のいいところで働くというのが目標ですので、例え50人未満のところでも、そう
いう産業医に相談できる体制をつくるというのは大切なことだと思います。しかし、月に一遍必ず学校
に来て、回って、相談を受けてということになれば、やはり契約だとか、そういうようなことも必要
になってくると思います。そういう意味では、お一人で構わないわけですので、町の産業医が決定し

た場合には、学校側も乗っかってというとおかしいんですけども、教職員で面接を受けて、産業医の指導を受けたいときには、大津町の産業医に面接指導を受けるというような形を考えればいいのではなかろうかというふうに思っております。

それから、臨採とか非常勤のことについてのお尋ねがありました。一番最初に申しあげましたように、法の精神からすれば当然入るべきだというふうに思います。ですから、私先ほど申しあげた人数の中には全部入れました。大津小学校の場合は、県費職員は41です。しかし、臨採の方々を入れて48だったですかね、もうちょっとで50超すところなんです。そういう方を入れても50は超していないというところで、さっきはそんなふうなことを申しあげましたが、当然この人たちも本職と同様な形で見ていくべきものだというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 教育長の方から少し答弁がありましたが、役場及び学校等の臨時非常勤職員の皆さん方につきましては、職員と同じようにカウントをいたしまして対象としております。先ほど申しました安全衛生管理規定の中で、地方公務員法とは別なんですけれども、臨時的任用職員及び非常勤職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うということで明確に規定しております。

それから、産業医につきましては選任ができておりませんので、これについては先ほど申しましたように早急に協議をですね、医師会の方ともしたいというふうに思いますが、その上で選任をしていきたいというふうに思っております。学校関係の相談についても、併せてお願いできればというふうな考えでおります。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 先ほどちょっと漏れた部分があったんです。熊本県教育委員会職員安全衛生管理規定によれば、町村の先生方はこれに入っていないということで、入れるべきではないかというふうに思っていたので、そこら辺の見解をお聞きしたいなと思ったところでしたが、時間がありませんので、次にまた個別でお聞きしたいと思います。

2問目にいきます。地域福祉権利擁護事業と障害者の地域生活支援について。認知症を持つ高齢者や知的障害、精神障害のある方などが地域で自立した生活を送ることができるよう取り組みがなされているか。2番目、雇用促進法が2008年12月に改正され、障害者雇用促進が規定される。民間企業や役場での取り組み状況と法定雇用率の達成に向けて、今後の対策をお伺いいたします。権利擁護事業は、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々がご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、預貯金の入手金のお手伝いや福祉サービスの利用料や公共料金の支払いなどの支援を行っています。また、名古屋社協では、障害者高齢者権利擁護センターを併設し、そのほかにも財産保全サービス、福祉サービスを掲げています。財産保全サービスは、ご自分の財産をご自分で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、その財産を安全に預かるというものです。福祉サービスの利用援助は、金銭管理サービス及び財産保全サービスの契約者のお宅を定期的に訪問して、その方が地域で安心した生活ができるよう福祉サー

ビスの利用の援助などを行うとしています。障害を持つ人たちにごく当たり前の市民生活を保障していくためには、まず何よりも実質的な人権の確立が不可欠であります。しかし、現実には様々な日々の暮らしの中で障害者に対する意図的な、あるいは無意識の人権侵害が行われており、このことが障害者を持つ人たちの地域生活を阻む大きな要因になっています。特に知的障害、自閉症、その他重症の障害を持つ人たちについては、自ら声を上げて訴えたり、権利を主張したりする力が弱いため、その人権侵害の状況は深刻であり、その事実も周囲に知られにくいという特徴を持っています。それだけに、知的障害者の権利擁護という課題を達成するためには、まず家族や職場の人たち、学校教員や施設職員等の身近にいる人たちの人権意識を高めていくとともに、弱い人たちを守るための具体的な方策として、権利擁護機関が急務と思われる2年間の調査の中でうたわれています。実態と取り組みはどうなっているのか。障害者の雇用は、法に照らし、町はどうなっていますか。また、町内の民間企業の雇用の調査はなされていますか。法定雇用率の達成に向けてのさらなる取り組みはどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の障害者雇用関連等についてのご質問でございますけれども、まずは町役場におきましては、雇用関係等については十分行っております。内容については、また総務部長の方からご説明させますし、ご心配のように、やはり障害者の中でも大津町も臨時で試験的、この前身体あるいは精神、そして知的障害関連の方を雇用をやってみました。身体と精神については、それぞれの部署で包括支援センター、あるいはうちの電算関係等でしっかりと仕事はできております。知的障害とかそういう方々の職業の種類とかいろいろ検討をやってみておりますけれども、図書館の方でもお願いしたり、あるいは人権福祉センターにおける雇用関係でお願いをしておりましたけれども、大変厳しい状況は確かでございますけれども、今回図書館の方については何年か続きましたけれども、家庭の事情で市内の方に転勤というような方でもございましたけれども、IQ的には軽い方でもございましたので。また、人権福祉センターの方につきましては、やっぱり仕事の内容というのをやっぱり障害者の関係等につきましても仕事の内容はなかなか厳しいものがあるんだなど。これにつきましては、もう民間企業も同じでございますけれども、それなりのやはりトップの理解がなかなないと、どこまで雇用していくかというような問題もありますけれども、まずはやっぱり、これも小さいとき、あるいは学校、その辺の段階からですね、障害者の訓練というか、忍耐というか、そういうものをつねに指導していかないと、急にはなかなか厳しいような状況もございます。そういう意味におきまして、我々は障害者関連の人たちが一生懸命頑張らせていただく、その姿を見て一般の方々がそれに負けないようにやっぱりやっていただけるような方たちになってくれればなど。そういう意味において、議員おっしゃるように人権関連等についてのお互いの思いやりというか、そういうものをしっかりとやっぱりつくっていくべきものではないかなという思いをしております。今後についても、障害者の雇用については、十分そういう形でやっていきたいと思っておりますけれども、議員ご心配のとおり、彼たちが生活していく中で、彼たちよりも保護者の方が早く亡くなるというか、そういうような状況なのは確かでございます。そういう意味におきまして、後見人とかいろんな形の制度がありますけれども、

大津町についてもそのような形の方が本当にそういう人たちのためにご理解等で相談に乗ってくれるのかというのが今厳しい状況でもあります。社会福祉協議会でもやっておりますけれども、その辺についても担当福祉部長の方から内容をちょっとご説明をさせていただきたいと思っておりますので、今後障害者をはじめとする弱者の皆さんの関係の雇用とか、そういうものをやっぱりしっかりと取り入れるためには、企業の皆さん関係について、障害者雇用とか、そういうものについても、やっぱりお願いをしていかなくちやならないというふうに思っております。こういう状況の時代でございますので、なかなか企業の皆さんもそれぞれ頑張っておられますけれども、その中で今、臨時雇用関係についても正職員までをお願いしなくちやならないという、本当に厳しい時代を迎えておりますので、大変厳しいときであるのは確かでございますけれども、やはりそこはトップの皆さんの考え方、その中でやっぱり障害者の皆さん関連等につきまして、やっぱりの最低基準の金額をどうそれでやっていくとか、いろんな形のわずかな不足分とか、そういうものをどう考えていくかという、やはり雇用の立場、あるいは雇用の中での今後の検討であるんじゃないかなという思いをしておりますけれども、これが板についてしまうと、その金額でとなくなってしまふ恐れもありますので、やはりその辺のところは十分企業の皆さんのトップとも十分相談しながらやっていかなくちやならないというふうに思っております。そういう意味において、やっぱり大津に来てよかったとか、住んでよかったという、そんな人権の町をやっぱりしっかりとつくっていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。

最初に、認知症の件についてですけれども、認知症は誰にも起こり得る脳の病気に起因するものですということで、85歳以上では4人に1人はその症状があると言われております。現在は169万人であるということで、今後20年間で倍になるだろうと。この認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果、周りの人との関係が損なわれることもしばしば見られ家族が疲れてしまうこととなります。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしていくことは可能であると専門家は考えていらっしゃいます。そのためには、地域の支え合いが不可欠です。誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手立てを知っていれば、尊厳ある暮らしをみんなで守ることができると考えております。そういうことですね、国の方でもみんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運動、認知症を知り、地域をつくる10カ年のキャンペーンが始まっております。このキャンペーンは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを町民の手で展開するものです。大津町では、平成22年度までに2千300人のサポーターを目指しております。実績といたしまして、平成18年度で41名、平成19年度で31名、平成20年度で17回の研修を行いまして605名、平成21年度8月末現在で、これまた17回行いまして395名、合計の1千72名現在サポーターの養成をしております。22年度までに2千400名だったと思います、5%を目指しております。現在、さらに各地区老人会、ふれあいサロンを中心に開催をしているところでございます。そのサポーターになられた方にお上げするのが、このオレ

ンジリングでございます。また、地域包括支援センターの主な仕事の1つに、権利擁護の業務があります。これは、例えば悪質な訪問販売の被害に遭った、財産管理に自信がなくなった、虐待にあっている人がいる、虐待をしてしまうなど、高齢者や障害者の権利を守るための仕事です。地域包括支援センターの権利擁護事業の状況ですが、平成20年度は相談人数2人、2件でございます。平成21年度は、相談人数1名、6回の相談を受けております。これにつきましては、全国的に社会福祉協議会と連携を図りまして調整をしてきたところでございます。

それから、法務省が直轄する民法に定めた成年後見人制度、これは後見と補佐と補助の取り組みがございますけれども、平成20年度では相談者が9名、20件、それからそのうち1名が成年後見人制度の利用を開始しております。平成21年度では相談人数が4名の5件、それから大津町の障害者支援センターでの成年後見人制度の4件でございます。町内の社会福祉法人が支援している成年後見人制度の事業は、それぞれの施設で多少の違いがございますけれども、その中で多くの利用がある施設では75人の利用者の中で、もう既に52名の方が後見人制度を利用されております。さらに、以前は先ほど議員がおっしゃったように地域福祉権利擁護事業と申しておりましたけれども、これ制度の名前が変わりまして、現在は日常生活自立支援事業というふうに名前が変わっております。これにつきましては、厚生労働省が直轄する制度でございまして、ひとり暮らしや高齢者2人世帯などで福祉サービスの利用方法がわからないときなど便利な制度で、社会福祉協議会と契約を結んで、低廉な費用でサービスの利用の援助、日常的な現金管理の援助、通帳、実印など大切なものの預かりサービスなどを頼むことができます。ここで一番社会福祉協議会が困っているのが、この生活支援員となられる方がいないということです。現在5名の利用があっておりますけれども、生活支援員の方は1名だけです。ぜひともそういった生活支援員になっていただく人をですね、今後育てていかなければいけないと、そういった周知もしていかなければいけないということで考えております。今後も包括支援センター、障害者相談支援センターを中心に、関係団体、施設などと連携を取りながら、相談支援を推進強化していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 鈴木議員の質問にお答えします。ちょっと時間がなくなってきたようですので、短くよろしいでしょうか。障害者の雇用については、障害種の雇用の促進等に関する法律で民間企業、官公庁問わずに障害者を雇用する義務が課せられております。一般の民間企業については、56人以上の企業で1.8、特殊法人で48人以上の場合に2.1%雇用率です。ただ、国・地方公共団体の法定雇用率が48人以上の機関で2.1%となっております。現在、町においては対象となる障害者の方の職員数は正職員は3名、それから非常勤職員2人の計5名が在職中で、雇用率でいきますと実質雇用率が2.84%、先ほど2.1%を上回っている状況であります。雇用率は満たしているということになります。今後も、この法定雇用率を上回る状況は続けていきたいというふうに思っております。民間については、ちょっと時間がなくなりましたので、大枠だけ申し上げます。熊本県内の労働者数15万5千475人で、そのうちの障害者の方の雇用が2千980名、前年比で3.8%増加をし、実質雇用率が1.91%となっております。これも基準は満たしているところもあります。ただ、

法定雇用率を達成している企業の割合は56.4%となっておりまして、少し前年比で1.1ポイント上昇ということでもあります。大津町が民間企業にお願いしているかということですが、現在、福祉関係部署、それから労働行政部署で直接町の企業さんにですね、直接雇用については特にお願いをしていないということです。それで、福祉関係では対応があると思いますが、最後に町長からお話がありましたように、厳しい景気の状態でありますけれども、町の民間企業に関してもですね、町の企業連絡協議会の会員の企業さんなどにも理解と協力を求めながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 満たしているということで、本当によかったなというふうに思っています。後見人ということでは、とてもほかの人、他人の方のお金をですね、出し入れするのがの難しさというのをとても重くてなかなか生活支援員さんになれる人が少ないのかなというふうに思っています。今年ですね、成年後見人と育成研修カリキュラムというのが今年行われました。これは1万円で受けることになって、市内でですね、ありました。1週間ありまして、1日でも行けないととても無理だということと言われていましたので、お金が発生しますが、ぜひともですね、生活支援員さんを増やしたいとお思えばあればですね、あれば、福祉の町としてはですね、ぜひこういうのを組み立てているところをですね、大津町でも開催されれば、生活支援員さんが増えるのではないかなというふうに思いましたので、一応提案させていただきます。

3問目の質問は、次の機会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大田黒英生君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時40分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 21 年第 3 回臨時会会議録
- 平成 21 年第 4 回定例会会議録
- 平成 21 年第 5 回臨時会会議録

平成21年第6回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成21年 8月25日 請 願 第 1 号	「教育予算の拡充を求める意見書」(案) の提出を求める請願	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成21年 7月17日 陳 情 第 2 号	浸透枡型調整池の建設に関する陳情 書	継 続 審 議	経 済 建 設 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第57号	町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について
--------	-----------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 1 年 9 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議 決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議 決
- 日程第 5 議案第 5 7 号 町道本田技研 3 2 5 号線道路改良工事 (2 工区) 請負契約
の締結について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 1 年第 3 回大津町議会臨時会会議録及び平成 2 1 年第 4 回大津町議会定例会会議録及び平成 2 1 年第 5 回大津町議会臨時会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の結果並びに経過について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 9 号関連、議案第 5 2 号、議案第 5 3 号、議案第 5 5 号、認定第 1 号関連、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号及び第 8 号、陳情第 2 号の 1 0 件であります。当委員会は審議に先立って、9 月 1 0 日と 1 1 日の午前中に関係する 2 6 カ所の現地調査を行い、1 4 日、1 5 日にかけて、委員会 B 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第 4 9 号関連は、平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) についてであります。

経済部農政課関係では、委員より、本会議で質疑があった件で、農業構造改善事業費の工事請負費、総合交流ターミナル施設改修工事 9 1 万 2 千円が全額削除され、備品購入費として同額が追加されて

いる件について、再度確認をしておきたいとの質疑に対し、執行部より、当初、冷蔵庫と給湯器は修繕工事ととらえていたので工事請負費に計上していたが、備品購入費にすることが適当であると判断し変更するものであるとの答弁がありました。

委員より、費目を変えただけかとの質疑があり、執行部より、そうだと答弁がありました。

委員より、工事請負費や備品購入の線引きはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、金額によって指定管理者が行うもの、町で対応するものが協定書によって決められているとの答弁がありました。

委員より、町と指定管理者の費用負担区分は、協定書には書かれているのかとの質疑があり、執行部より、協定書は町と指定管理先である高森温泉館との間で締結している。その第6条にリスク分担の項目があり、その中で表に示してある。施設等の劣化の場合、30万円未満の小規模なものについては指定管理者、30万円以上のものは町が協議のうえ行うこととして協定を締結しているとの答弁がありました。

委員より、冷蔵庫は30万円以上かとの質疑に対し、執行部より、冷蔵庫が5万8千円、給湯器が3万2千9百円だとの答弁がありました。

委員より、鳥獣害防止対策補助金30万円は、イノシシよけの電気牧柵を設置するための補助金であり、2分の1を助成するものである。この補助で牧柵を何台設置できるのかとの質疑に対し、執行部より、8台程度との答弁がありました。

委員より、被害は何月ごろまでであるのかとの質疑に対し、執行部より、マルチを張ったごろから11月位までだとの答弁がありました。

委員より、被害が多発し需要がかなりあるようなので、速やかな執行をするべきだとの質疑あり、また委員より、今年は被害が多い。シシ畏の要望もあっていると聞いているので、来年から検討すべきであるとの意見がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、緊急雇用は6カ月と聞いているが今も就業中か。また、継続して働くことはできるのかとの質疑に対して、執行部より、基本的には6カ月未満の雇用となっているが、特殊な事業においては継続することもできるとの答弁がありました。

委員より、107名の就職相談者があったということだが、相談に対して目に見える成果はあったかとの質疑に対し、執行部より、7月以降38名求職があり、11名の求人があった。求職者のうち6名が就業しているとの答弁がありました。

委員より、6名の採用は全て役場かとの質疑に対し、執行部より、町関係の採用が5名とNPO法人1名であるとの答弁がございました。

委員より、美咲野中央公園東屋改修工事5万2千5百円は、シロアリ被害による柱の取替えである。JRが建てたものである。移管を受けた後は、町に点検する責任がある。早めに防虫処理等の対処をしていれば、もっと安い経費で済んだはずである。普段から点検管理を十分に行っていただきたいとの質疑に対し、執行部より、以後、注意するとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、土木費委託金の護岸雑草処理業務委託金で、一級河川白川の国交

省と県の補助金の負担はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部よりも白川の管理は、熊本市の小碓橋から下流側が国交省で、上流側は熊本県であるとの答弁がございました。

都市計画課関係では、委員より、門出中学通線とは楽善から南下してきて国鉄肥後大津駅で行き止まりになる駅前楽善線を駅南の国道57号線につなげるために計画されている道路である。大津駅北口から東へ進み、社協の駐車場から大津町役場の南側駐車場を通り中学通に抜ける。その門出中学通線の用地費686万3千円を駅前楽善線の建物5件分の調査委託費へ振り替え変更することになっている。用地の購入はどうなったのかという質疑に対し、執行部より、地権者がJRと個人2名であり、JRとは現在協議中である。すぐに購入できそうにないとの答弁がありました。

委員より、門出中学通線の計画を取りやめたのかとの質疑に対し、執行部より、門出中学通線は当初どおり計画している。ただルートを少し変更するかもしれないとの答弁がありました。

委員より、門出中学通線は町道認定をしている。町は必要であるため町道認定をしているのだから、見直すのであればその説明が必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、駅周辺全体で見直しをしているとの答弁がありました。

委員より、駅北口から西に進み、踏み切りを渡り南の57号線にぬける道路の話はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、大津駅から西に抜ける道路については、まだはっきりとした計画はない。JRを横断すれば協議が必要であり、また個人の用地があるので駅前楽善線の件も含めて、今回委託している駅周辺整備計画の中で検討を行うとの答弁がありました。

委員より、今回、建物鑑定委託費を計上している。屋根の一部がかかるとか、家全体がかかるとか、いろいろの形態があると思うが、道路用地以外の残地についても買収をするのかとの質疑に対し、執行部より、補助事業なので用地にかかる部分のみを買収する予定である。ただ、残地が生じ、それが全体の3分の1以下であるときは、本人の申し出があった場合に限り、国・県の指導により購入の検討をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

下水道課関連では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第49号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号は、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてであります。質疑はなく、採決の結果、議案第52号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号は、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、今後も繰り上げ償還は可能かとの質疑に対し、執行部より、条件がそろえば可能だとの答弁がありました。

採決の結果、議案第53号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号は、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。質疑はなく、採決の結果、議案第55号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連は、平成20年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会関係では、委員より、大津町の遊休農地の状況はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、5月現在で72町で、昨年は84町であるとの答弁がありました。

委員より、減っているのは、手当てをした成果かとの質疑に対し、執行部より、遊休農地で耕作を行った者に補助したり、農業委員さん方に活動をしていただいたからだとの答弁がありました。

委員より、耕作者への補助かとの質疑に対し、執行部より、耕作者への補助である。20年度は自分の農地で補助されたものもある。数年間遊休農地であったものであり、その解消には変わらないので補助の対象になるということであったとの答弁がありました。

経済部農政課関係では、委員より、農業指導費補助金について、認定農業者同志会への補助金25万円は活動や研修に使われていると思うが、内容はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、経営に必要なパソコン研修や地産地消のための先進地研修として、昨年は糸島、大村への研修を行っているとの答弁がありました。

委員より、ほ場整備は県営事業となっているが、県と町の仕事内容はどのようになっているかとの質疑に対し、執行部より、町は受益者への事業推進等を行い、工事本体等は県が行っているとの答弁がありました。

委員より、県営事業だから負担金があるということだが、県は地元に出てくるのかとの質疑に対し、執行部より、県も換地委員会などの会議には参加している。ほ場整備は県が工事発注しているとの答弁がありました。

委員より、後継者育成事業について、どのようなことを行っているか。3人の新規就農者があり、どういう状況かとの質疑に対し、執行部より、独身交流会事業などを行っている。これは、花嫁募集の事業だが、なかなか結婚まではいかないのが現状である。以前は、2組の結婚が成就したとの答弁がありました。

委員より、新規就農の3人はどのような仕事をしているのかとの質疑に対し、執行部より、路地野菜、肥育、養豚。2人は後継ぎで、1人がよそからの参入であるとの答弁がありました。

委員より、菊池台地の負担金はいつまでの払うのかとの質疑に対し、執行部より、平成33年度までだとの答弁がありました。

委員より、受益農家は何件あるのか。受益面積はという質疑に対し、執行部より、受益面積が約235ヘクタールで、受益農家数は約230から250戸で把握していたが、現在は少し減っている。今年は水不足だったので、龍門ダムからの水が使えるということで感謝されているという話を聞いた。龍門ダムができたので北部畑総が行われたのだとの答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、公園管理委託関係について、委託箇所数、業者数、最大委託金額を示しなさいとの質疑に対して、執行部より、公園の数は、町立公園が6カ所、都市公園が10カ所、その他児童公園等が83カ所ある。このうちトイレ等の清掃委託を11カ所、樹木等公園管理委託を27カ所行っている。委託業者数は清掃委託4社、公園管理委託7社である。その他に矢護川公園を委託している。委託料が最も高額なのは昭和園管理で、約700万円であるとの答弁があり

ました。

委員より、以前に公園管理は業者間の話し合いで各公園を輪番で行っていると聞いたことがあるが、現在もそうかとの質疑に対し、執行部より、すべて入札で行っていると答弁がありました。

委員より、弥護山自然公園管理委託の委託先はどこか。それは年間を通した委託かどうかとの質疑に対し、執行部より、委託先は菊池森林組合で、年間を通した委託を行っているとの答弁がありました。

委員より、林道瀬田裏線改修工事については、他の受益自治体からも負担金をもらっているのか。またもう少し、他の道も補修した方がよいのではないかと質疑に対し、執行部より、林道瀬田裏線関係については、関係市町村から受益面積に応じて負担金をもらっている。林道等の補修については今後検討するとの答弁がありました。

委員より、商業観光費についてかなりの流用があるが、これは財政も流用を認めたわけだろうが、補正には間に合わなかったのか。事業実施時期のどれ位前に分かったのかとの質疑に対して、執行部より、実施は7月ブラジルからの研修生の受入があり、当初2名の受入れが5名となった。また、到着が深夜になり、計画ではホームステイであったが、ホストファミリーへの引渡し等が困難と判断し、ホテル泊に切り替えた。歓迎会や滞在に係る費用についても当初より大幅な経費が必要となった。ブラジル訪問団派遣については、燃油サーチャージの高騰が定まらず出発した後にもかなりの高額となり、現地での航空運賃に増額となった。現地の滞在費用等についても、現地県人会が用意することとなっていたホテルと移動のための専用車が準備ができておらず、やむなく現地での予約を行い支払うこととなったことによる流用であったとの答弁がありました。

委員より、店舗改装利子補給、活いき商店街活性事業等については、商工会が実施することはできないのかとの質疑に対し、執行部より、商店街を対象として活性化につなげる町独自の補助事業としているとの答弁がありました。

委員より、活いき商店街活性事業のこれまでの成果を示せとの質疑に対し、執行部より、事業開始年度から14件の利用があり、廃止・中止が9件、現在継続営業5件となっているとの答弁がありました。

土木部環境保全課関係では、委員より、主要な施策の成果193ページの今後の方針で、太陽光発電システム設置補助金についても見直しを検討するとあるが、どのように見直しを行うのかという質疑に対して、執行部より、平成18年度の太陽光の補助開始時に平成22年度太陽光発電システム普及割合を町内の世帯の3%に設定し、18、19年度に1キロワット当り10万円の補助を行ってきた。国の補助が復活し、平成20年度からは1キロワット当り3万円、ホンダソルテック製は1キロワット当り6万円の補助を行っている。20年度末現在、7千200世帯に対し320世帯で設置され、約4.5%の普及率である。今後はより高い目標設定をして補助金の見直しを検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、一般家庭で太陽光発電システムを設置した場合、設置費用を取り戻すのにどれくらいの期間が必要か。売電価格が引き上げられると聞いているがいつから実施されるかとの質疑に対して、

執行部より、売電価格の引き上げは11月から開始されると聞いている。引き上げられると一般家庭の設置費用が約200万円で、補助金を利用した場合約10年で設置費用を取り戻すことができるとの答弁がありました。

委員より、空地の雑草が伸びているとかの苦情があると思うが、大規模な空地については条例等つくって指導できるようにできないかとの質疑に対し、執行部より、大津町美しいまちづくり条例があるが、お願いをするばかりで雑草に関しては命令等が発せられない状況である。全国的にも空地の雑草や管理できない家屋が問題化している。今後条例化も含めて検討を行っていくとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、栄宝製粉の北側の道路拡幅はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、用地交渉を行いあと1件の契約を残している状況で、その分も9月末には目途を付ける予定である。その契約ができれば工事を発注すると答弁がありました。

委員より、陣内踏切の東、文化ホール北側までに2つ踏切があるが、その拡幅計画はあるのかとの質疑に対して、執行部より、現在のところないとの答弁がありました。

委員より、国道57号線と交差するお菓子の香梅のところの中学通の拡幅計画は進んでいるかとの質疑に対し、執行部より、県道であるが両側とも店舗があり、用地と高額な補償費の問題で拡幅が難しいようであるとの答弁がありました。

次に、都市計画課関係では、委員より、まちづくり交流センターを含めて事業費の見直しはできないかとの質疑に対し、執行部より、平成19年度から23年度までの事業計画であり、その計画で認可を受けている関係で、事業については執行しなければならないが、見直しについては随時行っていく予定であるとの答弁がありました。

委員より、23年度までの計画は全体で残り30億円程度あるが、当初どおり執行するのか、それとも見直す考えはあるのかとの質疑に対し、執行部より、縮小できるものは絞っていきたいと考えている。道路については、入札残による縮小が考えられる。年に1回の変更を行っているので、財政と協議を行っていききたいとの答弁がありました。

委員より、交流センターについては、町の宣伝、情報発信基地とかいろいろ言われているが、町の駅に情報発信基地として1億円出資している。また、町の史跡を残すのは大切であるが、観光地と考えるならば収入に結びつかなければならない。上井手やお倉跡地を町外の入がお金を使って見に来るとは思えない。交流センター予定地の商店街を中心商店街とよぶならば、その地域の売上や集客数、大津町以外の人は何人利用しているのか、数字を示して説明しなければならない。そのように考えれば、これから建てる建物はコンパクトなものでいいのではないかと意見がありました。

委員より、役場を建て替えれば交流センターは必要ないのではないかと。中心市街地を考えるうえで役場の建て替えは必要だとの意見がありました。

委員より、まちづくり協議会に参加をしてみて、委員の方たちは電柱の移転とかいろいろ考えられるが、つくった後が見えない部分がある。計画したからつくらなければならないというのであれば、根本的に見直した方がいいとの意見がありました。

委員より、門出中学通線、踏切の件、いきあたりばつりの計画に感じられる。用地が確保できるめどがついてから予算に計上すべきである。補助があるから、とりあえずやるというようなあつせた姿勢に見受けられるとの意見がありました。

執行部より、わかった。今後、見直し等を行っていききたいとの答弁がありました。

下水道課関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号は、平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号は、平成20年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、下水道の起債の償還期間は何年間かとの質疑に対して、執行部より、通常28年、30年だが、借換債は5年や7年、平準化債は10年であるとの答弁がありました。

採決の結果、認定第5号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成20年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてであります。

委員より、繰上償還を検討することであるが、借入相手側は可能かとの質疑に対して、執行部より、一括償還時保証金がかかるので、未償還利息と検討しながら繰上償還をおこなうとの答弁がありました。

採決の結果、認定第9号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号は、浸透柵型調整池の建設に関する陳情書についてであります。全員賛成で継続審議となりました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 続きまして、文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号及び議案第49号関連、議案第50号、議案第51号、議案第54号、議案第56号、認定第1号関連、認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第8号の17件及び請願第1号の1件であります。当委員会は審議に先立ち、9月10日午前10時より14カ所の現地調査を行い、11日、14日及び15日、午前10時より委員会C室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告

します。

議案第41号、大津町子育て・健診センター条例の制定について報告します。

委員より、使用料を徴収する場合はどういう人がどういう目的で使う場合ですかと質疑があり、執行部より、一般の企業や団体が子育て支援事業と違う会議や集会を行う目的で使用する場合、料金を徴収することとしていますと答弁がありました。

委員より、床がじゅうたん敷きになっているが、飲み物をこぼしたり汚物が付いたりすると雑菌が繁殖しやすいので、清掃についてはどのように考えていますかと質疑があり、執行部より、本年度は10月開所ということもあり、業者による清掃は1回予定しています。じゅうたんについては、タイルカーペット式となっておりますので、その箇所を取り外して容易に洗うことができますと答弁がありました。

採決の結果、議案第41号は、全員賛成で原案のどおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、大津町立診療所の設置等に関する条例の制定について報告します。

委員より、郡内の順番について、菊池市、合志市、菊陽町、大津町の順番と言われましたが、蔓延の具合によっては期間や順番が変わるのでしょうかと質疑があり、委員より、この順番は菊池圏域4市町を含む菊池地域新型インフルエンザ対策協議会で決定したもので、まず4週間実施します。菊池市が24時間を1週間、その次に合志市、大津町、菊陽町の順番です。蔓延状況に関係なく、菊池市から始めるという順番で取り決めておりますと答弁がありました。

委員より、協議会のメンバーは誰になっているのですかと質疑があり、執行部より、協議会のメンバーは、医師会、医療機関、薬剤師会、警察、消防、菊池市長、合志市長、大津町長、菊陽町長、教育分野で菊池教育事務所長、振興局で保健福祉関係部長、事務局として菊池福祉事務所の総務企画、保健衛生環境課となっておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第42号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

執行部より、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償について説明を受け、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、大津町立幼稚園入園料及び保育料の減免特別措置条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、この改正で対象となる人は何人ですかと質疑があり、執行部より、本年度は5人が対象になるものと思われましてと答弁がありました。

採決の結果、議案第44号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第45号、大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、地産地消として、子どものおやつに、たとえば大津町のからいもをふかしておやつに提供するなどを行えば、郷土愛の育成にもつながるかもしれないし、町民の理解も得られるのではない

でしょうかと質疑があり、執行部より、センターの管理者に予算の範囲内でお願いしていきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第45号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第46号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、今まで杉水保育園で行っていた事業を護川小学校で行うということですかと質疑があり、執行部より杉水保育園では低学年受入れ特別保育地域活動事業を行っていました。今回は放課後児童健全育成事業で護川小学校の空教室を利用し、敷地内に学童保育施設を整備し行うものと答弁がありました。

採決の結果、議案第46号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第47号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、出産の金額を持ってきた根拠、近隣市町との比較はどうですかと質疑があり、執行部より、国におきまして、平成19年度に各医療機関、私立病院、診療所等の調査が行われ、日本産婦人科学会が出した費用が39万円となっております。その結果、35万円から39万円と4万円増額となっております。並びに、今年の1月から産科医療補償制度の3万円が加わっております。それと併せて42万円となっております。郡内市町すべて同額引き上げをやっておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第47号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）について報告します。

福祉部健康福祉課関係。委員より、歳出の予防費4千965万円についてですが、外来診療費は1人当たりいくらになるのですかと質疑があり、執行部より、金額について単価的には、1歳から6歳までが3千460円、再診で1千600円、診療費の6歳以上について2千700円、再診が760円、患者数は7千696名を予定しています。投薬料としては9万6千640円で、患者数に単価を掛け算出しております。時間外の部分は一般財源を当てています。最終的に、金額は年齢で違いますが、中学生で診療期間内6千395円ですと答弁がありました。

委員より、女性特有のがん検診委託について、今までの受診率はどうだったのでしょうか。30%で予算化されていますが、どこから持ってきた数字ですか。100%目指すのが本当ではないでしょうかと質疑があり、執行部より、国は当初50%見込んでいましたが、その後変更され40%で通知がきております。大津町の現況としましては、30%を見込んでいます。平成20年度の受診者数では、子宮がんの検診が1千444名、乳がんの検診が1千544名とかなり低くなっていますと答弁がありました。

福祉部保険医療課関係。委員より、老人医療費の委託料が不足した理由をもう一度お願いしますと質疑がありました。執行部より、交通事故での医療費は自費になりますが、保険を使いたい場合は誓約書を出して保険診療を受けることができます。保険者が負担した分は加害者から返してもらうこととなりますが、返還の手続きを国保連合会に委託しています。それに伴う委託金が5%ありますので、今回予想を上回る過去の老人保健医療の返還金が発生しましたので補正するものです。平成20年4月からは後期高齢者医療制度に移行していますので、それ以前の老人保健医療にかかる診療分ですと

答弁がありました。

教育部子育て支援課関係。委員より緊急雇用で雇用不安の一部の雇用創出はできるかもしれませんが、食育事業に係る人選の考えを聞かせてください。食育へのこだわりも多く聞かれますので、面接等で対応してくださいと質疑がありました。執行部より、調理師、栄養士、食育指導士の資格等所持者を主にして、子育て経験者までの拡大し募集予定です。雇用後の研修会も予定していますと答弁がありました。

委員より、創生事業のクリスマスイベントがありますが、今後引き続きの開催要望とかないでしょうかと質疑があり、執行部より、今年の子育て・健診センター開所イベントととらえてもらい、今回限りと考えていますと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、債務負担行為補正について、大津小学校プレハブ校舎借上げ料の金額の根拠は何ですか。また、町内の業者からの聞き取りはありますかと質疑があり、執行部より、プレハブ専門業者からの概算額見積でその額の80%を計上しておりますと答弁がありました。

委員より、プレハブ校舎だけでなく、他のやり方を検討することはできませんか。町内の業者に意見を聞いてもよいのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、大津小学校の分離校開校まで教室数が不足するため仮設校舎としての利用ですので、プレハブによる借上げとして検討しました。この費用の中には、校舎本体のほか必要な備品や分離校開校後の解体撤去費用等も全て含んでいます。発注方法については、地場企業にも聞いて検討してみたいと思いますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、武道館西側のフェンスの上部に有刺鉄線がしてあるが、必要なのですかと質疑があり、執行部より、防犯的な観点で設置してあると思われませんが、関係者の意見を聞いて検討してみたいと思いますと答弁がありました。

図書館関係。委員より、登録者数が平成15年、16年に比べ17年度の新規登録者は少なかったと思います。大津町住民になられた方々に対し、図書館のPRをどのように周知されているのですかと質疑があり、執行部より、現在の図書館利用者の状況は、転入されて来た都市部からの人は利用の仕方を理解されているようですが、地元で昔から住んでおられる方々は利用が少ないように思えます。今後は、転入者はもとより、以前から町にお住まいの方にも図書館をPRしたいと思います。また、毎月ブックスタート事業を実施していますが、約30名程度の中には5名ないし6名は転入者がおられます。このような事業の中でも図書館のPRを行なっているところだと答弁がありました。

採決の結果、議案第49号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員より、出産育児一時金の25件は予想される数字ですかと質疑があり、執行部より、例年年間約50件程度を給付しています。昨年は少し少なかったんですが、半年分として当初の半分の25件分を計上していますと答弁がありました。

採決の結果、議案第50号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について報告します。

執行部より、大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を受け、採決の結果、議案

第51号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員より、認知症で施設に入れない入院し3カ月たつて出なければならないといった相談はありますかと質疑があり、執行部より、認知症だけでなく施設に入れないケースは、施設の建設が進まない、認められないためです。町では、認知症の通所施設を10月に公募する予定であり、また認知症サポーター養成を進め地域での見守りを進めていきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、解析器を使わなければ調査ができないのですかと質疑があり、執行部より、調査をするために自分の筋力を測定することで、介護予防への理解を深めることができるひとつの方法だと考えます。県内では大津と山鹿がモデル事業として採択されており、調査を行い、50%以上の回収を行い、特定高齢者の把握を進めますと答弁がありました。

採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告します。

執行部より、大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を受け、採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成20年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

保険医療課関係。委員より、介護従事者は今後もっと必要となるでしょう。事業のスリム化が必要だと質疑があり、執行部より各予防事業もしかりですが、いろいろと展開を図ります。また、65歳になられた方を集めて、毎月介護制度の説明を行っています。事業の財源の状況説明、保健師から基本チェックリストの配布と回収を行い、皆さんの健康が何より必要だと説明していますと答弁がありました。

委員より、介護給付費の平成20年度と21年度の比較はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、14億円から15億円と全体的に上がっていますと答弁がありました。

委員より、監査意見書の5ページから7行目に老人福祉費の過年度分は半分が不納欠損、23ページ、国保の不納欠損2千300万円と書かれてあり、これについては何か考えていますかと質疑がありました。執行部より、老人福祉費は扶養義務者2名分で、平成17年入所分でその扶養義務者が行方不明であり、徴収が不能となっています。今後、平成23年度には不納欠損が終わる予定です。国保税は、毎週水曜日に夜間徴収にあたり、特に5月は総務部の課長以上で収納の強化に努めました。また、3カ月に一度の短期保険証更新時に納税相談しています。この結果、調整交付金のペナルティとなる現年徴収率93%をクリアしましたと答弁がありました。

老人ホーム関係。委員より、もう2人部屋の時代ではないでしょうかと質疑があり、執行部より、現在31人の入所人員です。若い方と高齢の方を組み合わせ、緊急時はすぐ知らせてもらえるような配置として安全を図っています。現在の法律上の施設の基準は、1人部屋で10.65平米となっておりますと答弁がありました。

委員より、今後の姿はどう考えていますかと質疑があり、執行部より、昔の法律では措置要件に身

体が入っていましたが、これがなくなりました。施設の老朽化と共に入所者は減っています。民間では一人部屋のよい施設をつくっています。措置をするのでないと困ります。現在民営化を考えており、建替えの補助金として単県補助があり、1床当たり240万円で、用地取得費は対象外、定員50人の全個室であれば1億2千万円、ただし、予算の範囲内となりますと答弁がありました。

福祉部健康福祉課。委員より、病院群輪番制病院運営事業負担金の額の根拠はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、負担金はかかった費用を集計した金額の人口割りです。人口は平成17年の国勢調査の数字を基にしていますと答弁がありました。

委員より、民生委員は現在何人ですか、また、民生委員は無報酬だったと思いますが、費用弁償はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、民生委員・児童委員が44名、主任児童委員が3名です、また、民生委員法第10条で民生委員には、給与を支給しないものと定められておりますが、費用弁償につきましては町から民生委員児童委員協議会への補助金に含まれていますと答弁がありました。

委員より、おおつかの郷の老人保健施設建設事業貸付金返還金は何年までですかと質疑があり、執行部より、平成8年から平成22年までですと答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、障害児保育事業について、国や県の補助金はないのですかと質疑があり、執行部より、平成19年度までは補助制度がありましたが、20年度からは交付税に参入されたことにより、すべて町の一般財源で事業を支援していますと答弁がありました。

委員より、地域子育て支援拠点事業のセンター型とひろば型の違いを教えてくださいと質疑があり、執行部より、センター型とは地域に出向いて専門的支援を行う事業で、ひろば型とはそこを拠点として週5日以上の上の事業を行うものです。双方とも、親子の交流の場の提供や相談事業については共通に行うことになっていますと答弁がありました。

委員より、保育園への入園を待機されている人はどのようにされているのですかと質疑があり、執行部より、育児休暇を取られたり、一時保育や子育てサポートの預かり保育を利用してもらっているようですと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、奨学金の金額は少なくはありませんか、妥当な金額になっていますかと質疑があり、執行部より、例えば県の育英資金については、町の奨学資金より5千円多い額となっています。また、他の奨学金との併用は、将来返済する場合、多重債務にもなりますのでできないこととしています、金額については、授業料等の状況確認をして検討しますと答弁がありました。

委員より、年次計画でパソコンの購入をされているが、本年7月の補正により購入されるパソコンにより年次計画は終わるといことですか。また、パソコンリース料についてはどうなっているのですかと質疑があり、執行部より、年次計画で導入いたしました7月の補正予算により一括導入しますので、購入については終わることになります。なお、現在リースしております児童生徒の情報教育用パソコンについては長期契約をしていますので、契約の終了期間まで継続することになりますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、生涯学習センターの周辺の駐車場の管理については、無断駐車

が多いようですが、どのような方針をもっておられますかと質疑があり、執行部より、踏切北側の駐車場については、車止め等の設置により生涯学習センター利用以外の駐車を防止します。墓周辺の放置自動車等長期の無断駐車については、使用者と移動するよう交渉しておりますと答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係。委員より、給食費の1食当たりの単価はいくらですかと質疑があり、執行部より、幼稚園229円、小学校231円、中学校260円ですと答弁がありました。委員より給食費だけでなく一般会計を合わせると1食当たりの単価はいくらになるのですかと質疑があり、執行部より、一般会計決算額1億3千975万9千94円÷年間回数186回÷3千653人で、205円となり、幼稚園434円、小学校436円、中学校465円になりますと答弁がありました。

委員より、平成20年度の給食費の繰越額が多いと聞いているがいくらですか。繰越金についてはどのようにするのですかと質疑があり、執行部より、平成20年度繰越額は、1千231万2千310円です。繰越金については、昨年度の実績と今年度の上半期の物価変動を考慮しながら10月に開催されます給食運営委員会で再度検討しますと答弁がありました。

教育部図書館関係。委員より、歳入の図書館使用料で、陶芸教室の使用料については建物自体を貸出しているのですかと質疑があり、執行部より、管理は図書館が行っており、大津町図書館条例に基づき施設使用料としていただいています。毎月利用はあっていますと答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

委員より、医療費の単価は上がっているのですかと質疑があり、執行部より、新薬の開発や医療技術の進歩等で上がっていますと答弁がありました。

委員より、医療費については公表しているのですかと質疑があり、執行部より、町の医療費については広報や福祉まつりの展示等で公表しています。また、被保険者には、年1回、1年間の個人の医療費について通知していますと答弁がありました。

委員より、目標値に向けての取組はどうなっているのですかと質疑があり、執行部より平成20年度の特定保健指導の実施率が20.3%、平成21年度は現在32.8%で上がってきています。動機付け支援は初回面接と6カ月後の面接ですので受けられますが、積極的支援は面接と数回の指導を受けなければならないので、受ける人が少ない状況ですと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成20年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

執行部より、大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の説明を受け、採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成20年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

委員より、今後募集する地域密着型の認知症通所介護の施設は需要があるのですかと質疑があり、執行部より、高齢者数や介護認定者数の推移から認知症の通所施設の需要があると見込んでおり、2施設を募集する予定ですと答弁がありました。

委員より、住宅改修費の補助は利用者が喜んでいらっしやる。今後も額は増えると思いますかと質疑があり、執行部より、住宅改修については入所施設が定員いっぱいということもあり、高齢化による要介護者が増えていますので、住宅改修は今後も増えるの見込まれますと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

委員より、年金天引きについては、平成21年度はどうなるのでしょうかと質疑があり、執行部より、年金天引きを原則としますが、希望されれば口座振替も選択できます。納付書による納付はできませんと答弁がありました。

委員より、国民健康保険は資格証・短期証を発行していますが、後期高齢はどうなっているのでしょうかと質疑があり、執行部より、平成21年度は滞納者にも3カ月の短期証を交付しています。資格証は出していません。全額滞納者は4名、未納者は22名ですが、短期証を渡していますと答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第1号、教育予算の拡充を求める意見書(案)の提出を求める請願について報告します。

委員より、政権交代があっているので、少し時間を置いて国の状況を見た方がよいのではないのでしょうか。要望が広範囲すぎて説得力に欠けると思いますと意見があり、委員より、国庫負担が2分の1から3分の1に縮小されたのを元に復元してほしいとのことです。先生たちが子どもと向き合う時間を確保したいとの要望だそうですと意見がありました。

採決の結果、請願第1号は賛成多数で継続審議とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(大田黒英生君) しばらく休憩します。11時15分から開会します。

午前11時04分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長(大田黒英生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長(手嶋靖隆君) ただいまから、総務常任委員会委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件については、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。今定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第48号、議案第49号関連、認定第1号関連の3件であります。本委員会審議に先だって、9日と10日に関係する14カ所の現地調査を行い、11日、14日にかけて委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過、概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第48号、公有財産の使用について。総務部総務課関係では、委員より、分収造林契約書第3条について、広葉樹を植栽予定してありますが、その種類は何ですか。また、熊本市の管理とあるが、

間伐や下刈りも含むのですかとの質疑に対して、執行部より、商業観光課が熊本市と協議しながら決定します。現在、近隣で植林している山桜などその他の樹種も同様なものになるかと思えます。間伐等の管理は、熊本市が行いますとの答弁がありました。

委員より、分収の方法はどうなっていますかとの質疑があり、執行部より熊本市の担当者との協議では、木の実やキノコ類の林産物を上げていますが、実際は保険を掛けるまでの火災や水害の際の保険金を熊本市と分けることになりそうですとの答弁がありました。

委員より、観光目的や水源涵養をしているというPR用が必要と思いますが、看板等を設置する計画はありますかとの質疑があり、執行部より、水源涵養として啓発は大切なことです。熊本市に確認しながら要望しますとの答弁がありました。

委員より、現在原野に樹木があるが、その所有や分配方法など契約してありますが、またどのように確認するのですかとの質疑に対して、執行部より、今後植林される樹種はわかります。ただ、現時点の樹種はそのまま活用されますので、お互い相談して検討していきたいと思えますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第48号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてです。総務部総務課関係では、委員より、入札情報システム関連で入札に関することが地元と町外業者の割合はどれぐらいか。また町内発注の落札率についても努力をしていただくことや、地元の雇用の面でも大変大切と思うもので、町内業者も頑張っって指導して下さいとの質疑に対し、執行部より、地元と町外業者の割合は出しておりませんが、平成20年度は229件の入札を行っており、土木関係など町ランクにより地元でできるものは地元業者へ入札参加していただきたいと思えます。そのほか、町内で調達が困難な機械設備等の大きな入札関係は、町外業者に依頼しており、今後頑張っっていただきたいと思えますとの答弁がありました。

委員より、男女共同参画推進費で臨時職員について計上してあるが、賃金、単価はいくらですか。臨時職員の賃金は全国的に見てどうかとの質疑があり、執行部より、熊本県は全般的に安い賃金だと言われていますが、今回臨時職員の賃金は大津町ほかの臨時職員と同様1時間当たり720円としていますとの答弁がありました。

総務部税務課関係では、委員より、昨今不況の影響で徴税の収納状況はどうか。昨年からの比率はどうなっているのか。滞納している人には差し押さえをとかもあるが、本当に払えない人には血の通った対応をお願いしたいとの質疑ありました。執行部より、町民税の固定資産税の収納率については、昨年よりも若干いいようですが、国民健康保険税についてはリストラ等で国民健康保険の加入者が増えており、昨年に比べて悪くなっていますので、早めに分納等の相談を進めていきたいと思っていますとの答弁がありました。

企画部企画課関係では、委員より統計調査の調査員は何人かとの質疑に対して、執行部より経済センサス調査が15人、全国消費者実態調査が2人ですという答弁がありました。

委員より、住民が利用しやすい公共交通の整備をすべきではないかとの質疑がありました。執行部

より、昨年度の地域公共交通会議を立ち上げています。今年度中の公共交通基本計画の策定に向けて調査を進めています。その中で、交通弱者と言われるお年寄りや運転免許をお持ちでない方の交通手段の確保やバス路線のあり方についても検討することになっています。9月の中旬には、町内路線バスの事業者へのアンケート調査なども行っていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第49号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成20年度大津町一般会計決算認定についてです。

議会関係につきましては、質疑はありませんでした。

総務部総務課関係については、委員より、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会負担金があるが、空港の駐車場が警察の整備により大変よくなった。その反面、送迎で空港に来た人は必ず駐車場に車を入れねばならなくなったが、駐車料金を取られる。利益を上げている空港などで、少しの時間の駐車料金を取るべきではないと思うので、協議会で取り上げていただきたいとの質疑がありました。執行部より、緊急雇用で警察の指導により駐車帯への駐車指導が厳しくなっています。ただ送迎のことや高齢者、障害者などの利用はスムーズになり、すっきりとしているとのよい評判もありますが、利用しにくくなったとの意見もあるようです。空港の駐車場、進入路や駐車場の整備も検討されています。今後、協議会改善ができないか、意見を要望していきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、生活線維持補助金について4千300万円の補助を出し、乗合タクシー補助も支出されているが、路線の費用対効果だけの対応だけでは、この費用でほかの方法や巡回バスなどの導入などの見直し、検討をしてみたことはありませんかとの質疑があり、執行部より、桜丘線の廃止や高森線の見直しなどを進めていたところです。近隣の合志市では、100円で乗車し、公共施設を中心に巡回しているようです。路線も3路線あり、1千万円程度の費用だそうです。大津町では、町内巡回の場所も多く、現在、乗合タクシーの本数を増便するなど対応しているところです。なお、現在企画課で地域公共交通会議による町の公共交通について調査やアンケート並びに推進会議を開催し、3月までにある程度の方向性が出るように進めているところだそうですとの答弁がありました。

委員より、裁判員制度で抽出方法はどうなっているのですかとの質疑があり、執行部より、裁判員の候補者は20年度48人が割り当てられ、選挙順名簿に登載されて有権者をコンピュータで抽出するシステムがあります。抽出された皆さんは1年間登録され、その中から裁判事例により、さらに整理され、候補者になります。1回候補者になり裁判員になった方は、5年間は対象外となります。21年度は66人の割り当てとなっていますとの答弁でした。

委員より、交通安全施設の工事請負費の形状の中で、要望状況はどうなっていますか。その対応はどうなっていますかとの質疑に対して、執行部より、要望・現地調査を行い入札で実施します。残額も入札残となって出てまいりますとの答弁がありました。

委員より、外灯補助金の地元負担金はどのくらいになりますかとの質疑があり、執行部より、外灯補助金は町補助が3分の2以内、限度額が3万円です。地元負担は新しい支柱を設置する場合に2万5千円程度で、電柱に取付であれば5、6千円程度の負担となりますとの答弁がありました。

委員より、消防団員の確保は大丈夫ですか。団員等もボランティア的な活動ですし、報酬額等は近

隣の市・町と比べてどうなっていますかとの質疑があり、執行部より、消防団員の確保については、各分団も苦勞しているところです。皆さんに協力していただき、630人を確保している状況です。報酬額は近隣の市・町と同額で対応させていただいておりますとの答弁がありました。

総務部税務課関係では、委員より、徴収率は96.76%ということだが、未収金は督促などで徴収するのかとの質問がありました。執行部より、収入未済額を2億1千万円が繰り越しとなります。頑張っただけで徴収に回りますが、時効などで消滅する不納欠損額が20年度で1800万円ほどになりますとの答弁がありました。

委員より、各種税に保育料、介護保険料など全部加えると未収入額といくらになるのかとの質疑に対して、執行部より、ほかの収入未済額は把握しておりませんが、徴収収入未済額が2億1千万円、国保税が1億6千万円ほどとなっていますとの答弁がありました。

委員より、職務権限で通帳預金も差し押さえできるのかとの質疑がありました。執行部より、預貯金調査をして差し押さえを行っています。年間5千件か6千件、預貯金調査を行っています。また徴収につきましては、日々努力をして行っているところですが、徴収体制では平成20年度は国保税の徴収率が93%を確保できないかもしれないという時期もありましたので、総務部の課長も徴収に回りまして、平成21年度はこれに加えて各部長も徴収に回っていただくことにしておりますとの答弁がありました。

総務住民課関係では、委員より、町営住宅入居の基準と単身入居者はどうなっていますかとの質疑があり、執行部より、入居者審査会を年に2回以上実施しており、入居基準については町内に住所を有する、勤務している方で所得要件等、同居しようとする親族があることなどがあります。単身入居については、部屋数などから西嶽住宅と北出口団地を単身入居できる住宅として募集していますとの答弁がありました。

委員より、八代市で重複戸籍が発覚したが、当町はどうか。住宅の入居保証人か、または一番高額な滞納者はどのくらいかとの質疑があり、執行部より、当町では重複戸籍などはありません。入居の際は2名の連帯保証人を求めている。高額な滞納者は、滞納額100万円を超える状況の方が以前訴訟したが、小さな子がいるため退去ができなかった所帯ですとの答弁がありました。

委員より、連帯保証人に求める場合は、早期にしないと役場の怠慢とも取りかねない。滞納者に対して一般の入居者の不平不満の声があるとの質疑に対して、執行部より、連帯保証人には3カ月滞納時点で連絡を行って、今後即決和解など法的な手段の検討をし、滞納整理に努めますとの答弁がありました。

総務部人権推進課では、委員より、人権対策費の補助金、団体活動助成金で団体の事業内容と領収書などは添付されているか。また、自主財源はいくらかとの質疑があり、執行部より、団体（部落解放大津支部）では、町の人権施策とも協働いただきながら、あらゆる人権に関する活動を補完する役割として活動していただいています。補助金の領収書などについては、毎年監査委員の監査を受けられており、適切に処理されているものと思います。今後も、町の補助金交付要綱に沿った指導をしていきたいと思っています。また、団体の自主財源は65万9千円となっていますとの答弁でありました。

委員より、人権対策費報償費についてどんな講師に依頼したかとの質疑に対して、執行部より、講師の選定については人権に関わる人の中から幅広くお願いしています。最近では、地元優先で考えています。平成20年度は町在住、中沢堅司さんの音楽をお願いしました。また、一昨年はエアロビックス選手大村詠一さんに応援してもらうなど、地元の人を優先してお願いしてまいりましたとの答弁でした。

企画部企画課関係では、委員より、税収が落ち込むなど厳しい状況だが、事業の費用対効果の面などから現在の行政運営の状況についてどの程度の評価をしているのかとの質疑がありました。執行部より、普通交付税の不交付団体から交付団体へ変わったことなど、その反動は21年度に出てくると思われます。税収も大幅に落ち込んでいますが、このような状況こそチャンスであるとも言えます。補助金の適正化などいろいろな削減に取り組まなければならない面もありますが、住民の方にあまりしわ寄せが来ないように住民サービスの維持向上には職員もしっかりと努めていかなければならないと考えています。また、行政評価については、振興総合計画等評価委員会による外部評価も行っていますが、基本的に町の行財政運営については住民の方に評価していただくものと考えていますとの答弁でした。

委員より、定額給付金の未申請者はどのくらい残っているのか。また、最終的に残った未申請者分の給付金は、町がもらえるのかとの質疑があり、執行部より、現在330件程度です。11月1日が申請期限ですので、既に2回ほど未申請者に対して申請していただくよう通知を出しております。2回目を先々週に出したところ、先週は50件ほど、それから本日は20件ぐらい申請があっております。あくまでも国からもらえるのは実際に申請があって給付した実績の分だけになりますとの答弁がありました。

委員より、昨年度の地域通貨制度の登録者は863名ということだが、そのうち実際に地域通貨の交換を申請した人はどれぐらいいるのか。また、貯まったポイントは翌年度に持ち越すことはできるのかとの質疑に対して、執行部より、登録者のうち交換や寄附の申請をした方は218人です。なお、未申請者は翌年度に繰り越すことはできませんが、地域の通過への交換申請がなかった方も、自分が活動した記録を活動報告書に残すことになるかと思えますとの答弁でした。

企画部企業誘致課関係について。委員より、補助金の控除と振興奨励補助金の内訳はどうなっていますかとの質疑に対して、執行部より、大津町工場等振興奨励補助金交付要綱では、用地取得補助金に取得価格の20%（限度額が2億円）、また施設整備補助金は投下固定資産総額の10%（これは限度額の5千万円内）を助成しています。大津南部工業団地の用地の（株）マルエに係る補助金は、用地取得補助金が4千232万5千円、施設整備補助金が限度額の5千万円で、合計9千232万5千円を補助しました。また、同じく大津南部工場団地の（株）アムドに係る補助金は、用地取得補助金が1千775万8千円、施設整備補助金が2千19万3千円で、合計3千795万1千円を補助しましたとの答弁がありました。

委員より、大津町で工業用地の開発計画はありますかとの質疑があり、執行部より、現在大津町では計画はありませんが、最近、県が工業団地の調査で市町村に100ヘクタール程度のまとまった工

業団地用地の調査があり、大津町も2カ所の報告をしました。県全体では、11カ所の報告があったようですが、今後県としてはコンサルに委託し、すべての候補地の調査をして選定業務を行い決定していくようであります。しかし、県の予算関係で実現するか否かは未定だそうですとの答弁がありました。

会計課関係で、委員より、基金の預金先はいくつか。また構成比率はどうなっているのか。経営規模の小さい金融機関はどうしているのかとの質疑があり、執行部より、町内は肥後銀行、JA菊池、ファミリー、第一信用金庫、信用組合の5行です。借入起債額の相殺を基準にしているので、起債借入金残高の割合に従い預金している。残高の多い肥後銀行が44%、JAが26%、第一信用金庫が17%、ファミリーが9%、信用組合が4%です。利益の少ない金融機関にも中小企業経営対策のために配慮していますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員会委員長に対して、第49号に対して質疑をいたします。

49号の補正予算であります。615の農業構造改善事業費、この中で総合交流ターミナルの件がありますが、審議の内容というのを説明されましたが、もう一つ深く聞きたいところが、この備品購入費というのが町が持つべきか、それとも指定管理者側が持つべきかという点であります。委員長の報告の中に30万円という線引きをしてあると、30万円以下と以上という形で町と指定管理者側を選り分けるという話であったかと思えます。この説明書の中によりますと、冷蔵庫と給湯器であります。58万3千円と32万9千円、この額が妥当であるかということがポイントになってくると思えます。冷蔵庫が30万円以下のものはないのか。例えば、その給湯器も32万9千円ということありますから、二十数万円とか、十数万円ので事足りはしないかということがポイントになると思われまますので、この点について審議の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 今の部分ですが、これですね、我々委員会で協定書をですね、配付していただいて、それをもらったわけですけども、その中で見まして妥当だというふうなことを執行部の方から説明を受けまして、それで納得しました。あれだったら、配付しましょうか。協定書、いいですか。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、平成20年度の大津町の各会計の決算の認定について、認定に反対の

立場から討論を行います。

最初に、認定第1号の20年度の一般会計決算であります。ご承知のとおり、決算によって、それによる効果というのは、常に予算が執行された、このことに対して結果を検討し、反省点や改善事項を指摘して、以後の行政やあるいは財政運営の改善に役立てるという目的がございます。私は、その立場に立って討論を行いたいと思います。一般会計について、毎年指摘をしておりますが、とりわけ人権関係の決算の内容であります。人権が、すべての人の人権が保障をされることは、これはまさに当然のことです。同時に、人々に対して人権が大切だと、そのように語る人たちは人一倍自ら襟を正さなければ、その説得力はないと言わざるを得ないと思います。そこで、この人権に関する補助金であります。部落解放同盟に対して386万円支出がなされております。既に同和対策の特別法が終了してかなりの年数が経っておりますが、相変わらずこういう事業を続けていけば、特定の地域がそういうかつての同和対策の地域として事実上これが残っていくわけです。このことは、いわゆる同和対策の解消に逆行するものであると私は考えます。つまり、人権の対策にとっては逆効果であると思うわけです。特に、補助金がですね、個人的な懐に支給をされるようなものについては、即刻改めるべきだと。少なくとも、同和対策の特別法が終了しているわけですから、期限を切って、目標を持って、こうした特別扱いをいつまでに止めると、こういう方針が必要かと思えます。また、成果報告書には、こうしたかつての差別事例とよく言われておりましたが、全くそういう記載はございません。ということは、ないということです。それから、人権同和教育推進協議会に120万円、そして学校人権教育研究会、いわゆる教育委員会所管であります。こちらが250万円。補助団体に対する監査委員さんの指摘がなされておりますが、この人権教育研究会ですね、旅費の算出方法の透明性確保、算出基礎、こういうものを添付すべきであると指摘がなされております。また、毎年この予算の半分近くを解放に向けて、あるいは解放、冊子の印刷製本代に充てられております。ずっとこういうことが続けられているわけでありまして。補助金についてのこの成果表であります。補助の意図目的でいえば、同和問題を人権擁護の主要な柱に据えたと。もうこんな時代錯誤のようなことはですね、もうやめるべきであると。もともと学校の教職員がかつて大変経済的にも大変な状況におかれていた時代に、教職員が本来は自主的に始めたこういう人権教育だと思います。過去にその成果が上がったことは私は否定をいたしません。今の時代にですね、同和問題だけを人権擁護の主要な柱に据えたと、まさに時代錯誤だと言わなければならないと思います。またこの研究会は、町の教職員が確か会員であります。以前質疑したときは、全員がこれに入っているとされておりましたが、今後の方針にも示されておりますが、人権感覚を持った教職員の育成と、教職員が人権感覚を持つことは当然の業務上必要なことでもあります。ですから、百歩譲ってもですね、なぜ補助金でその教職員が基本的に身に付けなければならない資格をですね、なぜ補助金でやっているのか。ここにまさに矛盾があるわけでありまして。人権は、すべての、特に教職員ですから、児童生徒のために活用されるべきである。また、教職員も非常に多忙だと言われております。こういう事業に補助金を出して延々と続けるということは、教職員の負担にも私はつながっている。本来、子どもたちと向き合うべき時間まで影響を及ぼしているのではなからうかと思うものです。そういう意味で、まさに人権対策には、その目的に

は沿わない補助金であると思います。

また、地方自治法は地方自治体の仕事は住民の福祉の充実を進めるとしております。そういう中で、例えば保育所の整備であります、相変わらず保育の入所は定員、本当にぎりぎりの状況です。定員の25%を割増して、水増しをして、やっとなんとか町民のニーズに応じていく状況です。これは裏を返せば、小さい子どもたちの人権、もともと子どもたちの基準面積が狭いわけですから、それにまた25%子どもたちがぎゅうぎゅう詰めにされてしまうという意味で、子どもの人権にこそ真剣に対応して、保育所の整備がもっともっと定員割増でなくても対応できるような予算措置が必要かと思えます。

また、昨年度の決算でありますから、去年の暮れから問題が持ち上がりました大津中学校と大津幼稚園の間に民間の開発道路を通そうとした事件がございましたが、これは既にまちづくり基本条例に反したということで答弁がなされておりますが、私は今朝も行ってみましたが、幼稚園のあの正門前の安全対策は全く手が付けられておりません。今年度の予算にもそのことが反映がなされていないということで、この点を指摘して、来年度の政策にぜひこの問題は反映をするべきだと思うわけです。

また、学校教育の教育環境の改善も、このとき問題となりましたが、今年は各学校に経済対策で緊急雇用の人たちが草刈りやら学校の整備やらで非常に学校側から喜ばれているようですが、これは恒常的な対策としては保障がなされていないということ指摘しておきたいと思えます。

最後に、法人税の大幅な落ち込みと、昨年度から始まりました、監査委員の人たちの指摘にもございますが、実質公債費比率が12.8、もうやがて13%になろうとしております。この実質公債費比率は、新たな計算方法となっておりますが、一般会計だけではなく特別会計などの借金も連結をして計算をされる。18%が要注意だと言われておりますが、新年度に向けてこうした税収が回復をしないことが見込まれる中、不要不急の公共事業などの見直しが求められているのではなかろうかと指摘をしておきたいと思えます。

次に、認定第2号は、国民健康保険特別会計の認定ですが、本会議でも短期保険証、あるいは特に資格証明書のことが委員長報告でも出されておりましたが、人の命に関わる問題で保険証を渡さない、金のあるなしで命が失われるかもしれないということは、絶対避けなければならない問題だと思いますので、この決算認定に反対をいたします。

認定第6号の介護保険特別会計であります、この制度は、私は制度そのものが欠陥であると考えます。老人の数が増えれば増えるほど負担が増えていく、自動的に増えていく。一方で、これまで介護保険料が見直しのたびに値上げをされてまいりましたが、介護のサービスは後退をするという、まさに当初のうたい文句に逆行する制度だ、欠陥の制度だと考えます。

最後に、第8号ですね、後期後継者医療保険特別会計であります、今度政権が変わってこの後期高齢者医療が廃止の方向が打ちだされております。75歳を過ぎて、先ほど委員長の報告でもこの会計で滞納された方に短期の保険証をお渡しして指導をしていると、何という冷たい、制度そのものがひどい制度だと思うわけです。この現代の姥捨て山制度は廃止をしない限り解決をしない、こういう立場から反対をするものであります。

以上で、討論を終わります。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 私は、認定第1号について、賛成の立場で討論を行っていきたいと思います。とりわけ同和問題についてですが、さっきの本会議初日の質疑の中で、町側から答弁があつております。その中身として、部落差別をはじめ様々な人権に関する問題が存在する中、行政が担当する教育啓発活動とそれを補完するような団体に対しては助成は必要だと考えております。運動団体として、周辺地域との交流や今年度人権推進課と合流しました町人権啓発福祉センター活動とも連携した町の取り組み、地域の活動などに積極的に関わり、人権のまちづくりにも取り組まれていますという答弁がなされております。先ほど学校の先生の人権意識についてもお話があつたわけですが、とぎすまされた人権意識は、常に学習が必要だと私は考えております。そういう意味で、学校の先生も人権意識というのは常に磨いていくという、そういう中で常に学習をされているというふうに感じております。私は、この南杉水人権のまちづくり協議会の構成メンバーとして、今現在も活動をしているわけですが、運動体は今、人権のまちづくりに周囲の住民の皆さんとともに重要な役割を担っておられます。大変貴重な役割です。人と人との豊かな関係の構築、そしてその関係を構築しようとするときに阻害するもの、例えば高齢者の孤独や障害者の引きこもり、あるいは差別という問題に対して具体的に解決する能力を地域で確立していく、そのことが人権のまちづくりだというふうに定義づけられて、その運動を運動体が牽引していく役割を担っているというふうに考えています。また行動費の問題ですが、以前は地域の実態として日雇い等といった方が多かったです。そういう意味で日当を払ってきたという経緯があるのではないかと思います。現在はもちろん、そういう人ばかりではございません。そういう状況をつくったのも解放運動の成果だと私自身は捉えているところです。しかし、解放運動を担っている皆さんは、未だに高齢者であれば無年金者、若者であれば派遣労働者、そして今日のこの経済状況の中で、ご承知のように、現在派遣切りにあつている若者がいます。また、職場を解雇され、明日の生活に不安を感じ、土地の処分の相談をされている方も実際におられます。こういう状況ですけれども、いやこういう状況だからこそ、解放運動だけはやり抜くという意気込みで現在人権のまちづくりに関わっておられます。そういった現実を考えた場合、行動費の問題ですが、確かになくすべきだという一般的な意味ではわからないでもありません。そこで、現実的な選択として、今後も運動体と協議をしていくという町の姿勢は理解できるものがあると思います。町長もこの南杉水の人権のまちづくりを北部地区、ひいては大津町全体に広げていきたいというお考えのようです。

私は、そういう意味で、認定第1号について賛成という立場で討論を行いました。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。永田和彦君。

○1 2 番（永田和彦君） 私は、議案第49号に対して、反対の立場を表明するものでございます。

先ほど委員長に対して質疑を行いました。20年度は改選前ですけれども、私もこの経済建設委員会に在籍しておりました。そこでこの指定管理者の導入について、あらゆる疑義を述べてきたわけですが、この指定管理者制度の難しさが今回露呈したのではないかなと。これは、改善の余地

があるなという感じがいたしました。と申しますのも、その契約の中には、考えられるありとあらゆるものを詰め込みましたというふうな説明を受けてきたのでありますが、今回の委員長の報告をお聞きしまして、質疑による理解の中では、例えば冷蔵庫と給湯器、こういったものの妥当な額、競争入札をしてこれだけの額が出たのか。例えば、30万円という線引きをつけるのならば、29万円しかしないものをわざと高いものを持ってきて30万円以上にして町の責任ですよという、請求をする可能性も出てくるわけでございます。ですから、やっぱりこの備品購入という点については、この契約書というのは、もう既に取り交わしたものかもしれませんが、かなりの改善点があるのではないかなと思います。20年度の決算書を見ましても、この農業構造改善事業費としまして、総合交流ターミナルには200万円程度の工事請負費が発生しておるということでもあります。これからこういった備品購入の名の下に30万円以上の様々な備品が出てくる可能性もあると考えるからであります。この備品購入あたりは、請け負った指定管理者側がやはりするべきではないかと。やはり、どうしても安く見積もっても100万円は下らないとか、今の100万円というのは一つの例ですが、それとかそういう備品ではあるけれども、経営にかなりの悪影響を与えてしまうというような額のもの、そういうものは町で持つべきかもしれません。ですから、この30万円と線引きして、この冷蔵庫と給湯器は妥当な額であったという説明におきましても、私はそれを信憑性のある何らかの資料も持っておりませんので、この30万円という線引き自体、もうおかしいのではないかと、そういうふうに考えます。ですから、今後この契約は確か3年間だったと思いますが、契約の不遡及というものがあるかどうか知りませんが、前に戻って契約を改善するというのは難しいかもしれませんが、やはりこれは改善していかなければ、町の持ち出しはどんどん増えてしまうと、そういうふう to 考えます。ですから、この議案第49号に対しては、私は反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。午後1時10分から始めます。

午後0時08分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。

まず、議案第41号、大津町子育て・健診センター条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第42号、大津町立診療所の設置等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第46号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、公有財産の使用についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第49号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号から議案第53号までの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第53号までの3件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号から議案第56号までの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第56号までの3件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成20年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成20年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号及び認定第5号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。この各特別会計の決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号及び認定第5号の2件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、成20年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成20年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 議案第57号 町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、議案第57号、町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）

請負契約の締結についてを議題とします。お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議を審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます前に、案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご議決・ご認定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご意見、謙虚に承らせていただきます。今後ともご指導とご助言をよろしくお願い申し上げます。

早速、議案第57号の町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）請負契約の締結についてでございますが、この物件は7月29日に条件付一般競争入札の公告を行い、9月8日に入札を実施いたしました。入札の結果、(株) 荒牧組・益田産業(株)・(有) 岩下建設建設工事共同企業体、代表者

熊本県菊池郡大津町大字外牧 3 3 9 番地、株式会社荒牧組、代表取締役荒牧鉄矢様と 8 千 7 1 5 万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。議案第 5 7 号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に定める予定価格 5 千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をして詳細説明を申し上げさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第 5 7 号、町道本田技研 3 2 5 号線道路改良工事（2 工区）請負契約の締結についてご説明を申し上げます。平成 1 2 年に入札の適正化と公共工事に対する国民の信頼を確保すべく公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されましたが、大津町においても昨年、平成 2 0 年 7 月から予定価格 5 千万円以上の建設工事については、一般競争入札を適用しているところですが、昨今、国・地方自治体の建設事業費縮小により、建設業界を取り巻く環境が厳しさを増しております。建設業者の受注機会が減少する中、今回のような比較的大規模な工事については、資金負担の軽減、危険負担の分散また技術力の強化等を考慮しながら請負業者の受注機会の拡大を図るため、特定建設共同企業体方式を採用しております。特定建設工事共同企業体につきましては、以前は構成員となり得る建設業者をあらかじめ指名する予備指名という手法を取っておりましたが、より透明性のある事務手続きを確保するため、平成 6 年、国は諸外国の状況を踏まえ、予備指名制度を廃止、自主結成方式を採用しており、大津町においても、昨年、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程を改正、予備指名を町では廃止し、特定建設工事共同企業体の編成は自主結成方式によることといたしております。

それでは、議案の内容について説明をさせていただきます。議案集の 2 ページと説明資料は 1 ページをお願いいたします。この工事は、町道本田技研南通線と国道 3 2 5 号を 4 車線で接続するための道路改良工事であり、建設工事の種類としては土木一式工事となり、町内業者での施工が可能な物件であります。説明資料の 1 ページですが、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いました。今回入札に参加できる者の資格を明記しております。またこの条件付き一般競争入札の条件とは、地域の要件、それから工事の実績、技術者の配置などの条件を個々の工事ごとに付けて入札参加を求めるというものです。今回、条件付き一般競争入札を実施いたしましたので、まず議案の入札部分について私の方から説明を申し上げ、その後、工事の内容または概要につきましては、土木部長の説明を行いたいと思います。

まず、町内業者での施工が可能なことから、町道本田技研 3 2 5 号線道路改良工事（2 工区）に係る競争入札参加資格としまして、建設工事の種類は土木一式工事です。

次の共同企業体の構成員数は、2 社、もしくは 3 社。構成員の 1 つに格付等級 B の者を含むことといたしております。

次に、格付等ですけれども、その共同企業体の格付構成を代表構成員、構成員 1 を A、構成員 2 が

AまたはB、構成員3がBといたしております。町の格付がAのものを代表構成員とする格付A及びBによる2社もしくは3社の共同企業体であることとし、格付Bの者の技術向上のため、企業体の構成員のうち1社は格付Bの者か含まれることといたしております。

次に、この土木一式工事は、町内業者での施工が可能なことから、営業所の所在地で大津町内に主たる営業所、本社を有することといたしております。

次の施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、代表構成員、構成員1は、平成11年度以降、元請として町内において完成した土木一式工事で、請負金額が3千万円以上の施工実績を有すること等を参加資格の要件といたしております。

また一番右の配置予定技術者に関する事項としまして、配置予定技術者の資格を提示しております。以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できることとし、1で左の先の平成11年度以降、町内において完成した3千万円以上の土木一式工事で管理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要すると。2で、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。3では、当該入札参加者と直接的、恒常的な雇用関係、3カ月以上雇用関係にある者ということで、これらを参加要件といたしております。平成21年7月29日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の2ページをお願いいたします。工事名は、町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）です。工事の内容は、説明書記載のとおりであります。詳細につきまして、後ほど土木部長からご説明します。本案件は、共同企業体への発注ということで、8月13日に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った6社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、9月8日に入札参加者6社で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は、右に記載のとおりです。入札の結果、(株)荒牧組・益田産業(株)・(有)岩下建設建設工事共同企業体様が8千715万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から、平成22年3月15日までといたしております。予定価格は、左の下に記載のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第57号、町道本田技研325号線道路改良工事（2工区）の工事の概要について説明いたします。説明資料集の3ページをお願いいたします。これが全体の路線図になります。今回の工事につきましては、赤く示しております部分が範囲に入っております。本田技研南通線から国道325をつなぐ部分の一部になります。

4ページをお願いいたします。4ページが平面図になります。赤く塗りつぶしてある部分について、今回の施工範囲になります。今回の工事範囲につきましては、延長が260メートルになります。本年3月議会議決をいただき契約した部分の、今回の部分はその東側の部分になります。

5ページをお願いいたします。今回の部分における標準断面図を示しております。道路幅員は車道4車線、それから両側歩道植樹帯を含めまして19.75メートルになります。敷地につきましては、図面に示しておりますように、北から南の方に傾いておりますので、南側の部分につきましては一部

盛り土の部分が必要になってきております。また、図面の右側の方に車道部、歩道部及び民地への車両乗り入れ部等の舗装構成を記載しております。

2ページの方にお戻りいただきたいと思います。車道が4車線で6.75メートル掛ける2の13.5メートル、それから植樹帯が中央にありまして幅員が1.25メートル、歩道が両側にありまして2.5の2、5メートルになります。合わせて19.75メートルになります。また、掘削工、路対盛り土工、路床盛り土工、側溝工、舗装工については、記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回の入札結果を見てみますれば、やはり落札されたところの額は予定価格の94.95%ということでありまして。ひとつは、この説明資料の中にですね、この入札金額、こういった形で各入札参加者と入札金額が書いてありますが、これにパーセンテージあたりを入れたらおもしろいかなど。棒グラフとかにすればまだおもしろいんでありますが、説明資料であるならば、もう少しわかりやすくするのがよろしいかと思われまして。この入札金額を見てみますれば、落札者が94.95、一番高い価格を出したところが97.47%ということでありまして。この価格を見てですね、この大津町の業者ですから非常に大津町はこういった公共工事があってよろしいんでありますが、やはり高止まりはよくないということでありまして。この競争入札、条件付き競争入札をして、この落札者が妥当な額であるというのは、あくまでも予定価格を下回ったからとしかその理解することができないのか。例えばですよ、この道路ですから、第1工区、今まで工事をした部分と比較して、例えば舗装あたりの1立米とか、そういった価格にすると、舗装単価と申しますか、そういったやつがあるかどうかわかりませんよ。そういったやつで比較して、1工区と2工区を比較して、高くなったらやっぱりおかしいんじゃないかなど思ったりします。1工区の落札価格よりもですね、低くなるのが絶対条件と私は思うわけです。ですから、その価格、1工区と比べたときですね、この落札価格は立米当たりとか、平米当たりとか、私わかりませんが、安い単価に流れているのかどうかですね。そこは非常に重要であると思えます。すると、この競争入札がうまく働いていると思われまして。それと、この入札参加者の中で、この荒牧組、この共同企業体ですたいね、これが落札しておりますが、この企業体は1工区のとときに落札したことがあるのかないのか。それと、逆にですね、この中で一番高い入札金額を付けたこの長田建設・村上建設・木村工業建設共同体、これは1工区で落札したことがあるのかどうか。これが一番高い値段を出してですね、1工区も全然落札していないということになるならば、やる気がないというふうに感じます。1工区が取れなかったから、2工区は是が非でも取ってやるぜというのが入札の競争の原理ではないかと思われまして、そこのところもお聞きしたいと思えます。

それと、この説明資料の中の5ページの中にも右下に作業機関で株式会社ウエスコとあります。要するに、ここが出したものが予定価格に関わってくるものかと思えますが、このウエスコというところ、私わかりませんので、その会社について、きちんとした会社であるという信憑性があるかどうか

わかりませんので、この会社についてのご説明もお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

94.95%で今回落札をいただいております。工事の金額については、私たちの方では入札時に工事の詳しい内訳書、明細書等提出を求めておりまして、こちらの技術の道路整備課、土木の方で精査をしてこの金額でできるということを確認した上で入札決定をいたしているところです。舗装単価で言うその1平米当たりの比較といいますか、そこについては私の方ではちょっと把握できませんので、土木部長の方からご説明したいと思います。

それから、入札参加共同企業体で、まず長田建設（株）・村上建設（株）・木村工業建設工事共同企業体さん、こちらの方は1工区を落札いただいております。

それから、もう1つですけれども、設計業務を請け負いました（株）ウエスコですか、こちらの方については、設計業務の受託ということで入札に結果でウエスコと契約をいたしたところです。このウエスコさんでやっていたというところであります。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、単価の関係なんですが、工事の関係につきましては、先ほどウエスコの説明がありましたけれども、ウエスコさんというのは測量会社になります。測量会社が現地を測量して、図面を書いて数量を上げてきます。その数量に基づいて、県の統一単価、あるいは市場単価等を調査して、町の方で設計価格を上げます。それに基づいて入札という形で、業者さんが入札されるという形になりますので、毎年といいますか、年度ごとにそれぞれの単価が変わりますし、それぞれの単価がですね、変動が激しいときにつきましては3カ月とか、そのあたりで変動もありますので、そういう単価の変動を見ながら、そのとき、設計時期において請負金額といいますか、設計金額が変わってくるという形になっております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁の中でですね、こう聞かれたからこう答えたという形で、税金を少しでも競争入札によって有効に使わせるというような意図は、町長ではございませんのでそういったことにしかならないのかもしれないけれどもですね、私が再度質疑するのは、こういった、1工区、2工区分けましたよね。こういった工区があって、1つの道でございます。ということは、1工区を何分割かにして、そのやってまいりました。ということはですよ、本当に競争の原理が働いているのならば、その単価的なものというのは業者は出すと思うんですよ。例えば予定価格の95じゃなからんと取れないと。ということは、立米当たりの単価がこれぐらいになると、立米か何か正しいか何かはわかりませんが、ということはですよ、この工区を5分割なら5分割した、4分割なら4分割したならば、一番最初の落札価格よりも2番目、3番目、4番目、5番目がですね、段々安くなるのが本当じゃないかと思うんですよ。またしきり直しじゃこれはないんですよ。1工区の1分割目、2分割目がその値段だったな

らば、2工区に行ったときにはもっと安くせんと取れんぞと考えるのが本当の入札じゃないかなと思うんです。だから1工区と比較しましたかということです。1工区と比較して、逆に高くなっとなんていうのは、ばらまきの公共工事ではないかなと感じるからであります。1工区との比較ですね、これはそのさっき言った立米ですのか、平米ですのかわかりませんが、そういったところを最低でもないと言えないと思うんです。それによって、この契約金額が何と申しますか、妥当な金額というふうな理解が示されるのではないかなと、そう思います。じゃないと、町内の業者ばかりで、恐らくこの入札参加者というのは、恐らく顔見知りばかりですよ、これはもう町内ですから、こらわかったことです。しかしながらこういったときには、きちんと線引きして、よし競争だぞと、我々が取ってやるというようなですね、我々はもう安く材料を仕入れることができるんだからうちが勝つというような、そういった競争原理にはほど遠いものになりはしないかということです。1工区との比較は、何らやってないのかどうか、再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 私の方から、落札率でちょっと比較をしたいと思います。今回2工区の方は94.95、先ほど永田議員ご指摘のとおりですが、前回の1工区よりも下がっているということで、企業さんの経営努力の方で下がってきたんじゃないかというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、設計する上でどういうふうな形で今設計しているかということなんですが、例えば先ほど言われました舗装単価をどのようにして出すかなんですが、これにつきましては、大体国土交通省の方で、例えば1平米するにの機械が、どういう機械があって、それを動かすのにどの程度人間がいる、燃料がいるという歩がかりがあります。それに基づいて単価を、その時々それぞれの単価、例えば燃料がいくらとか、機械の借上げがいくらとか、そういう形で毎年毎年そのあたりは変わってきますので、それに基づいて単価を出していますので、それと測量事務所といいますか、それが出した数量にですね、掛けて計算をしていますので、それをそれぞれの工区によって前回よりもさらに下げるといようなことはやっておりません。そういう歩がかりに基づいて設計をしていますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。そういう形で土木工事、建築、ほとんどの事業一緒なんですけれども、公共工事はそういう形で設計単価を出して入札をさせているという形になっております。

○12番（永田和彦君） その都度ですね。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） はい。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号、町道本田技研325号線道路改良工事（第2工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成21年第6回大津町議会定例会を閉会します。

午後1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月18日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 手 嶋 靖 隆

大津町議会議員 永 田 和 彦